

平成18年版鳥取県環境白書の 発行にあたって

この環境白書は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにしたものです。

第一章では、鳥取県が環境分野で力を入れている重点取り組みテーマの5つについて、現状と課題、実施する施策、今後の取り組み方針についてまとめました。

第二章では、鳥取県環境基本計画の施策体系に沿って、平成17年度までの取り組み結果と、平成18年度に取り組んでいる内容を掲載しています。

※各事業ごとに担当課室名を掲載しています。

※本環境白書は、鳥取県の環境に関するwebサイト(愛称:エコなび)からもご覧になれます。

<http://www.pref.tottori.jp/seikatu/kankyo/>

平成18年版鳥取県環境白書の発行にあたって

鳥取県では、ISO14001の認証取得（H12）など県庁自ら環境活動を率先して実施するとともに、鳥取環境大学の開設（H13）、鳥取県版環境管理システム（TEAS：テス）の創設・普及（H14）、産業廃棄物処分場税（H14）・森林環境保全税（H15）の創設、鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例（H16）・鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（H17）の制定といった県独自の施策を展開し、「人と社会と自然との共生」を基本テーマに「環境立県」を目指して、県民や企業の方々とともに環境への取組を進めてきました。

平成17年2月には京都議定書も発効し、環境への取組は一層実践が求められる時代となりました。地球温暖化防止、循環型社会形成、自然環境保全などいずれの環境問題も活動の成果がすぐに出るものではありませんが、一人ひとりが自ら可能な環境の取組を一つ一つ積極的に実践し、その活動の輪を広げて県民運動的に展開していくことが必要です。

そんな中、昨年6月には、環境配慮活動を実践している団体や企業、個人などが集まり、「とっとり環境ネットワーク」が設立されました。このネットワークでは、各々の取組内容の情報交換や各種の環境活動への参加呼びかけなどを行うとともに、アイドリングストップやゴミの減量を進める普及啓発事業などを主体的に実施されています。県としても、このネットワークの輪が大きく広がり、県民や企業の方々の実践活動が一層進むよう支援を継続していくこととしていますので、多くの県民の皆さんの参画をお願いします。

さて、鳥取県では、平成17年に鳥取県環境基本計画を改定するとともに、この計画を具体的に進める11の重点項目について環境立県アクションプログラムを定めて取り組んでおり、今年度の環境白書もこの内容に沿って構成しております。環境の現状や施策の紹介に加え、冒頭に、二酸化炭素等温室効果ガスの削減、自然エネルギーの導入といった重要テーマの現状と課題、今後の方向性を分かり易く示すことによって、鳥取県の環境問題の全体像を短時間で把握して頂けるように努めましたので、本書を皆様一人ひとりの実践に大いに役立てて頂きたいと思っております。

平成18年9月

鳥取県生活環境部長 石田 耕太郎

平成18年版鳥取県環境白書もくじ

平成18年版鳥取県環境白書の発行にあたって 鳥取県生活環境部長

平成18年版鳥取県環境白書もくじ

序章 世界の中の日本と鳥取県	
第1節 私たちをとりまく環境分野の動向	1
第2節 環境立県を目指す鳥取県の施策枠組み	3
第一章 鳥取県の環境の現状と取り組み	
第1節 すべての主体の連携・協働による環境立県	6
第2節 循環を基調とする経済社会システムの実現	10
第3節 自然と人間との共生の確保	23
第4節 快適な環境・美しい景観の保全と創造	34
第5節 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携	39
第二章 平成17年度に講じた施策、平成18年度に講じる施策	
第1節 すべての主体の連携・協働による環境立県	
・ 環境教育・学習の推進	47
・ 環境配慮活動の推進	50
・ 環境立県県民運動の推進	50
・ 大学との連携	54
第2節 循環を基調とする経済社会システムの実現	
・ 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理	55
・ 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成	59
・ 大気、水、土壌環境の保全	61
・ 環境ホルモンなど化学物質の適正管理	65
第3節 自然と人間との共生の確保	
・ 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生	67
・ 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生	68
・ 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保	71
・ 人と自然とのふれあいの確保	75
第4節 快適な環境・美しい景観の保全と創造	
・ 美しい景観の保全と創造	78
・ 歴史的、文化的環境の保存と整備	81
・ 環境影響評価の推進	82
第5節 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携	
・ 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減	83
・ 自然エネルギーの導入	84
・ 酸性雨、黄砂防止対策の推進	85
・ 国際連携の推進	85
第6節 共通的・基盤的施策の推進	
・ 社会経済・交通の状況等	87
・ 公害紛争処理	87
資料編	
資料1 環境行政史	88
資料2 県・市町村環境基本条例等策定状況	90
資料3 ISO取得企業一覧	91
資料4 鳥取県環境管理システム（TEAS）登録状況	93

序章

世界の中の日本と鳥取県

第1節 私たちをとりまく環境分野の動向

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを前提にした環境への取り組みでは、その効果には限界がある。限られた環境容量の中で持続可能な社会を構築していくことが必要であり、今日の社会経済システムそのものの見直しを図ることが求められている。

【1 世界的な動き】

食料、人口、資源エネルギー、戦争などの諸問題と並び、環境問題は最重要問題である。これには20世紀後半のわたしたちの生産活動の活発化が背景にある。実際に1950年から20世紀中に、GNPは5.0倍、穀物生産は2.7倍、漁獲高4.5倍、石油生産は5.6倍となった。このように「大量生産」されたものは、「大量消費」され、さらに「大量廃棄」されてきた。

1972年に、ストックホルムで「国連人間環境会議」が開かれ、113カ国が参加し、「人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則」が必要であるとうたった「人間環境宣言」が採択された。

この頃には、身近な環境の汚染や自然破壊など、地域的な課題を主としていたのだが、固形物のほか、液体が海洋に、気体が大気中に大量に廃棄されたことは、被害の広域化につながった。かつて限られた地域の問題だったものが、産業の発達と共に世界規模へと拡大した。

1972年以後、地球環境問題を解決するための基本的な概念である「持続可能な開発」を明確に打ち出したのが、国連の「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」だった。日本の提唱で設置されたこの委員会は、報告書「われら共有の未来」をまとめた。その中で、持続可能な開発を「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」と定義し、この概念に従った開発の必要性を強く訴えた。目先の利益を優先して開発を進めると、環境が破壊され、結局は経済発展にも悪影響を及ぼすという反省を踏まえたもので、「持続可能な開発」は地球環境問題のキーワードになった。

1988年の夏、地球温暖化とオゾン層の破壊が大きな問題となった。それまでの環境問題とは空間的な広がりや桁違いに大きく、従って影響も大きい。

環境問題が「地球環境問題」に変化した背景には、人間活動の影響が地球の許容量を越えるまでに拡大したことがある。これは全世界的な問題である。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨をはじめ、砂漠化や野生生物の減少も無視できない。さらには極地域の氷の融解による海面上昇、紫外線増加による皮膚ガンや白内障などの人体への影響、水域の酸性化で湖沼や生態系への影響などが危惧されている。

このような時代背景の中、人間環境会議から20年を記念して1992年リオデジャネイロにおいて、いわゆる地球サミット、「環境と開発に関する国連会議」が開催された。メインテーマは、「環境と開発の両立を目指す持続可能な開発の実現」であり、この場で「気候変動枠組条約」が採択された。1997年にはその第3回締約国会議（COP3）が京都で開催され、各国の温室効果ガス削減目標を定めた「京都議定書」が採択された。2001年モロッコのマラケシュで開催されたCOP7では運用の細目が法的に決定され、1990年のCO₂排出量の55%以上を占める先進国を含めた55ヶ国以上の国の批准が求められるに至った。しかし最大の排出国である米国の不参加やOPEC諸国の反対等により発効に苦慮してきたが、これらの困難を乗り越え、2004年に同議定書に大量CO₂排出国のロシアが署名したことで、2005年2月16日の発効にまでこぎつけた。2006年8月には、米国カリフォルニア州議会で温暖化ガス規制法が可決され、自治体レベルではあるものの、CO₂削減の取り組みが米国内でも法制化され始めている。

また、2002年8月～9月にかけて南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」では「持続可能な開発のための実施計画」が採択された。これが着実に実施されるよう、国連を通じ世界をあげて取り組んでいる。

鳥取県においても、2004年6月に米子市で開催されたエコアジアでは、このヨハネスブルグサミットに提言をした APEFD (アジア太平洋環境開発フォーラム)、や APEIS (アジア太平洋

環境イノベーション戦略プロジェクト)が活動報告をし、各国大臣や国際機関等による議論が行われ、国際会議がより身近なものになった。

【2 日本での動き】

環境省は「日本は公害を克服し、成長したという貴重な経験がある。その経験を世界に示すことで貢献したい」と話す。日本では、平成12年12月に新たな「環境基本計画」を決定し、国の環境保全施策の総合的方向性が明らかにされた。これは、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4つの長期的目標を掲げ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指す、というものである。

また、平成13年2月に内閣総理大臣主催の「21世紀『環の国』づくり会議」が開催され、20世紀型の「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会」から「持続可能な簡素で質を重視する循環型社会」への転換などの、『環の国』の実現へ向けての施策の検討が行われた。

循環型社会形成に向けてさまざまなリサイクル法が徐々に整備され、環境とは相対しているように思える産業活動においても、私たち消費者の行動により環境負荷を減らし、物やお金の流れを変え、変革を起こすことが提唱されている。世はまさに環境革命の時代となっており、その流れを加速するためには、私たち一人ひとりが積極的に参加し、関与していく意識を持つ必要がある。

そうした中、「京都議定書」は、ロシアが正式に批准したことにより、2005年2月に発効し、これにより日本はCO₂等の温室効果ガスの排出量を2008～12年において、1990年レベルから6%減らすことが義務づけられている。2005年には「京都議定書の6%削減約束の確実な達成」と「地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減」を目指した京都議定書目標達成計画が閣議決定された。

2003年度現在、日本のCO₂排出量はアメリカ、中国、ロシアに次いで世界第4位であり、削減どころか増加している。このため、環境省では石油・石炭・天然ガス等すべての化石燃料と電気に課税する「環境税」案を示している。ガソリン1リットルあたり約1.52円、1世帯当たり年間平均約2,100円の負担となる試算である。

産業界からの反対もあり、導入はまだ検討中であるが、この税により温室効果ガスの3.5%程度(1990年基準)削減が可能と試算されている。

2004年頃より、日本語の「もったいない」という言葉が注目を浴び、この言葉を国際語にしようとする「もったいない運動」が起こった。環境大臣が自らデザインし「もったいない風呂敷」など、資源を有効に利用しようとする「もったいない」というキーワードを軸にした取り組みが広がり始めている。

2005年、環境省の呼びかけで温室効果ガス削減のために夏のエアコンの温度設定を28℃に設定し、オフィスで快適に過ごすための「COOL BIZ (クール ビズ)」が全国的に取り組みされた(この年のCO₂削減量は、環境省推計で約46万トン。これは、約100万世帯の1ヶ月分のCO₂排出量に相当する)。引き続き冬期には暖房時のオフィスの室温を20℃にして“暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル”の「WARM BIZ (ウォーム ビズ)」が呼びかけられた。



もったいない風呂敷

2006年には容器リサイクル法が改正され、レジ袋の排出抑制対策などが定められた。先進的な自治体ではスーパーのレジ袋の有料化の協定を結ぶところが現れはじめた。

序章

世界の中の日本と鳥取県
第2節 環境立県を目指す鳥取県の施策枠組み

【1 環境立県の歩み】

年 月	事 項
平成11年3月	「鳥取県環境基本計画」策定
平成11年6月	片山知事がISO14001認証取得を宣言
平成12年12月	鳥取県庁がISO14001取得
平成13年3月	「新エネルギービジョン」策定
平成13年4月	鳥取環境大学の開設(我が国唯一の環境専門大学) 「鳥取県自動車等の適正な保管の確保に関する条例」の制定
平成13年12月	「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」の策定
平成14年3月	「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」の策定 「鳥取県版環境管理システム認定制度(T.E.A.S)」の創設
平成14年7月	「鳥取県産業廃棄物処分場税条例」の制定 鳥取県衛生環境研究所の開所
平成15年4月	地域資源を再認識し地域の自立を進める「鳥取ルネッサンス運動」を展開
平成16年3月	森林環境保全税を創設する条例を可決
平成16年6月	エコアジア(アジア・太平洋環境会議)2004を米子市で開催
平成16年9月	「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」の制定
平成17年2月	「鳥取県環境基本計画」改定 「鳥取県環境立県アクションプログラム」策定
平成17年6月	とっとり環境ネットワークの設立
平成17年10月	「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整などに関する条例」の制定 「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」の制定

【2 環境立県としての取り組み】

上表のとおり、鳥取県は、平成12年に県庁自らが率先してISO14001を認証取得し、「環境立県」を掲げて様々な独自の取り組みを展開してきた。

具体的には「環境立県アクションプログラム」で定めた平成22年度目標を達成するために施策を立案し、さらに県民一丸となって環境立県を進める県民の集まりである「とっとり環境ネットワーク」の活動に協力・支援しながら、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、次世代への自然環境の継承などの施策を実施する。

【3 環境基本計画の改定とアクションプログラムの策定】

「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」(以下「基本条例」という。)の規定に基づき「鳥取県環境基本計画」を策定している。現在は、平成17年2月に改定された第2次の計画に沿って各種環境施策を進めている。

本計画では、基本条例の基本理念に基づき、中長期的な視野に立って5つの目標を設定した。

また、計画の中で、重点的に推進する施策として「環境立県アクションプログラム」を策定し、11項目にわたって3年後の目標とその目標を達成するための具体的な施策を掲げている。

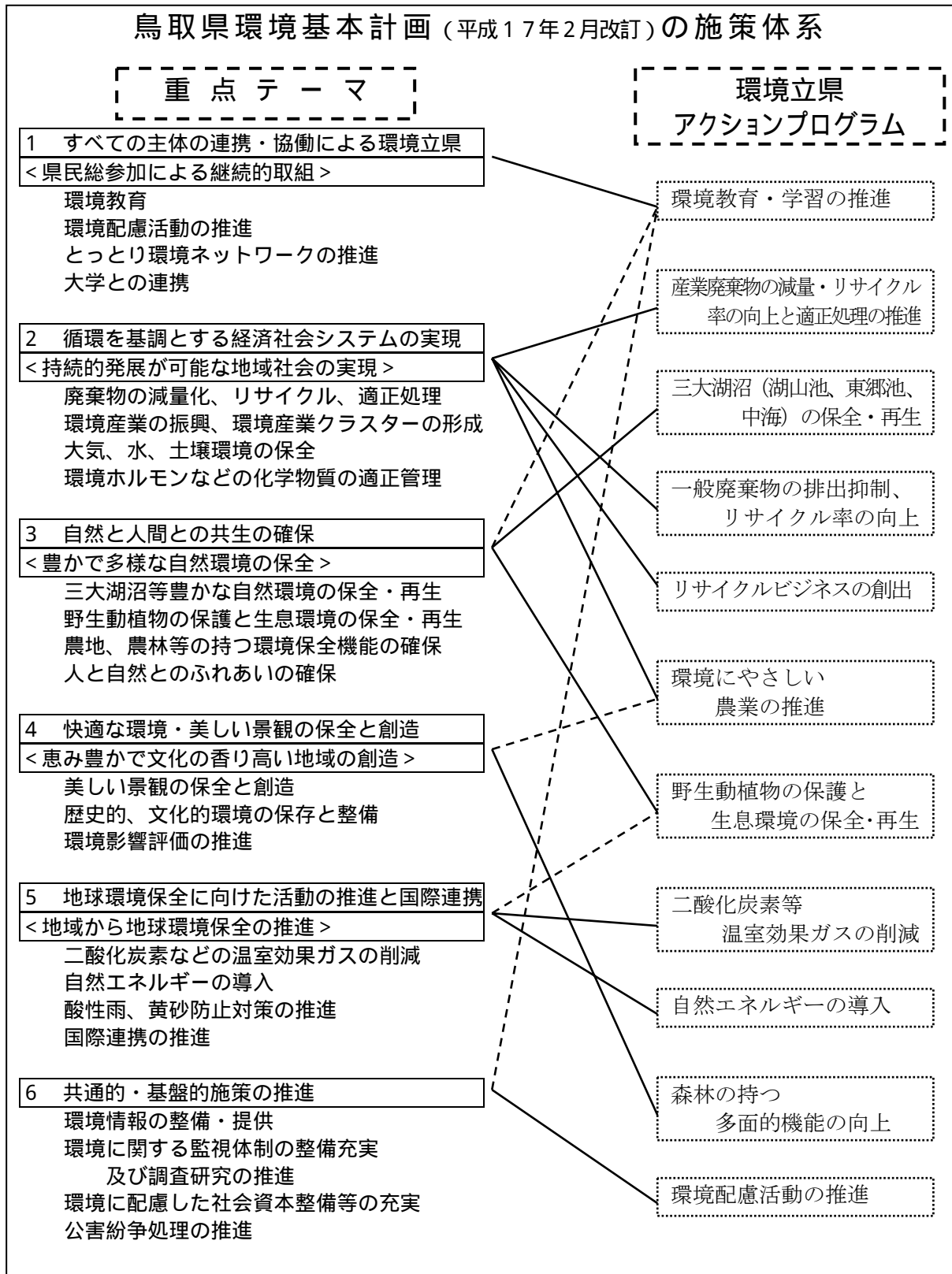
表 鳥取県環境基本計画 5つの目標

I	すべての主体の連携・協働による環境立県
II	循環を基調とする経済社会システムの実現
III	自然と人間との共生の確保
IV	快適な環境・美しい景観の保全と創造
V	地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

なお、初年度の取り組み状況として、平成17年度の取り組み実績は次表のとおりであり、概ね目標達成が見込まれる状況にあるもの、一般廃棄物の減量・リサイクルや二酸化炭素の排出量削減などの取り組みを一層進める必要がある。

平成17年度環境立県アクションプログラムの取組実績

	目標の内容	主な取組内容	H17進捗率	目標	H17実績
1	二酸化炭素排出量（2010年度）を16%削減する。（1990年度と同レベルにする。） （※2003年実績で算出）	・冷暖房温度の適正管理やクールビズ、ウォームビズなどの徹底（県庁率先行動）と普及啓発 ・アイドリングストップ運動の推進 「推進事業所」：554事業所（従業員6,031人）、 「宣言者」：3,022人 ・県立高校の屋上緑化やグラウンドの芝生化（各1件実施）	▲25.6%	-16.0	4.1
2	自然エネルギーを5万kW導入する。	・鳥取放牧場に風力発電（1,000×3基）を設置 ・風力発電の設置、住宅用太陽光発電の設置支援を行う市町村への助成 ・ペレットストーブの導入（智頭農林高校の2基を含めて6基）、ペレットボイラーの導入計画作成 ・チップボイラーを導入する民間企業への助成	74.4%	50,000	37,189
3	一般廃棄物の ①排出量：10%削減（H13年比） ②リサイクル率：全国一の40% （※H16実績）	・簡易包装や資源回収などに取り組むエコショップ認定制度の取組促進 ・レジ袋削減を通してのゴミの減量を推進するマイバッグキャンペーンを実施 ・先進事例の情報提供等、市町村の取組みを支援 ・廃棄物の再資源化を行う事業者の育成	35.0%	-10.0	-3.5
		・多量排出事業者の廃棄物処理計画に対する減量・リサイクルの取組指導 ・ISO14001・TEASの認証取得を通じた産業廃棄物の減量・リサイクルの促進 ・産廃処分場税収入によりリサイクル技術の研究開発に対する助成 ・リサイクル施設・設備の導入に対する金融支援	39.3%	40.0	15.7
4	産業廃棄物の減量・リサイクル率を97%とし、最終処分量を半減させる。 （※）	・産廃処分場税収入によりリサイクル技術の研究開発に対する助成 ・リサイクル施設・設備の導入に対する金融支援	98.2%	97.0	95.3
5	リサイクルビジネスを30事業以上創出する。	・廃棄物や間伐材のリサイクル商品を県認定グリーン商品として認定（9商品、累計85商品） ・リサイクル製品の県外への販路開拓への助成 ・県内外の先進技術や取組事例の紹介 ・鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の商品展示会や商談会への支援	56.7%	30	17
6	次の生物が多数生息できる環境の達成 ○湖山池：ワカサギやテナガエビ、 ○東郷池：ヤマトシジミやシラウオ ○中海：アカガイやハゼ（ゴス）	・中海のみ達成（COD75値：5.3mg/l） ・中海自然再生協議会の設立支援 ・シュミレーションモデルを用いた効果的な水質浄化施策や藻類、貝類による浄化手法の検討 ・生活排水処理施設の普及率向上	33.3%	3	1
7	①県指定の特定希少野生動物の保護管理事業計画策定種：41（全種類） ②保護活動実施団体数：50団体 ③里地里山等の保全・再生支援：9地区	・8種の保護管理事業計画を策定 ・11の保護活動団体のうち8団体に助成 ・里地里山の保全・再生活動を実施する3地区に対して支援 ・アマモ場の造成活動や沿岸清掃等の賢明利用活動等への支援	19.5%	41	8
		・外来種の生息、生育実態調査に着手するとともに、外来魚の防除活動実施団体に助成	22.0%	50	11
			33.3%	9	3
8	有機農産物、特別栽培農産物の認証面積を700haにする。 （H16:543ha）	・農業や化学肥料の低減に取り組む農業者エコファーマーの認証（H17末13名） ・県のHPで「有機農産物」「特別栽培農産物」や認証状況を紹介 ・堆肥化施設を整備する畜産農家10件を支援 ・堆肥共励会を開催し、堆肥利用農家と畜産農家との連携を推進	93.0%	700	651
9	11,000haの間伐を実施し、森林の持つ多面的機能を高める。	・造林事業による間伐実施や間伐材搬出に対する支援（H17：30,440m ³ ） ・間伐作業を実施しやすくする作業道の開設支援 ・森林環境保全税の収税を活用した間伐による広葉樹との混交林化等の実施 ・既存の作業道の刈払いなどの地域活動の支援（414件）	29.0%	11,000	3,187
10	環境教育・学習参加者数を10万人にします。	・響きの森、大山自然歴史館等環境教育施設の利用者：172,256人 ・環境教育・学習アドバイザーを82事業に派遣し、5,233名の環境学習を支援 ・こどもエコクラブ23団体（760名）の傷害保険料を助成 ・まなびピア2005において、環境関連イベント（20件）を開催 ・小、中学校での環境教育全体計画や年度計画の作成推進	178.2%	100,000	178,249
11	ISO、TEASの認証取得件数を600件（H15末:145件）にします。	・企業にISO14001認証取得のために要した経費の一部を助成（7社） ・学校版リーフレットを配付し、校長会等を通じて小、中学校への普及啓発 ・申請手続を簡素化するとともに、制度概要リーフレットや簡易申請するハンドブックを各種団体へ配付しての認証取得の働きかけ	61.8%	600	371



第一章

鳥取県の環境の現状と取り組み
第1節 すべての主体の連携・協働による環境立県

【1 現状と課題】

今日の環境問題は、日常生活、事業活動によってもたらされる環境への負荷が複雑に絡み合っており、その解決に向けては、すべての県民、企業、行政が自ら可能な環境配慮活動に積極的に取り組むことが必要である。

本県は環境を重視した地域づくり「環境立県」を目指して、環境に関する様々な独自の施策を展開し、地域ではNPOやボランティア団体などによって、環境配慮活動も活発に行われるようになったが、ゴミの減量や地球温暖化防止など、その効果はなかなか現れてこない。

今後は環境教育・学習を通じて、環境問題の解決に向けて行動する人を育てるとともに、環境配慮活動をさらに広げて県民運動的に展開し、すべての主体が連携・協働して実行していくことが必要である。

【2 県の取り組み】

(1) 環境教育

持続可能な社会を構築していくためには、県民総参加の自発的な取り組みが大切であり、県民一人ひとりが環境についての理解を深め、環境保全活動に取り組む意欲を高めるために、「環境教育窓口の整備」や「環境保全活動への支援、情報の提供」、「教材の作成」などを実施している。

それとは別に公民館や学校PTAの行事、市町村開催のイベント等に環境保全をテーマとした内容が組み込まれ、身近な自然を大切にする環境保全活動等の実践活動につながってきている。

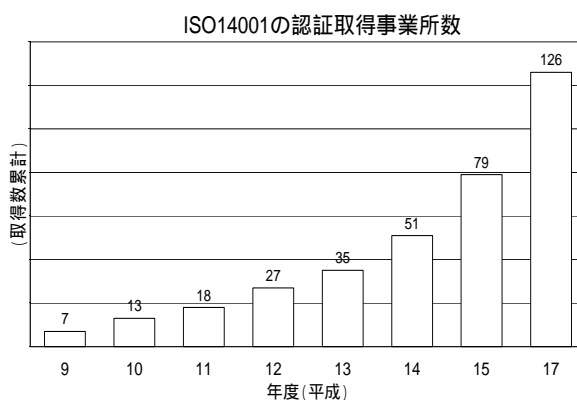
学校現場では、環境教育指導計画を作成し、学校として環境教育に取り組む小、中学校も増加しており、身近な課題を取り上げ地域に出かけて学習するなど、環境教育が児童生徒の生活に根ざした取組となるよう努めている。

(2) 環境配慮活動の推進

県では、平成12年のISO14001の認証取得後、コンクリートやアスファルト等の建設副産物の再利用に努め、環境への負荷低減に努めるとともに、公共工事においても、生態系に配慮した工事の実施に取り組んでいる。

県内企業においても、ISO14001等の環境管理システムや環境美化活動が増えてきているが、県では企業などがそうした取り組みへのきっかけとなるよう、鳥取県版環境管理システム（TEAS）という仕組みを作り、その認証取得を進めている。

このシステムでは、認証を受けようとする団体の規模に応じて5つの規格を用意するなどISO14001に比べて簡単に取り組めるようにしている。平成17年度には、有効期間（3年）内にISO14001への移行が困難なI種規格登録者に対して登録が更新できるよう改正し、またIII種規格（家庭・地域）に取り組みやすくするため、規格と提出書類の一部簡素化を行っている。また学校でのTEASの認証取得の取り組みも広がっており、環境活動への取組強化や計画的な環境学習の実施につながっている。



鳥取県版環境管理システム(TEAS)登録状況

	平成15年度 末時点	平成17年 末時点
種規格	10件	13件
種規格	7件	11件
種規格(家庭・地域)		6件
種規格(学校)	48件	28件
種規格(小規模事業所)		139件

(3) とっとり環境ネットワークの支援

県内においては、環境に関してさまざまな取り組みが行われており、これら環境に関連した取り組みを行っている様々な団体や企業、個人等が集まり、環境立県に向けた活動を広げていくための場として、「とっとり環境ネットワーク」が平成17年6月に設立された。

現在、企業、団体、個人併せて約100の参画者（コアメンバー）があり、各々の自主的な行動目標や行動計画等の情報交換や共に行動する者への参加呼びかけなど、5つのグループに分かれて各種の活動が行われている。平成18年度には「とっとり環境デー」事業が新たに実施されており、県としても、同ネットワークの運営や各種の事業に対する助成制度を新たに設け支援に努めている。

<とっとり環境ネットワーク支援事業>

平成18年6月、とっとり環境ネットワークは、環境活動を集中的に実施する日として独自に「とっとり環境デー」を設定し、県民の皆さんに「環境を考え、共に行動をおこす」ことを呼びかける事業を実施した。

県では、県下の主な環境イベントの広報活動や次の事業経費の一部を補助する等して、この取り組みを支援した。

1) 地球温暖化防止フォーラム

開催年月日：平成18年6月10日（土）

開催場所：鳥取県民文化会館梨花ホールなど

開催内容：

- 1) 環境対談（小池前環境大臣と片山知事との対談）
- 2) ミニコンサート
- 3) 環境寸劇
- 4) アイドリングストップ推進パレード
- 5) 最新エコカーの展示 他

2) コナンの里発！生ゴミダイエット大作戦

開催年月日：平成18年6月11日（日）

開催場所：大栄農村環境改善センター

開催内容：

- 1) 生ゴミ減量モニターの任命式
- 2) 生ゴミ処理機やペレットストーブ等の展示、実演
- 3) 環境活動発表会
- 4) 電気自動車試乗体験
- 5) エコビンゴ大会
- 6) 県認定グリーン商品の展示
- 7) フリーマーケット 他

3) おもしろい、楽しい環境学習

開催年月日：平成18年6月4日（日）

開催場所：米子市児童文化センター

開催内容：

- 1) とっとり版環境学習ハンドブックの紹介
- 2) 環境学習プログラムの実演
（太陽光発電の実演、廃油ろうそく作りなど）
- 3) 米子子どもエコクラブ発足交流会



とっとり環境ネットワークの設立(平成17年)



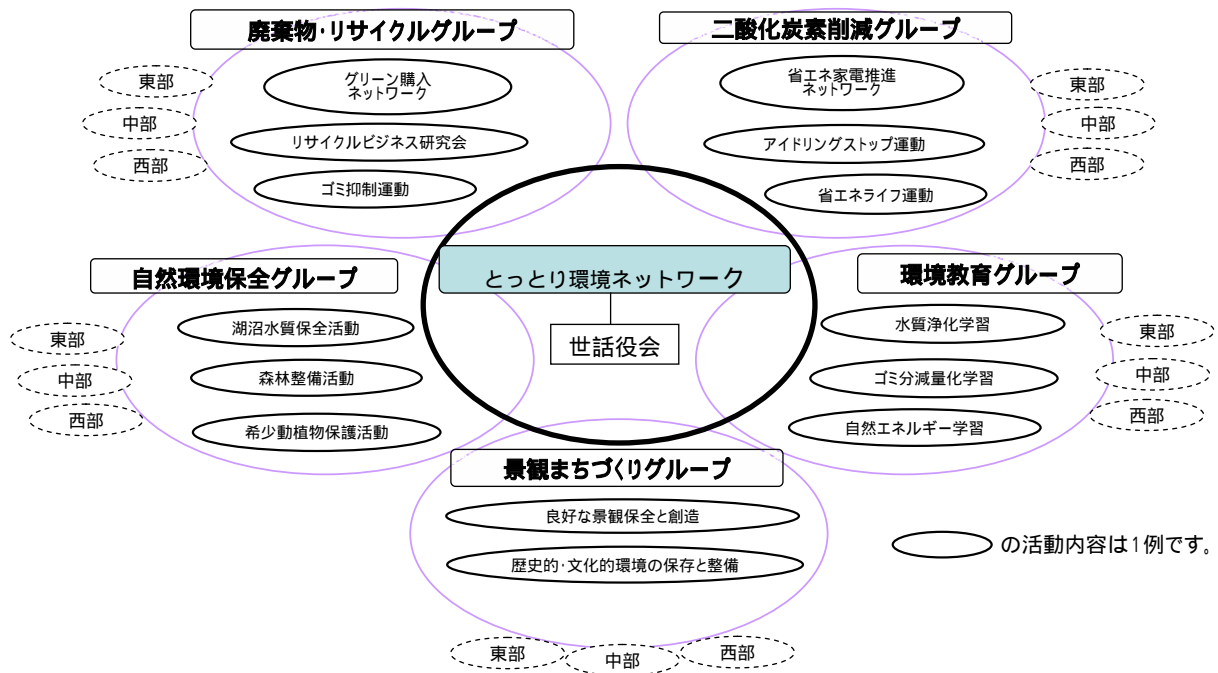
「とっとり環境デー」のパレード(平成18年)



「大臣と知事の環境対談」(平成18年)



米子子どもエコクラブ発足交流会(平成18年)



とっとり環境ネットワークのイメージ

とっとり環境ネットワークの概要と活動状況 (平成18年8月末時点)


目的	参加者の連携、相互支援を進めて、各参加者の活動を一層推進するとともに、県民一丸となって環境立県を進めること。 環境立県アクションプログラムの進捗状況を評価するとともに、新たなアクションプログラムの提案を行うこと。
運営	5つのグループから構成され、各グループの活動をリード・調整するコーディネーターを各グループごとに2～3名づつ置き、このコーディネーターをメンバーとする世話役会において全体の運営を行うとともに、グループ間の情報交換や連携を図る。 運営経費は基本的には自己負担とするが、「とっとり環境デー」事業や総会などの会議費の一部を県が支援する。
活動概要	【全体】 世話役会を開催し、各グループが取り組む「とっとり環境デー」事業の情報交換や調整を行い、各種イベントの連携を図った。 また、総会を開催して、ネットワーク参画者相互の繋がりを深めることとされている。
	【二酸化炭素削減グループ】 目的：地球温暖化防止のため二酸化炭素排出の削減 (1) アイドリングストップ運動の拡大 (2) 公共交通機関の利用促進 (3) 省エネ活動の浸透 等の普及啓発活動を検討中
	【廃棄物・リサイクルグループ】 目的：廃棄物の削減、リサイクルの推進 (1) ゴみの減量化やリサイクルの必要性の普及啓発 (2) ゴみの減量・リサイクルにつながる取り組みの実践 等の普及啓発活動を検討中
	【自然環境保全グループ】 目的：希少野生動植物、三大湖沼など自然環境の保全、再生 (1) 各種団体間の連携及び情報の共有 (2) イベントの共同開催等による参画者の拡大 等について検討中
	【環境教育グループ】 (1) 環境学習の体験型プログラムをまとめたハンドブックを作成。 (2) 当該ハンドブックを活用し、参画者の拡大、普及啓発の実施等について検討中。
【景観・まちづくりグループ】 目的：良好な景観の保全・創造及び歴史的・文化的環境の保存と整備 歴史都市・倉吉のまちを題材に、『景観・今昔 - 倉吉まちなみ形成経本 -』の冊子を作成	

【3 今後の課題】

県民総参加型の環境への取組を一層拡大していくため、環境教育の実施体制を充実させるとともに、日常生活の中の実践につなげる啓発活動などが必要である。

＜今後取り組むべき課題＞

- ・ 県内の各総合事務所生活環境局および日野総合事務所福祉保健局に環境学習コーナーを設置して環境教育に関する相談体制を整備したところであるが、活用が十分とはいえないため、展示物、関連図書、貸出用環境観測キットを充実させるとともに、一層のPRが必要である。
- ・ 地域住民が主体となって環境をテーマに実施する学習会などにアドバイザーを派遣する支援制度の活用は徐々に増えているが、この学習会での“気づき”を生活での実践にいかにつなげるかが重要である。
- ・ こどもエコクラブの活動を支援する制度を創設（平成17年度までは活動に係る保険への加入代行のみだったが、平成18年度は用途を保険に限定しない制度へ改正）したこともあり、こども達の体験を中心とした環境教育の実施が活発化しているため、これらの活動を定着させる必要がある。

コラム	環境活動への取組みを支援します	コラム
- 鳥取県環境立県協働促進事業補助金(50ページ参照) -		
<p>鳥取県では、環境立県を実現するため、県民の方々が実施する環境保全活動を支援しています。「こんな事したいんだけど、活動資金が…」とお悩みの方、この制度の活用をご検討ください。</p>		
<p>活動内容の主な例</p>		
<ul style="list-style-type: none">・ 池の水質浄化をするために、ヨシを植えます。・ ビオトープをつくって自然環境の保全・再生への取り組みをします。・ 新エネルギーや環境問題の普及啓発のためのポスターやパンフレットを作ります。(講演会、アイドリングストップ運動等)・ 天神川にサケの放流をします。・ 中海での水質調査のために船を借ります。・ 中海の水質浄化の取り組みとして、アマモを植えます。・ 全国割りばしサミットを開きます。・ 自然観察指導員講習会を開き、とっとり環境教育・学習アドバイザー(47ページ)を講師として呼びます。		
		
<p>制度を使って整備されたビオトープの例</p>		
<p>補助制度の概要</p>		
<ul style="list-style-type: none">・ 事業名：環境立県協働促進事業・ 補助対象事業：補助対象経費3万円以上の環境立県に資する活動・ 事業実施主体：地域住民団体、環境保全団体等県内に活動拠点をおく団体・ 交付先：事業実施団体又は当該団体に対し助成する市町村・ 補助率：2分の1 (県との共催事業及びアイドリングストップ運動の普及啓発事業は3分の2)・ 補助金限度額：ハード事業50万円、ソフト事業30万円、アイドリングストップ運動10万円 (ただし、県との共催事業等100万円)		
<p>お問い合わせ</p>		
<p>東部総合事務所 環境・循環推進課 電話 0857-20-3671 中部総合事務所 環境・循環推進課 電話 0858-23-3279 西部総合事務所 環境・循環推進課 電話 0859-31-9322 日野総合事務所 保健衛生課 電話 0859-72-2039</p>		

第一章

鳥取県の環境の現状と取り組み
第2節 循環を基調とする経済社会システムの実現

廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理

【1 現状と課題】

循環型社会を構築していくためには、一般廃棄物、産業廃棄物の区別なく減量化・資源化を推進していくことが重要である。

こうした観点から、県としては、市町村への助言や排出事業者に対する指導とともに、ゼロエミッション活動への支援や環境産業クラスターの形成などを通じ、環境産業の育成支援を積極的に行うことで、ゴミの減量化や廃棄物の再生利用の促進に努めているところである。

さらに、循環資源を利用して県内で製造加工される商品をグリーン商品として認定するなど、出口対策にも配慮しながら、未利用資源の利用促進やリサイクル企業に対する支援を進めているが、今後とも一層の取り組み強化が必要である。

(1) 一般廃棄物

平成16年度の一般廃棄物排出量は約22.7万トン（平成15年度約23.2万トン）で、ここ数年は23万トン前後で推移している。その内訳は、可燃ゴミが約74%（平成15年度約74%）、不燃ゴミが約5%（平成15年度5%）、粗大ゴミが約1%（平成15年度約1%）となっている。また、こうしたゴミの最終処分量は年間約3.1万トン（平成15年度約3.5万トン）で、ゴミ排出量の約14%（平成15年度約15%）に当たる。

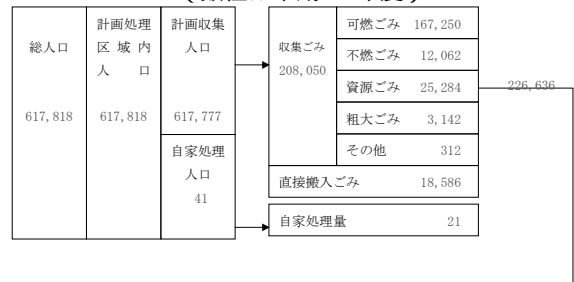
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
鳥取県	12.8	13.5	13.3	13.6	13.3	13.7	14.5	15.7
全国	11.0	12.1	13.1	14.3	15.0	15.9	16.8	17.6

一般廃棄物のリサイクル率とは、総収集量のうち資源化される一般廃棄物の割合をいう。

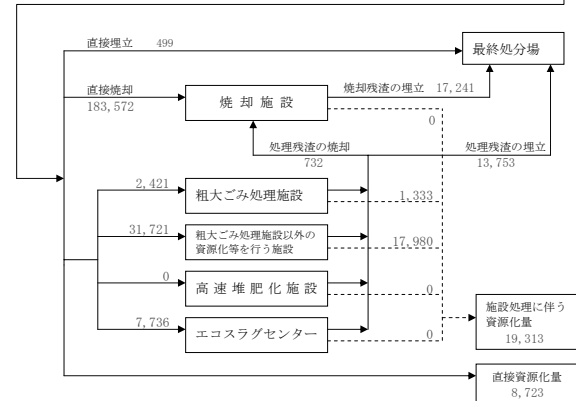
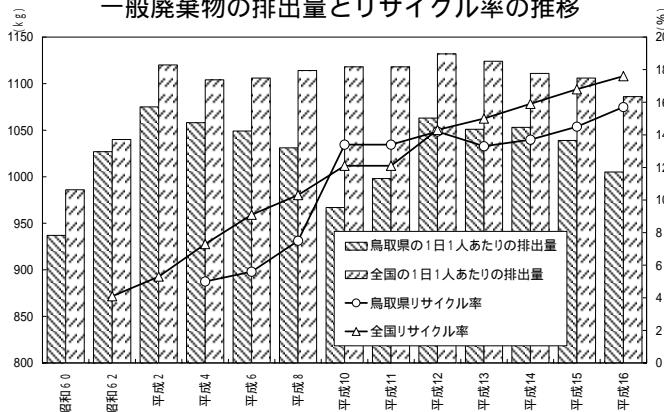
県内の一般廃棄物のリサイクル率は約16%に留まり、全国平均（約18%）を下回っている（いずれも平成16年度）。

従って、全排出量の約4割を占め、現在ほとんどが焼却されている生ゴミの資源化は大きな課題であり、官・民の連携体制や市町村の取り組み促進、またリサイクル以前にゴミの減量化が重要であり、排出抑制や分別排出の徹底に向け、県民に対する一層の普及啓発を進める必要がある。

ゴミ処理系統図（単位：人、t）
（数値は平成16年度）



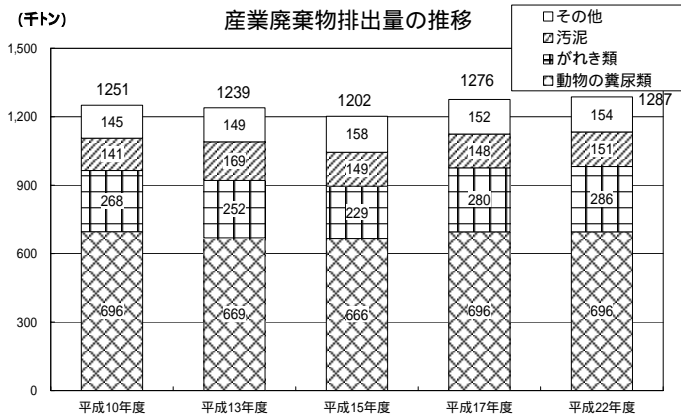
一般廃棄物の排出量とリサイクル率の推移



(2) 産業廃棄物

平成15年度の産業廃棄物排出量は、120万2千トンであり、平成13年度に比べ、3万7千トン(3%)の減となっている。その内訳は、動物の糞尿が55%、がれき類が19%、汚泥が12%である。平成15年度の農業以外以外における産業廃棄物の発生量は57万9千トンで、そのリサイクル率は70%（平成15年度実績）であるが、未だ有効利用されていない産業廃棄物も残されており、最終的に埋立処分された量は3万1千トン（全体の約6%）となっている。このうち、県内で、埋立処分された量は1万1千トンで残り2万トンは県外で埋立処分されている。

このように、本県の最終処分量の約7割は県外処分場に依存しているが、全国的に新たな最終処分場の建設は難しい状況にあるので、本県としては最終処分量の一層の削減に向け、産業廃棄物についても、可能な限りリサイクルを進めていく必要がある。



(注1) H17, H22 は、鳥取県産業廃棄物処理計画の目標数値である。
 (注2) その他には、保管分を含む。

産業廃棄物に係る意識調査結果（鳥取県産業廃棄物実態調査報告書から抜粋）

平成16年度に行った排出事業者に対する産業廃棄物意識調査結果は次のとおりであった。

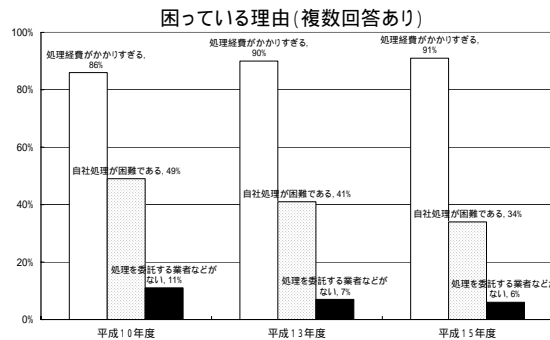
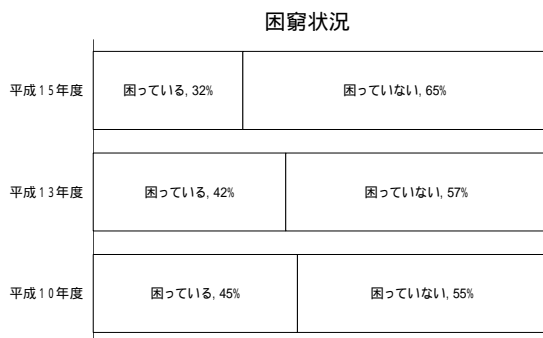
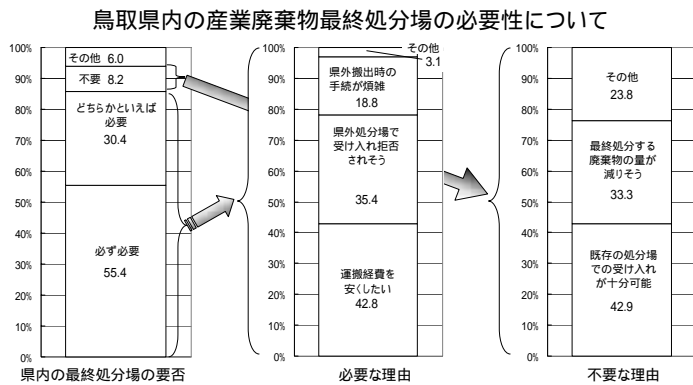
ア 最終処分場の必要性

「必ず」又は「どちらかといえば」を含め、「必要」という人がほとんどであった。

イ 現在の困窮状況

回答のあった1,414事業者のうち、65%の事業者が廃棄物の処理に「困っていない」と回答しており、その理由は、「自社内で処理が可能」、「処理を委託する処理業者が近隣にある」、「処理経費も適当」であった。

一方、32%の事業者が廃棄物の処理に「困っている」と回答しており、この割合は平成10年度以降徐々に低下している。困っている理由の例として、「処理経費がかかりすぎる」、「自社処理が困難」があった。



ウ 廃棄物発生抑制の取組状況

47%の排出事業者が作業工程や原材料の見直し、製品の簡易包装等廃棄物発生抑制の取り組みを実施又は予定している。一方で発生抑制ができない理由としては、使い捨てが多い、作業上必ず発生し技術的に発生抑制は困難、減量化する機械が高価でコストが合わない等が挙げられている。

エ 廃棄物再利用の取組状況

61%の排出事業者が廃棄物再利用の取り組みを実施又は予定しており、主に建設材料や鉄鋼・金属、パルプ・紙原料として再利用されている。再利用ができない理由としては、金属くずの油水分離が技術的に困難、分別が難しくコストが合わない等が挙げられている。

(3) 環境産業の育成支援

廃棄物関連産業を「環境産業」として位置付け社会的認識の向上を図っており、各種支援策の積極的展開を通じて、廃棄物再資源化の担い手であるリサイクル企業等の育成を図る必要がある。

【2 課題解決のための県の取り組み】

(1) 普及啓発活動

大量消費、大量廃棄のライフスタイルを環境に配慮した様式に転換するため、「4つのR」を推進し、県民が日常生活の中でゴミ減量化に取り組める環境づくりを進めている。

- ・「ゴミ・リサイクル」ふれあいフェア、「環境にやさしい買い物キャンペーン」等のイベントの開催（平成17年度）
- ・エコショップの普及拡大（平成17年度末274店舗）、環境にやさしい買い物キャンペーン、買い物袋持参促進啓発の実施

< 4つのR >

Refuse : 発生抑制
Reduce : 減量
Reuse : 再利用
Recycle : 再生利用

表 エコショップ認定店舗数（各年度末現在）

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	アクションプログラムのH19年度目標
店舗数	138	190	230	242	271	274	350

（エコショップとは、¹余分な包装をしない、²使った容器を回収する、³リサイクル製品をすすめる環境にやさしいお店のことである）

- ・イベントなどにおけるリユース食器の使用普及の推進

(2) 環境産業の育成支援

企業におけるリサイクル技術の開発やリサイクル施設の整備等に対する支援を行うとともに、次のような取り組みにより、環境産業への支援体制を充実強化する。

- ・廃棄物の需給に係るマッチング促進のための廃棄物情報交換システムの構築（平成15年度）及び情報交換の広域連携化の推進
- ・循環型産業クラスター協議会の設置（平成16年度）

(3) 市町村に対する助言等

従来より各市町村に、分別収集体制の一層の整備を要請するとともに、一般廃棄物の減量化、及びリサイクルの推進について継続的な働きかけを行っている。

特に、平成17年度は、県内3ブロックに分けて、一般廃棄物の減量化及びリサイクル促進の方策について市町村に説明会を行ったほか、その意欲のある市町村に対し、一般廃棄物リサイクル等推進支援事業補助金を交付した。

(4) 一般廃棄物の減量

「一般廃棄物のリサイクル率40%」を目標に、リサイクル促進方策検討会議でとりまとめた一般廃棄物の減量化、リサイクルの促進の具体的方策について、引き続き各市町村に対し実施を働きかけていく。

(5) 廃棄物処理施設の設置手続の適正化

廃棄物処理施設を設置する場合、従来は指導要綱に基づいて手続が行われていたが、事業者の説明不足等により設置が必ずしも円滑に行われていなかった。

そのため、廃棄物処理施設の設置に関する各種トラブルを防ぐため、事業計画の事前公開の義務づけ、事業者と関係住民との意見調整の場の設定、廃棄物処理施設の処理状況の公表等の制度

を「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」（平成18年1月1日施行）として定めた。

【条例の概要】

- 廃棄物処理施設の設置に係る事前手続き
 - ・ 事業者は計画書を知事へ提出し、公告等により計画を周知する。
 - ・ 関係住民は計画について意見書を知事等に提出することかできる。これを受けて事業者は見解書を知事に提出し、関係住民に見解の周知を図る。
 - ・ 知事は申し出に応じて、紛争解決のため意見の調整を行う。
- 廃棄物処理施設の設置後の手続
 - ・ 設置者は廃棄物の処理状況を定期的に知事へ報告し、知事はその報告内容を公表する。
 - ・ 設置者は、関係住民に施設を公開するよう努める。
 - ・ 設置者は、事故発生時には応急措置を行うと共に、それを知事に届け出る（法規制対象外施設にも義務付け）。設置者は、事故発生時の対応費用をあらかじめ措置するよう努める。

コラム

書類裁断くずを牛のベッドに再利用

コラム

鳥取県では、県庁や警察本部の庁舎から出される書類裁断くずを、牛舎の敷料（牛のベッド）に再利用する取り組みを行っています。

県庁などから排出される書類裁断くずは年間推計で約11トン。紙への再資源化が難しいため、これまでは全て焼却処分されてきました。

しかし、書類裁断くずは、水分を含まず雑菌が発生しにくい、保温性が高いといった牛舎の敷料（牛のベッド）に適した特性を持つ上、使用後は牛の糞や尿と混ざることから、堆肥の原料として活用できます。そのため、県が数年前から実用化を検討してきました。

そして、県衛生環境研究所と農業試験場の分析により、紙や紙に含まれるインクの成分などが、牛や土壌に与える影響もなく、安全であると確認されたため、平成17年11月から本格的に畜産サイドへの供給を始めました。現在は鳥取県畜産農業協同組合の哺育牛舎で利用されています。

個人情報の適正な管理が求められる中、今後もますます増加が見込まれる書類裁断くず。このような有効利用が進めば、廃棄物の削減や資源リサイクルにつながるのと同時に、牛にも環境にも優しい取り組みになるものと期待が高まっています。



環境産業の振興、循環型産業クラスターの形成

【1 現状と課題】

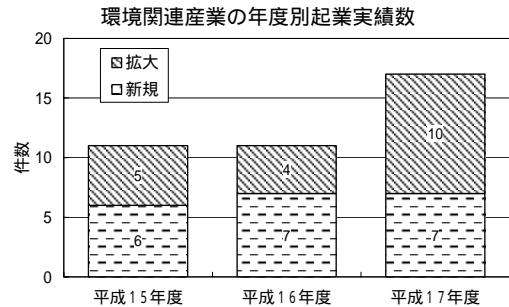
廃棄物を資源として有効利用するためには、リサイクル製品等を製造する企業等の環境関連産業が大きく伸びていくことが不可欠である。

このため、県内環境関連産業の抱える諸課題を解決し、事業の創出や拡大を支援していく必要がある。

その課題としては、次の4つが挙げられる。

- (1) 新製品・技術等の研究開発
- (2) 施設・設備整備に対する投資
- (3) 製品製造のための原料（再生資源）調達
- (4) 製品販売のための販路の開拓・拡大

県では、これらの課題を解決するため積極的に支援するとともに、環境関連産業だけではなく、ゼロエミッションを推進する環境配慮企業に対しても情報提供等を行い、循環型社会の構築を目指している。

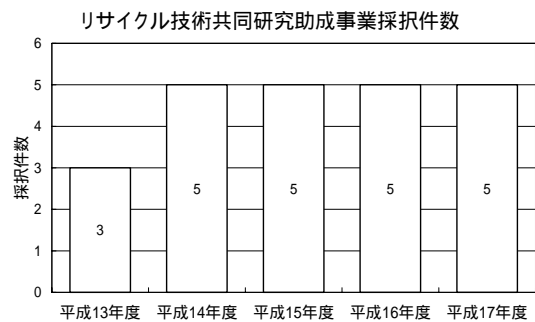


【2 県の取り組み】

(1) 新製品・技術等の研究開発

- ・鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業（リサイクル技術・製品実用化事業）

リサイクル技術の高度化を図るため、企業が大学や研究機関と共同で行う研究開発を助成する。平成17年度は5件について新規助成した。

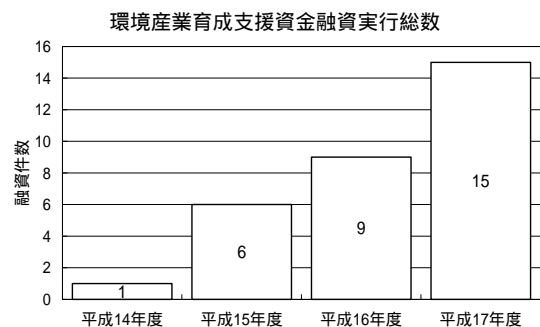


(2) 施設設備の整備に対する投資

- ・環境産業（育成）支援資金融資制度

県内において、廃棄物のリサイクル率向上のために廃棄物処理業者等が行う施設・設備の整備事業に対して低利融資（平成18年度からは利子補給）を行っている。

平成17年度は6件について新規融資を行った。



(3) 製品製造のための原料調達

- ・廃棄物情報交換システム

県の「とりネット」に廃棄物の提供・受け入れの情報交換を目的として、民間企業同士の取引、行政からの情報提供を掲載できるシステムを構築した。

平成17年度末で24社が登録している。

(4) 製品販売のための販路の開拓・拡大

- ・鳥取県リサイクル製品販売促進助成事業

鳥取県認定グリーン商品などのリサイクル製品の販路拡大を目的として、県外の展示会・見本市などへの出展に要する経費に助成する。

平成17年度は2件について助成を行った。

(5) ゼロエミッションの推進

- ・廃棄物情報交換システム（上記（3）に同じ）

県内の主要企業を訪問し、廃棄物ゼロのための取り組みへ情報提供を行う。

(6) グリーン購入の推進

グリーン購入に関する地域の情報収集及び発信を目的として、関係者によるネットワークを設立し、webサイトを運営している。

(7) 循環型産業クラスターの形成

各環境関連企業が、新たな事業創出や事業拡大を図る上での諸課題に企業、大学、県の研究機関等が連携して取り組むため、「循環型産業クラスター協議会」を立ち上げて、個別課題ごとにワーキンググループ（WG）を設置し、平成17年度は「廃瓦WG」、「生ゴミWG」、「植生ボードWG」の3WGで検討を行っている。

（※クラスターとは「ブドウの房」を意味し、ブドウの房のように企業、大学研究機関等が集結・連携し、新たな環境産業の創造を目指すものです。）

<ワーキンググループ事業実績と成果>

平成17年度は下表のワーキンググループを設置または計画し、活動を行った。

	内 容 (構成メンバー)	実 績
植生ボードWG (未利用資源対策)	建設廃材等を利用した植生ボード製造を事業化 〔民間企業、鳥取大学、企画防災課、産業振興機構〕	県土整備部の委託事業により鳥取大学で平成14,15年度に研究実施。その研究成果を事業化する企業が公募により選定され、試作品が完成。鳥取大学で屋上緑化を試験施工。屋上緑化材としての利用を引き続き検討中。
生ゴミWG (未利用資源対策)	町内の生ゴミ減量化促進のため、モデルとして旅館街の取り組みを推進 〔市町村 旅館組合〕	16年度に生ゴミ排出量を計量したところ。減量化を推進するため、水切り、分別から取り組み、最終的には「生ゴミ→たい肥化→町内農家利用→生産物利用」のリサイクルシステムの構築を目指す。県は啓発、減量化のアドバイス等に協力。
廃瓦WG (未利用資源対策)	現在、埋立処分されている廃瓦を民生品としてリサイクルする商品の開発 〔民間企業、米子高専、県民局 福祉保健局、産業技術センター〕	廃瓦を破碎し、家庭の庭で手軽に利用できる簡易舗装材、観葉植物の水耕資材等を開発、販売を目指す。リサイクル技術共同研究助成事業を活用し、米子高専、産業技術センターと共同で研究開発中。県は、排出量調査等に協力。

※すべてのWGに循環型社会推進課は参加。

【3 今後の課題】

環境関連産業の育成は、新たな事業創出のための技術開発、事業拡大等のための施設設備の整備、新製品製造のための原料調達、販路の開拓等それぞれの事業段階に応じて別個の課題があり、その段階に応じた支援策が必要とされる。

また、環境関連産業は、循環型社会の構築のために不可欠な静脈産業であるにもかかわらず、一般製造業等の動脈産業に比べて認知度が低いのが実情である。

このため、循環型産業クラスターの推進と併せて、各事業展開に応じた各種の支援策を行い、環境関連産業の育成を図り、循環型社会の構築を目指していく。

大気、水、土壌環境の保全・環境ホルモンなどの化学物質の適正管理など

大気環境

大気汚染を防止するため、大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に沿った施策を講じている。

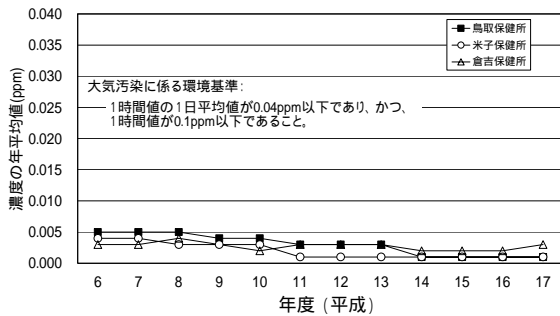
平成17年度の環境基準の達成状況は、次表のとおりであり、一般局においては、二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素は、環境基準を達成したが、光化学オキシダントは注意報発令レベル（0.12ppm）には至らなかったものの環境基準を達成しなかった。なお、光化学オキシダントについては、全国の一般局における環境基準達成率が0.3%（平成17年度）と、依然として低い水準にある。

自動車排出ガス測定局（自排局）においては、二酸化窒素、一酸化炭素は環境基準を達成したが、浮遊粒子状物質は、米子市役所前局において、長期的評価で環境基準を達成したものの、短期的評価では環境基準を達成しなかった。

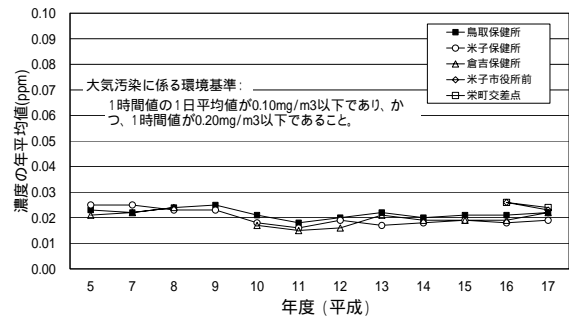
平成17年度 環境基準達成状況

測定局	区分	二酸化いおう	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント
鳥取保健所	一般局	○	○	○	○	×
米子保健所	一般局	○	○	○	○	×
倉吉保健所	一般局	○	○	○	○	×
栄町交差点	自排局	—	○	○	○	—
米子市役所前	自排局	—	△	○	○	—

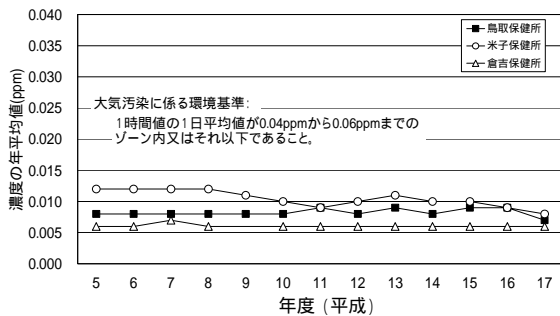
注) ○：達成、×：非達成、△：長期的評価では達成したが、短期的評価で非達成



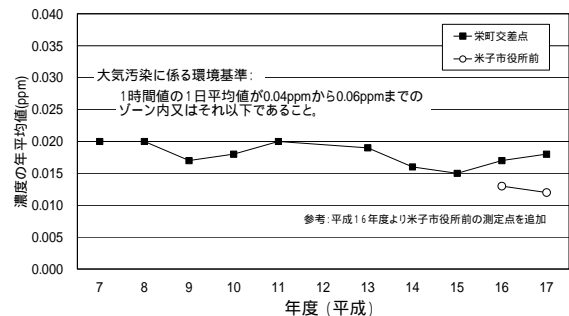
二酸化いおうの測定結果(一般局)



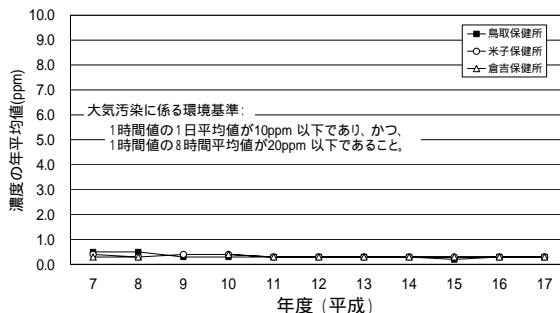
浮遊粒子物質の測定結果



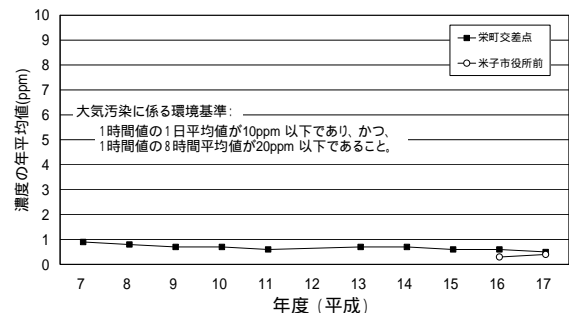
二酸化窒素の測定結果(一般局)



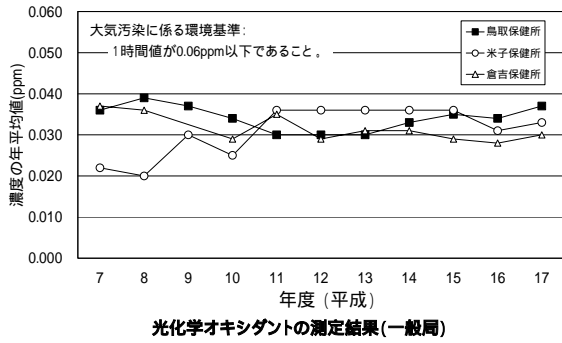
二酸化窒素の測定結果(自排局)



一酸化炭素の測定結果(一般局)



一酸化炭素の測定結果(自排局)



(参考：測定局の種類について)

測定局には一般環境大気測定局や自動車排出ガス測定局等がある。一般環境大気測定局は、大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局で、自動車排出ガス測定局は、大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局である。その他、気象局、立体局、バックグラウンド局等がある。(独立行政法人 国立環境研究所 web サイト 環境数値データベース/環境 GIS より抜粋)

地下水

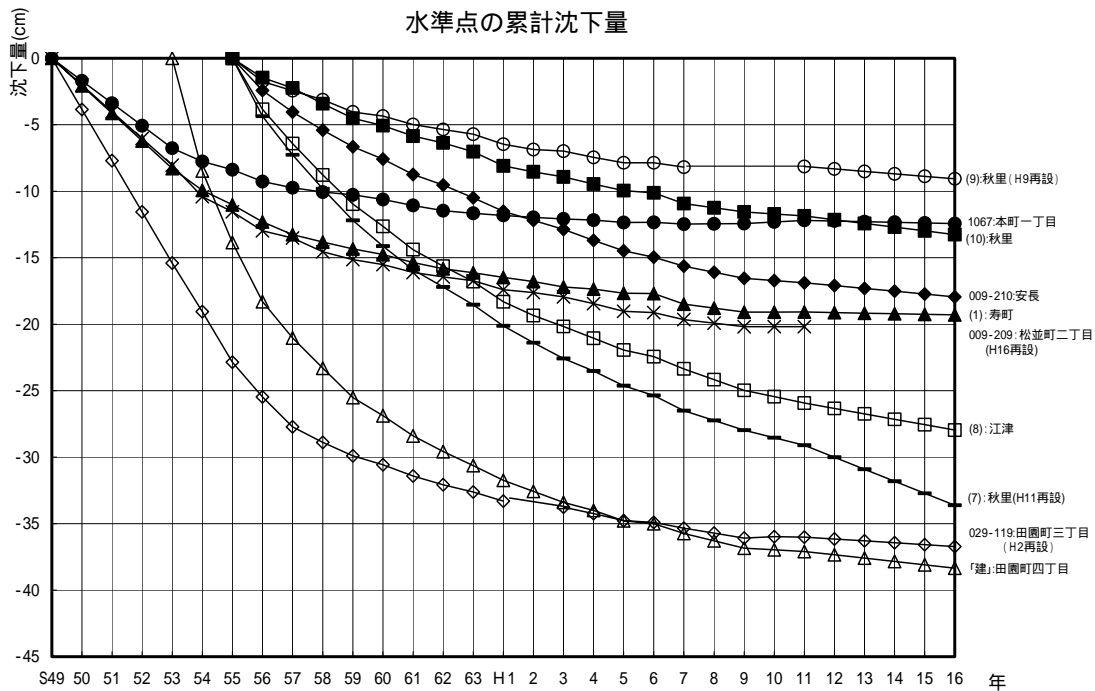
県下の全体的な地下水質の概況を把握し、水質汚濁の進行がないか常時監視するため、環境基準項目(26項目)について県内66地点で調査を行っている。

環境基準超過井戸(平成17年度 地下水の調査結果より抜粋)

市町村名	区域 (基準超過井戸数)	項目(環境基準)	検出状況(年平均値)	汚染原因	対策等
鳥取市	寿町、元魚町、元町、片原、戎町、末広温泉町、南吉方、用瀬(全9本)	ふっ素(0.8mg/L) ほう素(1.0mg/L)	ふっ素(0.87~9.3mg/L) ほう素(1.2~5.5mg/L)	温泉水混入等、自然的要因による汚染と推定	井戸所有者への周知と飲用指導
湯梨浜町	中興寺(全1本)	ふっ素(0.8mg/L)	1.1mg/L		周辺地区調査の実施
境港市	京町、渡町(全4本)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/L)	11~34mg/L	不明	定期モニタリング調査による継続監視
智頭町	智頭(全7本)	トリクロロエチレン(0.03mg/L)	0.035~0.098mg/L	不明	

土壌

地盤沈下は、鳥取市北部に見られるが、近年の沈下量は鈍化又は横這いの傾向にある。汚染については、土壌汚染対策法に基づく指定地域は県内にはない(H18.3.31時点)。



石綿（アスベスト）

平成17年6月末に、株式会社クボタが労働者の石綿による中皮腫の大量発生を公表し、他の企業、さらには工場周辺の住民の健康被害が明らかになるなど、石綿による健康被害が全国的に大きな社会問題となった。これを受けて国は、過去の被害者救済、新たな被害発生の防止への取り組みを進め、石綿による健康被害の救済に関する法律、大気汚染防止法等、関係法令の整備・改正等を行っている。

鳥取県は、同年7月に庁内の「石綿対策連絡会議」を設置し、県民の石綿による健康被害を防止するため次のような対策を行っている。

- 1 石綿に関する相談窓口の設置
- 2 石綿に関する情報の提供
- 3 県内の建築物の吹きつけ石綿の実態調査
- 4 「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」の制定（平成17年10月公布）
- 5 鳥取県石綿飛散防止緊急助成事業補助金の創設（平成17年11月）

今後も、石綿による健康被害を防止するため、建築物の解体工事での石綿の飛散防止の徹底、除却した廃石綿（廃棄物）の適正処理、多数の者が利用する建築物の吹きつけ石綿の適正な管理を進めるため、大気汚染防止法、条例などに基づく指導、対策を徹底していく。

コラム 石綿(アスベスト)についてのQ&A(厚生労働省のwebサイトより) コラム

石綿（アスベスト）とは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹きつけ石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止された。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

石綿が原因で発症する病気は？

石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起す可能性があることが知られている（WHO報告）。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てくる。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされている。仕事を通して石綿を扱っている方、あるいは扱っていた方は、その作業方法にもよるが、石綿を扱う機会が多いことになるので、定期的に健康診断を受けることが勧められる。現に仕事で扱っている方（労働者）の健康診断は、事業主にその実施義務がある。（労働安全衛生法）

石綿を吸うことにより発生する疾病としては主に次のものがある。労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できる。

(1) 石綿（アスベスト）肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つ。肺の線維化を起すものとしては石綿のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられるが、石綿のばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別している。職業上アスベスト粉塵を10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれている。アスベスト曝露をやめたあとでも進行することもある。

(2) 肺がん

石綿が肺がんを起すメカニズムはまだ十分に解明されていないが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされている。また、喫煙と深い関係にあることも知られている。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られている。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがある。

(3) 悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍。若い時期にアスベストを吸い込んだ方のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られている。潜伏期間は20～50年といわれている。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがある。

どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するの？

アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められているが、短期間の低濃度ばく露における発がんの危険性については不明な点が多いとされている。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということとは明らかではない。

わが家はアスベストの危険性があるか？

建築物においては、
・耐火被覆材等として吹きつけアスベストが、
・屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が
使用されている可能性がある。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれている（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹きつけアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹きつけアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられる。

吹きつけアスベストは、戸建て住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性がある。

販売業者や管理会社を通じて建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられます。

わが家では、見えるところには吹きつけアスベストが使用されていないのだが、見えないところは大丈夫か。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹きつけアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹きつけアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

ダイオキシン

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1～3項の規定により、特定施設設置者は施設から排出される排出ガス・排水・ばいじん等に含まれるダイオキシン類について毎年1回以上測定し、結果を知事へ報告することとされている。

県では、報告された測定結果を集計し、同条第4項の規定により公表をしている。

・結果の概要

(1) 大気基準適用施設

平成17年度は、大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）95施設から排出される排出ガスの濃度測定の結果について報告があり、いずれも排出基準値以下であった。

平成18年3月31日までに測定が実施されなかった施設が4施設あったが、その後自主検査が実施され、報告があった。いずれも排出基準値以下であった。

(単位:ng-TEQ/m³N)

施設の種類		測定対象施設				濃度範囲(平均値)	排出基準値	
		報告済	未測定	休止等	計			
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時以上	5	0	0	5	0.0000075～0.16 (0.047)	1
		2t以上 ～4t/時未満	7	0	0	7	0.0～4.1 (1.0)	1～5
		200kg以上 ～2t/時未満	35	0	4	39	0.00028～8.3 (1.0)	5～10
		200kg/時未 満	48	4	4	56	0～6.1 (0.75)	5～10
合計		95	4	8	107	0～8.3 (0.80)	1～10	

注) 排出基準値は、既設炉(H12.1.14以前に設置)・新設炉(H12.1.15以後に設置)の別、施設の規模により異なる。排出基準値欄の数値は、現在県内に設置されている施設に係る排出基準値。

上記廃棄物焼却炉については、排出ガス以外に燃え殻及びばいじん（ばいじんについては、排出のある63施設のみ）についても基準が適用されており、その測定結果では、4施設から排出されるばいじんが基準を超過していた。

この4施設のばいじんについては、法の規定に基づき、セメント固化などの安定化処理が行われており、適切に処理されたことを確認した。

項目	報告施設数	濃度範囲(平均値)	基準値
ばいじん	63	0～24(1.2)	3
燃え殻等	95	0～0.94(0.064)	

注) 基準値：ばいじん及び燃え殻を処分（再生することを含む）を行う場合の基準値。なお、既設炉(H12.1.14以前に設置された炉)については、セメント固化などの安定化処理を行えば適用されない。

(2) 水質基準適用施設

水質基準適用施設のうち、測定義務のある6事業場から報告があり、いずれも排出基準値以下であった。

(単位:pg-TEQ/L)

施設の種類	測定対象事業場				濃度範囲(平均値)	排出基準値
	報告済	未測定	休止等	計		
パルプの製造漂白施設	1	0	0	1	0.0004(0.0004)	10
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設等	1	0	0	1	0.00055(0.00055)	
下水道終末処理施設(特定施設から排出される汚水を処理するもの)	4	0	0	4	0.0011～0.060(0.021)	
合計	6	0	0	6	0.0004～0.060(0.014)	

注) 複数の特定施設を有する事業場については、事業場を代表する施設の欄に計上。

参考

単位

- (1) 1 pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム
- (2) 1 ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム
- (3) TEQ (Toxic Equivalent 毒性等量) ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日法律第105号)【抜粋】

(設置者による測定)

- 第28条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年1回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。
- 2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。
 - 3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前2項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第1項及び第2項の測定の結果を公表するものとする。

内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)

内分泌かく乱化学物質 (いわゆる環境ホルモン) は、人や野生生物への影響、作用のメカニズムなど科学的に未解明な部分が多く残されているが、人や野生生物の正常なホルモン作用をかく乱し、生殖機能を阻害するなど悪影響を及ぼす可能性が示唆されている。

鳥取県では、平成11年度から県内の公共用水域中の水質・底質 (川底などの泥) 及び水生生物中の内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質などの実態調査及び追跡調査を実施している。

1 調査の概要

- (1) 調査年月 平成17年12月～平成18年1月
- (2) 調査地点

- ・定点調査：河川11地点、湖沼3地点、海域8地点 (計22地点)
- ・有機スズ化合物調査：港湾 (鳥取港・米子港・田後港・赤碕港：各3地点)
漁港 (網代漁港・泊漁港・境漁港・淀江漁港：各3地点)
湖沼3地点、海域8地点

- (3) 調査対象物質

これまでの調査で、メダカに対して内分泌かく乱作用を有する可能性があるとして推察された5物質、巻き貝に対して内分泌かく乱作用を有すると推察された有機スズ化合物2物質及び人畜由来の女性ホルモン (1物質) の計8物質

2 調査結果

- (1) 定点調査

ビスフェノールAが河川水中で一部検出されたものの、その他の物質は検出されなかった。なお、検出濃度は、環境省の実施した全国調査の濃度範囲内であり、メダカに対する最大無作用濃度より大幅に低いものであった。

- (2) 有機スズ化合物調査

調査を行った2物質 (トリブチルスズ及びトリフェニルスズ) のうち、トリブチルスズが港湾及び漁港内において検出されたが、環境省が示している港湾、漁港等における当面達成すべき水質レベル (0.1マイクログラム/L) 以下であり、経年変化を見ても大幅な減少が確認され、問題のないものであった。

PCB廃棄物の保管

平成17年度に鳥取市青谷町内の採石場で発生した、土砂崩落に伴うPCB含有コンデンサーの河川への落下事故を受けて、県では、県内のすべてのPCB廃棄物保管施設の一斉点検を行い、適正保管について指導を行った。また、土砂崩壊等によるPCB廃棄物の流失事故の可能性についても調査を実施し、指導を行った。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）の規定により、PCB廃棄物については、保管事業者が平成28年までに北九州市に設置された広域処理施設で処理される予定であるが、それまでの間は監視を継続して行き、適正な保管を確保するよう指導していく。

化学物質排出移動量届出制度（「PRTR制度」）

化学物質の管理及び環境の保全に対する国民の関心の急速な高まりを受けて、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）が公布された。

この法に基づき導入された化学物質排出移動量届出制度（いわゆる「PRTR制度」）により、人の健康や動植物に有害な影響をおよぼすおそれのある354種類の化学物質について、一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物などとして運搬され移動した量を把握して、都道府県経由で国へ届け出なければならない。また国は、届け出られたデータを集計するとともに、届出対象外事業者の排出量推計及び集計結果を公表する。

県は、環境省及び経済産業省から通知されたデータを活用して地域ニーズに応じた集計・公表をおこなう。

国は、法律施行後、第4回目となる平成16年度の全国の集計結果を平成18年2月24日に公表した。

届出のあった県内の事業所は、294事業所51物質（全国40,341事業所の0.73%）であり、届出のあった各特定物質の排出量の合計は約1,026トン（全国約27万トンの0.38%）、移動した量の合計は約499トン（全国約23万トンの0.22%）だった。届出対象外の事業者の推計排出量は約2,006トン（全国約36万トンの0.56%）であり、届出事業所との合計排出量は約3,032トン（全国約63万トンの0.48%）だった。

鳥取県の物質別届出排出量・移動量（平成16年度）

物質番号	対象物質 物質名	排出量 (kg/年；ダイオキシン類はmg-TEQ/年)					合計	移動量 (kg/年；ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			排出・移動量 合計	全国	全国比 (%)
		大気	公共用水	土壌	埋立	合計		廃棄物 移動	下水道へ の移動	合計			
1	亜鉛の水溶性化合物	0	783	0	0	783	36,900	0	36,900	37,683	6,037,681	0.62%	
16	2-アミノエタノール	323	240	0	0	563	15,000	17,000	32,000	32,563	2,414,975	1.35%	
25	アンチモン及びその化合物	0	0	0	0	0	9,510	0	9,510	9,510	1,931,103	0.49%	
37	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,807	0.00%	
40	エチルベンゼン	13,214	0	0	0	13,214	0	0	0	13,214	16,881,911	0.08%	
43	エチレングリコール	0	0	0	0	0	28,500	0	28,500	28,500	15,148,935	0.19%	
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	3,900	0	0	0	3,900	0	0	0	3,900	653,478	0.60%	
60	カドミウム及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	182,256	0.00%	
63	キシレン	167,345	0	0	0	167,345	14,700	0	14,700	182,045	59,724,898	0.30%	
68	クロム及び三価クロム化合物	11	0	0	0	11	1,000	0	1,000	1,011	13,920,767	0.01%	
69	六価クロム化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	529,820	0.00%	
90	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,446	0.00%	
95	クロロホルム	870	250	0	0	1,120	0	0	0	1,120	3,792,537	0.03%	
100	コバルト及びその化合物	0	0	0	0	0	600	0	600	600	229,110	0.26%	
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	550,530	0.00%	
110	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,745	0.00%	
112	四塩化炭素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	233,117	0.00%	
116	1,2-ジクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,387,946	0.00%	
117	1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	295,211	0.00%	

鳥取県の物質別届出排出量・移動量（平成16年度） つづき

物質番号	対象物質 物質名	排出量 (kg/年；ダイオキシン類はmg-TEQ/年)					移動量 (kg/年；ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			排出・移動量 合計	全国	全国比 (%)
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物 移動	下水道へ の移動	合計			
118	cis-1,2-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143,990	0.00%
120	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,049	0.00%
132	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	1,100	0	0	0	1,100	0	0	0	1,100	1,418,230	0.08%
137	1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,382	0.00%
145	ジクロロメタン	186,000	1	0	0	186,001	46,380	0	46,380	232,381	31,495,323	0.74%
175	水銀及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,517	0.00%
177	スチレン	1,700	0	0	0	1,700	0	0	0	1,700	6,174,049	0.03%
178	セレン及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52,171	0.00%
179	ダイオキシン類	266	60	0	16	342	2,733	0	2,733	3,075	2,820,997	0.11%
198	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.1(3,7)]デカン	38	0	0	0	38	0	0	0	38	265,666	0.01%
200	テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,332,542	0.00%
204	テトラメチルチウラムジスルフィド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44,176	0.00%
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	0	429	0	0	429	9,400	0	9,400	9,829	5,512,326	0.18%
209	1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66,697	0.00%
210	1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91,220	0.00%
211	トリクロロエチレン	22,800	0	0	0	22,800	6,800	0	6,800	29,600	8,030,484	0.37%
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	34	0	0	0	34	0	0	0	34	1,998,667	0.00%
227	トルエン	585,762	0	0	0	585,762	38,260	0	38,260	624,022	158,181,248	0.39%
230	鉛及びその化合物	0	164	0	0	164	15,348	0	15,348	15,512	16,775,048	0.09%
231	ニッケル	0	0	0	0	0	130	0	130	130	732,709	0.02%
232	ニッケル化合物	46	117	0	0	163	21,055	0	21,055	21,218	3,979,254	0.53%
252	砒素及びその無機化合物	0	307	0	0	307	1,300	0	1,300	1,607	6,400,931	0.03%
266	フェノール	11	0	0	0	11	0	0	0	11	3,985,111	0.00%
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0	0	0	0	0	91,000	0	91,000	91,000	5,687,438	1.60%
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	553	20,719	0	0	21,272	0	7,450	7,450	28,722	9,075,743	0.32%
299	ベンゼン	10,524	1	0	0	10,525	0	0	0	10,525	2,158,015	0.49%
304	ほう素及びその化合物	0	6,577	0	0	6,577	4,500	0	4,500	11,077	5,178,660	0.21%
306	ポリ塩化ビフェニル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	310	0.00%
307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル	2	13	0	0	15	0	0	0	15	1,387,046	0.00%
308	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル	0	0	0	0	0	2,100	0	2,100	2,100	98,057	2.14%
311	マンガン及びその化合物	43	1,900	0	0	1,943	131,610	0	131,610	133,553	32,188,880	0.41%
346	モリブデン及びその化合物	1	0	0	0	1	100	0	100	101	1,243,369	0.01%
合計		994,277	31,500	0	0	1,025,777	474,193	24,450	498,643	1,524,420		

第一章

鳥取県の環境の現状と取り組み
第3節 自然と人間との共生の確保

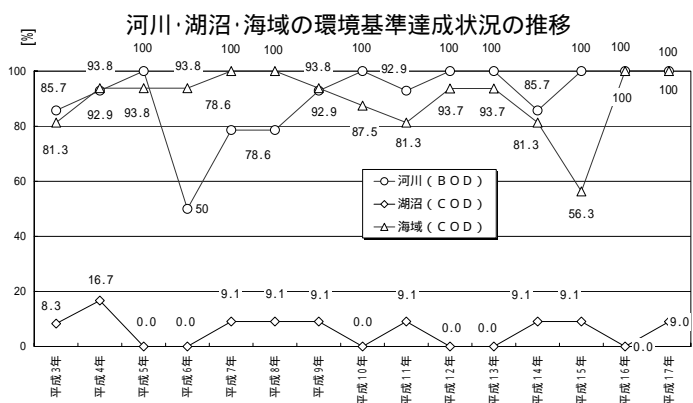
三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生

【1 現状と課題】

本県の水辺の環境は、約130kmに及ぶ海岸線で接する日本海と、これにそそぐ大小の河川や豊かな水量をたたえる湖沼で構成されている。こうした水辺の環境は、治水とともに、飲料水をはじめ様々な利水の対象となっている。また、地域の歴史や文化に深い関係を持つとともに、周辺の動植物の生息空間として貴重な生態系を形成している。

本県の河川は、千代川、天神川、日野川、斐伊川の一级河川4水系と、二级河川42水系、準用河川39水系とから成る。河川の総延長は1,516km、このうち4一级河川の総延長は1,040km、流域面積は県土の約74%を占めている。これらの河川は、湖山池、東郷池、中海などの湖沼と相まって豊かな水辺の景観を形成し、水生動物や植物の生息空間の基盤を形成している。

河川の水質については、一级河川のうち千代川、天神川、日野川で環境基準を達成している。しかし斐伊川（中海）は1観測ポイントを除き環境基準を達成しておらず、富栄養化状態となっている。二级河川（蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川）については、勝部川水系（日置川）を除き、概ね清浄である。



本県の海岸は約6割が砂浜海岸で、その他は、県東部に見られる断崖のリアス式海岸や砂礫海岸から成っている。これらの海岸は豊かな景観を呈するとともに、干潟や藻場などを形成し、水生動物や水鳥の生息地となっている。一方、これらの海岸は、日本海特有の冬期の激しい波浪による侵食等の影響を受けやすく、浜辺の生活や景観に大きな影響を与える。そこで本県では砂浜の流出や建設物の被害を防ぐため、護岸や離岸堤の設置など海岸保全対策を進めている。

また、沿岸水域は、水産資源の生産の場であるとともに、海洋動植物の貴重な生息域となっており、磯場、藻場は水質浄化機能も有している。本県の磯場の面積は約43平方キロであるが、近年海藻が減少していると報告されている。

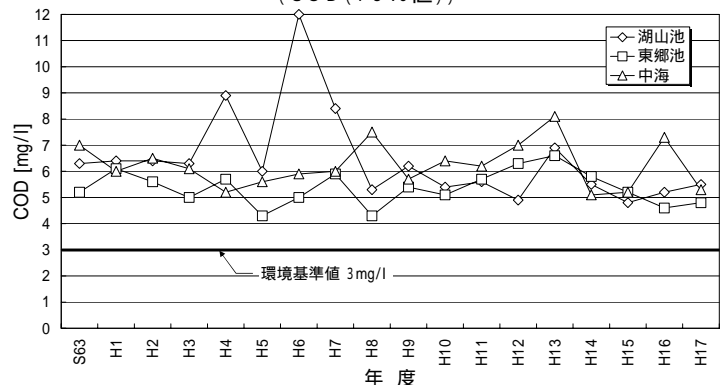
海域の水質については、平成15年度の調査で、美保湾の2地点と日本海沿岸の5地点が環境基準を達成していなかったものの、平成16・17年度の調査ではすべての地点で環境基準を達成した。

県内の三大湖沼である湖山池、東郷池、中海は、昔から住民が水と親しむ場であるとともに、様々な恵みを与えてくれる、地域住民の生活にとって重要な場であった。

しかし、戦後の高度経済成長期以降、周辺流域の社会経済活動や生活習慣の変化に伴い、三大湖沼の水質は次第に悪化し、人々の生活と密接に結びついていたかつての姿からは遠ざかっている。

かつての姿を取り戻していくためには、湖の水質を改善する必要がある。そして、そのためには、湖に流れ込む汚濁物質の量を減らすことが最も重要である。そこで、県、市町村、流域住民が協力して、下水道

県内主要3湖沼中央部の水質経年変化 (COD (75%値))



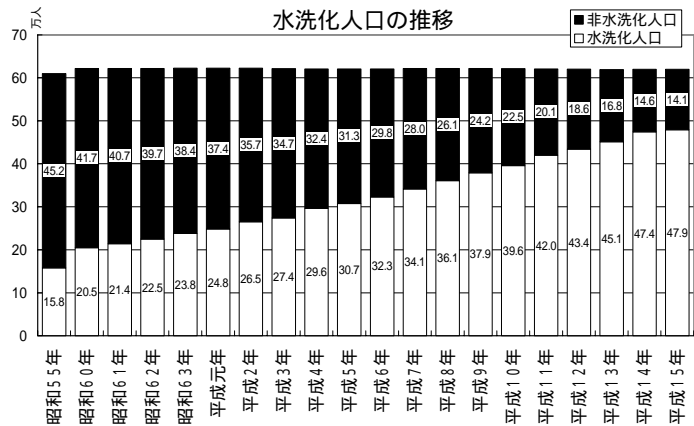
や合併処理浄化槽などの整備を推進するとともに、工場等の各種汚濁源に対する規制を行い、湖に流れ込む汚濁物質を減らすよう努力してきた。

このような努力の結果、県内三大湖沼の水質は、一定の改善を見た。しかし、目標として定めた水質環境基準は達成されておらず、依然として汚れた状況にある。

県内総人口に占める水洗化人口の割合は年々増加し、平成15年度には全体の約77%（平成14年度76%）に達している。このうち、公共下水道は54%（平成14年度52%）、浄化槽は45%（平成14年度48%）、コミュニティプラントは約1%（平成14年度1%）となっている。

し尿処理施設は県内で6か所稼働しており、平成15年度の年間処理量は約18万キロリットル（平成14年度18万キロリットル）であった。

下水道などの普及率は事業進捗に伴い着実に上昇しているが、整備済の地域においても、未接続世帯が依然として多く、水質浄化効果がなかなか現れない要因となっている。接続を推進する必要がある。



コラム 浄化槽の適正管理の推進について コラム

浄化槽は、トイレ、台所、お風呂等から発生する生活排水をきれいな水にする役目を果たしています。浄化槽は、保守点検や清掃を適正に行わないと機能が低下し、悪臭などの原因となるため、浄化槽法により浄化槽設置(管理)者には次の5項目が義務付けられています。

義務	内容	回数	依頼先
保守点検	機械の調整・修理・消毒剤の補充や清掃時期の判定をします。	年数回	県の登録を受けた保守点検業者(有料)
清掃	浄化槽の中にたまった汚泥などを抜き取りします。	年1回以上	市町村の許可・委託を受けた清掃業者(有料)
法定検査	保守点検・清掃が適正に行われているかどうか、浄化槽の機能の判定を行います。	年1回	指定検査機関:鳥取県保健事業団(有料)
記録の保存	保守点検や清掃の記録を確認をします。(法定検査のときに必要です。)	3年間保存	浄化槽設置者が保存
廃止等の届出	下水道接続などにより浄化槽を廃止した場合や設置者が変更された場合には、廃止届が必要で。	随時	各総合事務所

法定検査はなぜ必要なのでしょう。

法定検査は、日頃の保守点検や清掃が正しく行われているかを検査し、修理や改善の必要性を確かめるために行います。保守点検や清掃を実施している方も全て検査を受けなければなりません。

また浄化槽法が一部改正され、平成18年2月から上記検査を受検しなかった場合の勧告や命令の規定が設けられ、命令に従わなかった場合には罰則(30万円以下の過料)が適用されることとなりました。浄化槽の登録がされていれば指定検査機関から年に1回検査案内が送付されますので、検査の受け忘れを防ぐことができます。これまで検査案内が送付されていない方は、浄化槽の登録が漏れている可能性がありますので、最寄りの総合事務所で浄化槽の登録をして、美しい水環境を守るためにきちんと浄化槽の法定検査を受けましょう。

【2 県の取り組み】

（1）湖山池

湖山池は、平成17年度末の下水道等普及率が52%であり、三大湖沼の中で生活排水対策が最も遅れているため、平成13年度に策定した「第2期湖山池水質管理計画」に基づき、下水道や合併処理浄化槽等の一層の整備を進めるとともに、休耕田や水路を用いた生物等による水質浄化実証試験、アオコの発生機構調査等の調査研究を行っている。また平成17度より汽水湖として再生するための試行的塩分導入実証試験を開始した。



湖山池

（2）東郷池

東郷池は、平成17年度末の下水道等普及率が99%であり、三大湖沼の中で生活排水処理対策が最も進んでいるにもかかわらず、水質改善が見られない。このため、生活排以外の汚濁負荷源である山林の汚濁負荷調査や汚濁機構解明調査等の調査研究を行うとともに、平成16年度に構築した水質予測モデルを用いて、流入汚濁負荷と水質との関係を解析し、今後の効果的な水質改善施策を検討していく。



東郷池

（3）中海

中海の水質は、ここ数年改善傾向が見られるものの、長期的には横ばい傾向にある。平成17年度末の下水道等普及率は63%であり、平成14年度には、米子市公共下水道内浜処理場において高度処理が開始されるなど、生活排水処理施設の整備は着実に進捗している。

その結果、島根県と共同で策定した「第3期中海に係る湖沼水質保全計画（H11～15）」に定める水質目標は達成された。しかし、依然として環境基準の達成には至っておらず、引き続き中海の水質改善を図るため、第4期計画（H16～20）に基づき、水質保全対策を総合的・計画的に推進している。

特に、今後の湖沼浄化対策を考える上で重要となる、湖沼生態系の回復による自然の浄化機能の回復を図るため、藻類・貝類による水質浄化手法の検討に着手した。

また中海の淡水化中止に伴い、平成17年11月11日に本庄工区と中海を仕切っている森山堤の開削が決まった。これを受けて平成18年1月31日に「水質改善に関する確認書」が島根県と交わされ、今後一層の水質改善などについて検討するため、両県共同で組織を設置することになった。



中海

【3 今後の課題】

県内三大湖沼の水質については、環境基準※のできるだけ速やかな達成を目標としているが、湖沼毎に諸元（面積、貯水量、形状等）や流域の特性（山林・農地、市街地面積や人口、産業構造）が異なるため、それらを踏まえた効果的な対策が必要である。また、湖沼がもたらす自然の恵みを実感し、ふれあいの場としての利活用ができる豊かな水辺を創造するには、湖畔の自然環境の

保全、再生の取組みを推進する必要がある。

このため、下水道等の整備のみならず、湖に流れ込む河川や水路の浄化や、植物や藻類・貝類等の水生生物による自然浄化機能の活用、あるいは肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農業を更に促進するなど、様々な取組みが求められている。

湖沼の環境改善には、県や市町村等の行政機関の努力はもちろんのこと、関係団体等の努力や地域住民の理解と協力が不可欠であり、各主体の協働により美しい湖を守り、育て、次の世代へ引き継ぐため、以下のような取組みを進めていく。

- 1) 下水道や合併浄化槽の整備と併行して、未接続の家庭を中心とした生活雑排水の浄化実践活動の普及啓発
- 2) 自然再生協議会の設立・運営の支援など、水質浄化や自然再生に向けた住民主導の活動への支援
- 3) 農地における減農薬・適正施肥、山林の適正な維持管理の推進
- 4) 流入河川水や道路側溝排水の浄化
- 5) 山林・田畑・市街地等からの負荷に対する雨水貯留沈殿槽の整備
- 6) 藻類や貝類などの生物を利用した湖水の直接浄化対策

注) ※：湖山池、中海については湖沼類型A及びⅢ、東郷池については湖沼類型A

コラム	中海のラムサール条約登録	コラム
<p>○ラムサール条約とは 1971年にイランのラムサールで開催された国際会議において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択され、開催地にちなみ「ラムサール条約」と呼ばれる。現在、国内では釧路湿原、琵琶湖、中海、宍道湖など33ヶ所が登録されている。</p> <p>当初、条約は水鳥のために湿地の環境を守っていくという内容であったが、湿地そのものの保全とともに、湿地の持つ生態系をこわすことなく湿地が与える恵みを将来の世代に引き継ぐ「賢明な利用(ワイズユース)」を行う取り決めに変化してきた。</p>	 <p>ラムサール条約登録を記念して開かれた、中海・宍道湖ラムサール条約登録記念シンポジウム (写真提供:山陰中央新報社)</p>	<p>○中海の現況 中海は本県と島根県にまたがる約9,200ヘクタールの日本で5番目の面積の汽水湖である。中海はその特殊な環境の恩恵を受けて多くの魚貝類が生息する上に、260種を超える鳥類が観察され、コハクチョウを始めとする平均7.5万羽以上の水鳥が越冬する西日本最大の飛来地でもあり、昭和49年からは国指定鳥獣保護区となっている。</p> <p>その一方で、農業生産の立場から干拓・淡水化事業が昭和38年から始まり、以来、干拓地の造成や淡水化施設の建設が行われてきたが、国の減反政策や住民団体などによる反対運動によって、平成12年に干拓、平成14年に淡水化が中止され、平成17年には干拓堤防の開削が決定するなど、近年の中海をめぐる情勢は激変した。</p>
<p>○中海のラムサール条約登録に至るまでの動き このような背景の中で、中海のラムサール条約への登録は中海の自然環境を次世代に引継ぐ有効な方法であると捉え、平成15年度から地元関係者の合意を前提に、登録要件のひとつである国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定手続きを進めた結果、平成16年11月に米子水鳥公園を含む8,043ヘクタールが指定された。</p> <p>その後も引き続き、関係自治体等と連携しながら、条約の基本精神である「環境の保全」と「賢明な利用(ワイズユース)」を県民に周知し、ついに2005年11月に一連の汽水域である島根県の宍道湖と同時に登録された。関連自治体との共催で「中海・宍道湖ラムサール条約登録記念シンポジウム」を平成17年12月に実施した。</p>	<p>○ラムサール条約への登録を契機にした島根県との連携 平成17年12月3日に松江市で「中海・宍道湖ラムサール条約登録記念シンポジウム」が開催され、この場で島根県知事から提案された両県関係自治体の協力による中海・宍道湖両湖岸の一斉清掃を実施（平成18年6月11日）するなど、連携した動きも始まった。</p>	

野生動植物の保護

【1 現状と課題】

○野生動植物の保護と生息環境の保全・再生

人間は、地球生態系の一員として他の生物と共存しており、また、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用している。しかし、近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものである。そこで、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(略称「種の保存法」)が平成4年6月5日に公布された。この法律に基づき、オオタカ、イリオモテヤマネコなど73種の動植物が、国内希少野生動植物として指定されている。

鳥取県は、面積的には小さいものの、中国地方の最高峰である大山をはじめとする中国山地、ここを源とする河川、湖沼、海岸など変化に富んだ環境に恵まれ、野生動植物の種類も多様性に富んでいる。しかし自然環境の改変、過剰な捕獲・採取、外来種の侵入など様々な要因により、絶滅の危険性のある野生動植物が増えている。

動物は、鳥類では、イヌワシやクマタカなど絶滅危惧Ⅰ類に指定されている希少な種も生息している。ほ乳類では、県東部の山域にツキノワグマや珍獣として知られるヤマネも生息している。この他、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどをはじめとする多様なほ乳類が生息している。また、県西部を中心とした溪流には学術的にも貴重なオオサンショウウオが生息している。本県では、野生鳥獣を保護するために鳥獣保護区が指定されており、それは平成17年度末で国指定、県指定を合わせて22カ所、34,048haとなっている。

鳥獣保護区の指定状況

平成16年3月末現在

区 分	県指定		国指定		合 計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
森林鳥獣生息地の保護区	11	13,034	1	6,014	12	19,048
集団渡来地の保護区	3	2,218	1	8,724	4	10,942
希少鳥獣生息地の保護区	1	302	—	—	1	302
大規模生息地の保護区	1	3,508	—	—	1	3,508
身近な鳥獣生息地の保護区	4	248	—	—	4	248
合 計	20	19,310	2	14,738	22	34,048

本県の植生は、低地はシイやカシなどの常緑広葉樹林帯となっているが、今では、開発の進行により自然植生は限られたものとなり、社叢等に昔ながらの植生を見ることができのみである。山間部の標高の高い地域に行くと植生は落葉広葉樹林となり、大山中腹や県境付近の奥山にはブナやミズナラなどの自然林が広がっている。しかし、スギやヒノキなどの人工造林の進展により、こうした自然林は少なくなりつつある。この他、本県にはハマヒサカキの北限群落や、ハマナスの自生南限群落、カツバタやオオミズゴケが生育する湿原等、貴重かつ多様な植生がみられる。

鳥取県版レッドデータブック掲載種数一覧表(カテゴリー別)

区分	絶滅・野生絶滅 EX・EW	絶滅危惧			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	その他保護上重要な種 OT	合計	
		絶滅危惧類 CR+EN	絶滅危惧類 VU	計					
動物	哺乳類	3	0	4	4	11	1	0	19
	鳥類	2	9	14	23	44	9	0	78
	爬虫類	0	0	0	0	0	4	0	4
	両生類	0	0	2	2	4	2	3	11
	淡水魚類	0	3	5	8	7	1	0	16
	昆虫類	5	16	25	41	44	6	13	109
	その他の無脊椎動物	0	0	1	1	8	7	9	25
	陸産・淡水産貝類	0	7	1	8	21	3	2	34
	計	10	35	52	87	139	33	27	296
植物	シダ植物	5	10	19	29	10	0	0	44
	種子植物	3	74	97	171	99	0	13	286
	計	8	84	116	200	109	0	13	330
合計	18	119	168	287	248	33	40	626	

EX・EW：鳥取県では既に絶滅(野生では絶滅)したと考えられる種
 CR+EN：絶滅の危機に瀕している種
 VU：絶滅の危険が増大している種
 NT：存続基盤が脆弱な種
 DD：評価するだけの情報が不足している種
 OT：鳥取県の地理的な自然特性等から保護上重要度の高い種

【2 県の取り組み】

(1) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例

鳥取県では、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の保護とその生息・生育する自然生態系の保全を図るため、平成13年12月に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。

(概要)

○特定希少野生動植物の指定

希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要がある種を「特定希少野生動植物」とし、捕獲等を禁止した。動物8種、植物33種、計41種を指定している。

○自然生態系保全地域の指定

希少野生動植物の保護と自然生態系を守るために重要な地域を「自然生態系保全地域」として指定し、地域内における工作物の設置などの一定の行為をする場合には許可や届出が必要とした。

○保護管理事業

特定希少野生動植物の種ごとに策定した「保護管理事業計画」に基づき「保護管理事業」を行う者に対して支援措置を行うこととした。

○罰則

特定希少野生動植物の無許可での捕獲など、条例に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すこととした。

特定希少野生動植物（動物）8種

区分	科名	種名
鳥類	タカ	クマタカ、イヌワシ
	カモメ	コアジサシ
	ブッポウソウ	ブッポウソウ
淡水魚類	コイ	アカヒレタビラ
昆虫類	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ
	タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ
淡水産貝類	イシガイ	カラスガイ

特定希少野生動植物（植物）33種

区分	科名	種名
シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン
	シシラン	タキミシダ
	ウラボシ	オオエゾデンダ
種子植物	ナデシコ	エゾカワラナデシコ
	キンボウゲ	オキナグサ
	ユキノシタ	オオシラヒゲソウ
	バラ	ノウゴウイチゴ、イワガサ、コキンバイ
	ミズキ	ゴゼンタチバナ
	ツツジ	コケモモ
	サクラソウ	サクラソウ
	イワタバコ	シシラン、イワギリソウ
	キク	イワギク、ヒゴタイ
	イバラモ	ヒメイバラモ
	ユリ	ギョウジャニンニク、ツバメオモト、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス
	ラン	ヒナラン、キエビネ、ユウシュンラン、ササバギンラン、トケンラン、クマガイソウ、セッコク、ノビネチドリ、サギソウ、ヨウラクラン、ウチョウラン、カヤラン

(2) 「レッドデータブックとっとり」の刊行

「レッドデータブック」は、絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップして、その現状等をまとめた報告書のことで、国レベルのものが作成されている。しかし、国レベルの状況は、全国的には絶滅のおそれがない種でも鳥取県では絶滅に瀕しているなど、地域レベルでの実情と必ずしも一致していない。そこで、平成14年3月に「レッドデータブックとっとり」（動物編296種、植物編330種）を刊行し、鳥取県内で絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにした。

○レッドデータブックとっとり…<http://www.pref.tottori.jp/kouen/kisyoun/rdb/RDB.htm>

(3) 希少野生動植物保護管理事業の推進

1) 保護管理事業計画の策定

ウスイロヒョウモンモドキ、コアジサシ、サクラソウ、コガタノゲンゴロウ、アカヒレタビラ、ブッポウソウ、オキナグサ、ゴゼンタチバナ、クマガイソウ、ヒゴタイを策定した。



クマガイソウ



コガタノゲンゴロウ



コアジサシ



ウスイロヒョウモンモドキ



サクラソウ



アカヒレタビラ

2) 保護管理事業への支援

特定希少野生動植物の維持、回復を図るための保護活動を実施する地域住民団体等の自発的な保護活動を支援している。

対象となる種	サクラソウ、ウスイロヒョウモンモドキ、コアジサシ、コガタノゲンゴロウ、アカヒレタビラ、ブッポウソウ、オキナグサ、クマガイソウ、ヒゴタイ
実施主体	条例に基づき保護管理事業計画の認定を受けた者
補助対象経費	人件費、旅費、消耗品費、賃金、委託料
補助率	10/10 (限度額250千円)

(4) 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全

「自然公園法」、「鳥取県立自然公園条例」、「鳥取県自然環境保全条例」等に基づき、生態系の核としての貴重な自然環境を維持していくとともに、学術研究のほか、自然体験・学習等の自然ふれあいの場としての利用などのために、必要な条件整備を図っている。

動物の保護管理の観点から、ツキノワグマの正しい生態・行動の知識を地元住民等に普及するための学習会や、錯誤捕獲されたツキノワグマの放獣を実施している。

【3 今後の課題】

外来種による在来種の捕食、希少種の約半分が生息するといわれている里地・里山の荒廃など、生物の多様性確保をめぐる環境は厳しい。従来施策の推進だけでなく、このような新たな状況も考慮に入れて対策を進める必要がある。

(1) 希少野生動植物保護管理事業の拡大

希少野生動植物の保護活動を実施する上での指針となる保護管理事業計画を策定する種を増やしていき、地域住民とともに、絶滅に瀕した種の生息・生育環境の保全・再生を進める必要がある。

(2) 外来種対策

外来種の生息・生育の実態調査を実施し、外来種の防除方法等について検討する必要がある。

(3) 自然の保全・再生

身近な自然である里地・里山には絶滅危惧種の半分が生息しているといわれている。しかし、社会の変革とともに経済的な価値が低下し、手入れがされずに放置されている。生物の多様性を維持するためにも、こうした身近な自然の保全、再生を進める必要がある。

コラム

農免農道整備事業(広留野地区)について

コラム

八頭町広留野地区の農免農道は、昭和63年度から整備工事に着手していましたが、平成13年に有識者から施行区域に希少動物が生息していることが指摘され、工事は中断されました。そして、改めて「事業実施の是非」「環境に配慮したルート及び工法」を検討するため、平成14～16年度に地域住民と有識者からなるエコロード検討委員会が7回にわたって開催されました。



その結果、生態系及び環境に対する影響を減らすため、切土・盛り土の少ないルートに変更し、動物が斜面を移動できる「メタルロード工法」を採用することが決定され、平成16年度より事業が再開されました。

農地、森林などの持つ環境保全機能の確保

農地は食糧生産の場であると同時に、貯水機能により災害防止の面でも重要な役割を果たしており、昆虫や魚など小動物の生息空間として環境保全上も重要である。

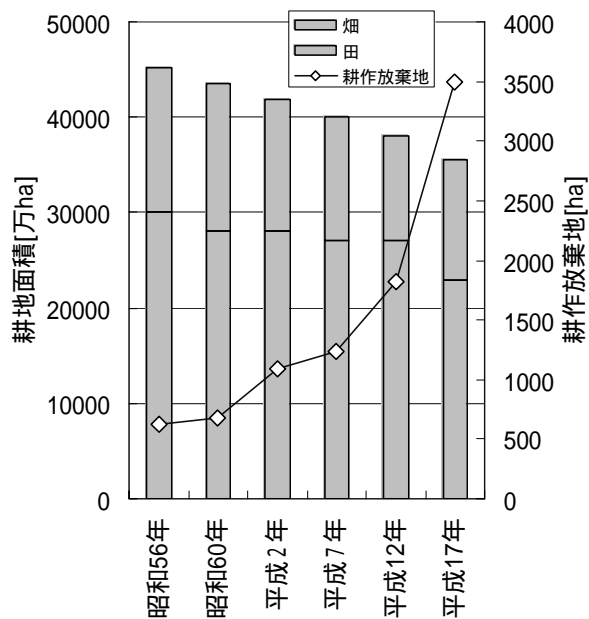
農地と一体となった農村の風景は、四季の変化に応じて潤いのある景観を形成し、ふるさとの風景として、県民の生活に安らぎを与えている。

しかし、本県の農地面積は、平成17年には田畑合わせて35,600ヘクタールで、県土面積の約10%を占めているが、都市化の進展等により宅地や道路に転用され減少し続けている。一方、農山村地域では過疎化・高齢化が進んで農業従事者が減少し、耕作放棄地が増加している。

森林の蓄積は、年々増加しているが、二酸化炭素の吸収源として今後も着実に森林を増加させていく必要があり、地域の実情に応じた森林整備を推進するとともに、伐採跡地の的確な更新が図られるよう指導・援助を強化していく必要がある。中でも水源かん養保安林については、その機能を守るため、農地同様に適切な保全・管理が必要である。

耕地面積、耕作放棄地面積の推移

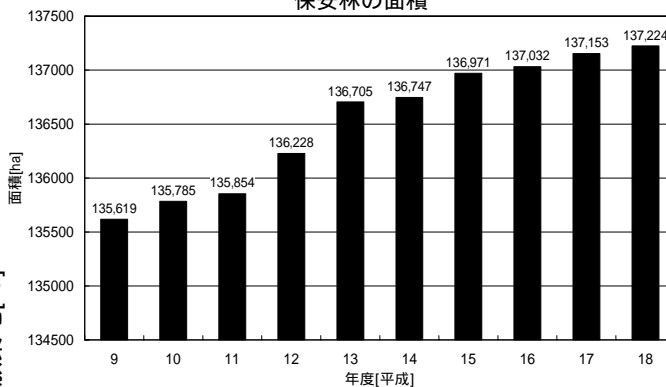
出展：「農業センサス」、「耕地面積調査」



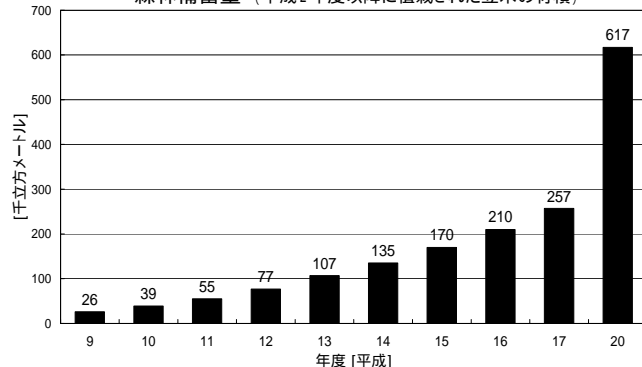
(農林水産省調べ)

平成17年値は、農家のほか、農家以外で耕作放棄地5a以上を所有する世帯も調査対象として集計した。

保安林の面積



森林備蓄量 (平成2年度以降に植栽された立木の材積)



人と自然とのふれあいの確保

本県の豊かな自然は、多くの人に貴重な自然とふれあえる場を提供している。本県の自然公園では、森林浴や海水浴、スキーなど多様な利用がなされており、県内10カ所の温泉地も、県内外の多くの人々に利用されている。さらにより多くの人が自然とふれあえるよう、自然歩道やオートキャンプ場などの整備が進められている。

一方で、本県の自然を生かした安らぎのある生活を、都市部の住民が体験するグリーンツーリズムの活動も行われている。平成15年からは、農山漁村と都市の住民の相互理解と中山間地域の活性化を進めるため、東京都武蔵野市の家族を受け入れている。体験交流の参加者は、鳥取の豊かな自然と暮らしぶりに感激し、体験交流以降も鳥取のファンとして応援やPRに努めたり、会員制の交流組織を起こしたりしている。

大山、氷ノ山、山陰海岸などでは、自然観察会の開催や自然観察指導員の養成のほか、こうした自然を保護するための美化活動を行われ、多くの県民が参加している。

県内の豊かな自然を生かしたエコツーリズムについても、市町村や民間で様々な取り組みが始まっており、県も、エコツアー産業研究に対する助成やイベントの広報を行うなど、様々な支援を行っている。

グリーンツーリズムとは

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと（農林水産省資料より）

エコツーリズムとは

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた（環境省資料より）

コラム 鳥取の自然・文化をまるごと体験！鳥取型ツーリズムのご紹介 コラム

1 鳥取型ツーリズムとは？

鳥取県には、豊かな自然やその中で育まれた歴史・文化、人の温もりといった、都市にはない資源がたくさん存在します。鳥取ならではのこうした資源を活かし、都市に暮らす人々と対等の立場で、将来にわたって交流を深めていくこと、それが鳥取型ツーリズムの原点です。

2 鳥取型ツーリズムの実践に向けて

鳥取型ツーリズムの実践にあたって最も大切なこと、それは、都市住民の方と対等の立場で交流をすすめていくことです。そのためには、受け入れる側となる地域の皆さんの意識改革が必要です。それはまず、足元に当たり前にあるもののすばらしさを再認識することから始まります。そうすれば、何もなかったと思っていた地域の中に、実はたくさんの宝物があることに気付くはずですよ。



3 「鳥取の自然まるごと体験」行動計画

鳥取にはさまざまな地域資源があふれている一方で、高齢化や耕作放棄地の増大など、深刻な問題を抱える地域も多く存在します。

今、都市に暮らす人々の間では、ゆとりや心のやすらぎを求めて「田舎」を訪れる傾向が高まっており、さまざまな問題を抱える地域も、豊かな資源を活かした起業化や新たな雇用を生み出すチャンス場となってきていると言えます。

鳥取型ツーリズムの実践は、そうしたチャンスを活かす手段であり、鳥取県は、そのための行動計画として、平成15年6月、「鳥取の自然まるごと体験」行動計画～都市と農山漁村との相互交流推進～を策定しました。この行動計画に基づいて、ツーリズムを実践する地域の支援を行っています。

4 民泊による交流を進めるための規制要件の整理（鳥取県での取り扱い）

従来、民泊を実施するにあたっては、法律上のさまざまな規制がありました。そこで、各法律を所管する部署同士で意見交換を行い、

- ・ 宿泊実施に伴う旅館業法上の旅館に該当するかどうか
- ・ 食事の提供に伴う食品衛生法上の飲食店営業許可が必要かどうか

の判断基準を明確にしました（平成15年4月）。

このことにより受入側にとって、より民泊が取り組みやすいものとなりました。



5 鳥取型ツーリズムの実践事例

- ・東京都武蔵野市との交流
- ・しかのグリーンツーリズム in 鬼入道
- ・若桜町吉川わいわいクラブ
- ・鳥取市河原町神馬地区

(具体的な事例については、鳥取県庁webサイト「とりネット」
企画部地域自立戦略課のページをご覧ください。)

・自然公園等

本県は、南部に中国山地の山々が重層的につらなり、短流河川に刻まれた滝や溪谷などの山国的な自然美を有し、北部はなだらかな里山や田園が続いている。また、日本海に面する海岸線は、鳥取砂丘や北条砂丘、弓ヶ浜半島を形成する砂州など白砂青松の砂浜と、県東部の入り組んだ岩肌の海岸や県中部の長尾鼻の岩崖など、変化に富んだ景観をなっている。こうした豊かな自然を保全するため、本県では、大山隠岐国立公園、山陰海岸国立公園の他、2つの国定公園と3つの県立自然公園が指定されており、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14.0%を占めている。

この他、鳥取県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域として、平成15年度末までに15地域が指定されている。なお、県では、冊子「鳥取県のすぐれた自然」を作成して、その普及啓発を図っているほか、これを参考として、

県自然環境保全地域等の追加指定を進めている。さらに、県内の巨樹巨木調査を実施するとともに、鳥取県景観形成条例に基づいて、県土の景観形成上重要な地域を「大山景観形成地域」及び「沿道海浜景観形成地域」として指定し、自然環境の適正な保全を図っている。

「鳥取県のすぐれた自然」掲載内容

地形・地質編		植物編		動物編	
火山とその山地	6 地域	社叢	46 地域	ほ乳類	5 地域
非火山山地	26 地域	森林 (大山)	29 地域	鳥類	29 地域
河川・溪谷・滝・段丘・湖沼・湿原	33 地域		29 地域	は虫類	2 地域
海岸・砂丘	14 地域	低木材・草原	13 地域	両生類	7 地域
地質	25 地域	湿原・湿地林	11 地域	淡水魚類	3 地域
化石	7 地域	貴重植物群生地	11 地域	昆虫類	46 地域
岩石・鉱物・鉱床	7 地域			クモ類	29 地域
温泉・湧水	7 地域			陸産貝類	12 地域
				重要生息地域	20 地域

出典：「鳥取県のすぐれた自然」

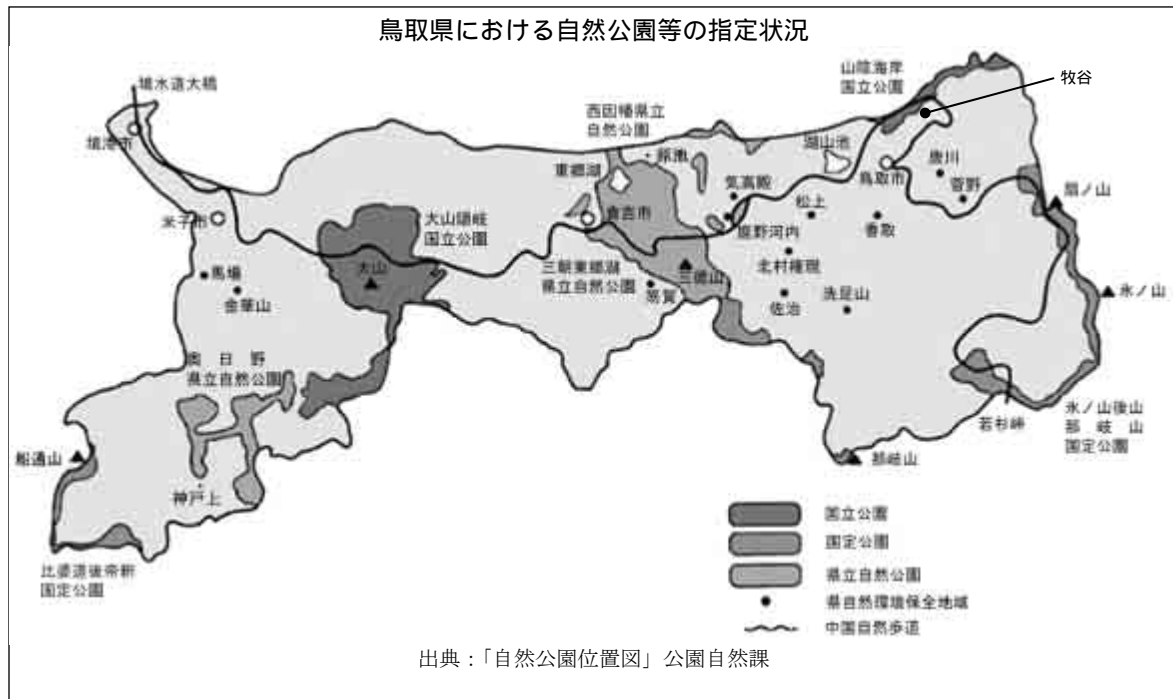


表 鳥取県自然環境保全地域一覧表

番号	地域名	所在地	面積の内訳(ha)				指定理由	指定年月日
			普通地区	特別地区	野生動植物保護地区	計		
1	菅野	鳥取市	2.0	18.5	(2.6)	20.5	ミズゴケ等の湿原植物、溶岩台地氷河期の花粉等を有する泥炭層	昭和52. 4. 8
2	香取	鳥取市	4.0	3.9		7.9	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
3	松上	鳥取市		5.2		5.2	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
4	笏賀	三朝町		3.2		3.2	シノキ、ウラジロガシ等の常緑広葉樹林とヒノキ、ホンシャクナゲ群落	52. 7.29
5	馬場	南部町		3.7		3.7	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 7.29
6	唐川	岩美町		19.4	(2.1)	19.4	カキツバタ等の湿原植物、ハッチョウトンボ、溶岩台地、花粉・植物化石を有する泥炭層	53. 5.12
7	金華山	南部町		6.1		6.1	絶壁や洞窟、奇岩を有する凝灰角礫岩の孤立状の山体	55.12.23
8	佐治	鳥取市	24.0	18.8		42.8	穿入蛇行地形、V字形峡谷、緑色千枚岩を原石とする佐治石分布	59. 9.25
9	洗足山	鳥取市	9.45	13.55		23.0	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地	62.11. 4
10	北村権現	鳥取市	1.20	1.80		3.00	ウラジロガシ、ヒメアオキ群落の一種であるが、アサダを優占種とする特異な群落	63.12.20
11	気高殿	鳥取市	8.6	0.1		8.7	バイカモ等の水草の自生する湧水池とその水源域のタブノキ、スダジイ等の常緑広葉樹林	平成 3. 9.13
12	鹿野河内	鳥取市		1.20		1.2	スダジイ、ウラジロガシ、タブノキ、カゴノキ等の巨木を有する原生的照葉樹林	10.11.24
13	原池	湯梨浜町	0.4	1.8		2.2	多様性の湿性植物、トンボ類を中心とした昆虫類、魚類、鳥類等が生息・生育する潟湖	13.10.12
14	神戸上	日南町	0.7	4.6		5.3	ハンノキを主とする規模の大きな沼沢林(落葉広葉樹林)	13.10.12
15	牧谷	岩美町	1.2	0.3		1.5	カキツバタなどの湿原植物、他種類の湿性植物、トンボ類を中心とした昆虫類、鳥類等が生息・生育	15.10.24
合計	(15地域)		51.55	102.15	(4.70)	153.70		

※ 野生動植物保護地区は特別地区に含まれる。

鳥取県における都市公園の整備状況

区分	箇所数	面積(ha)
街区公園	231	52.22
近隣公園	17	26.22
地区公園	5	38.29
総合公園	8	185.28
運動公園	4	69.69
広域公園	2	115.80
風致公園	1	4.60
歴史公園	3	15.95
墓園	2	18.80
都市緑地	18	63.50
都市林	1	28.70
広場公園	4	1.18
緑道	1	1.20
都市公園合計	297	621.43
一人当たり面積	鳥取県	12.9m ²
	全国	約9.1m ²

(県公園自然課作成(平成17年3月末現在))

大山の麓・江府町へ水工場の進出

江府町が出資する第三セクター「江府町地域振興(株)」の「奥大山の水」が好評を博し、伯耆町への「大山ビバレッジ(株)」ミネラルウォーター工場進出(平成15年)に続いて、平成17年6月には、サントリー株式会社が、江府町笠原地域に「サントリー天然水」工場の進出を決定しました。

江府町では、地下水を利用して「(株)グリーンステージ」が氷製造を行うなど、奥大山の豊かな自然に囲まれた地域の環境が評価されています。

現在、平成20年春の操業開始を目指し、県・町・サントリーの三者で影響評価委員会を設けて工場が周辺地域の地下水環境に与える影響を把握・評価するための調査を進めています。

第一章

鳥取県の環境の現状と取り組み
第4節 快適な環境・美しい景観の保全と創造

美しい景観の保全と創造

【1 現状と課題】

鳥取県は、鳥取砂丘、浦富海岸など特徴的な美しい海岸線や、中国地方随一の標高を持つ秀峰大山など、四季の彩りが美しい自然景観から、由緒ある寺社や伝統的な街並みなど特色のある歴史的景観、棚田や里山などの農村景観まで、多様な景観を有している。これらの美しい景観は、人々の生活に潤いや安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育む県民共通の財産であるとともに、鳥取県を訪れる人々を惹きつける魅力にもなっている。

本県では、平成5年に「鳥取県景観形成条例」を制定し、景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることによって、良好な景観の保全と創造に努めることとした。以来、県民の誇りとなる優れた景観を有する地域を景観形成地域に指定して、その景観を重点的に保全するとともに、周辺に与える影響が大きい建築物の新築など大規模な行為については、鳥取市、米子市の区域を除く全県を対象として事前の届出を義務付け景観形成に支障とならないよう指導してきた。

こうした、地方における景観行政の主体的な展開を踏まえ、平成16年に景観法が制定されたことに伴い、及び景観形成上の現場で生じる様々な問題に対応するため、現在、当該条例等の見直し作業を行っているところである(平成18年度中に改正予定)。

(景観形成条例の制定状況)

- 鳥取市景観形成条例(平成13年制定)
- 米子市景観形成条例(平成10年制定)
- 日南町の景観を守り育てる条例(昭和60年制定)

(景観行政団体の状況)

- 倉吉市(平成17年8月1日)
- 鳥取市(平成18年6月1日)



《景観形成地域の指定状況》

- ・大山景観形成地域
(平成6年4月15日指定)
- ・沿道海浜景観形成地域
(平成7年8月1日指定)
- ※因幡白兔景観形成区域、北条砂丘景観形成区域、弓ヶ浜景観形成区域の3つからなる。

【2 県の取り組み】

(1) 人材育成・意識啓発

○景観まちづくり塾の開催

景観やまちづくりを主導できる人材の育成を目的として、NPO団体等に委託し、景観まちづくり塾を実施している。このまちづくり塾は、委託団体の企画提案により県全域から受講生を募集し、年間を通じた研修計画のもと、研修の題材に適した地区(2~3ヶ所)でワークショップなどの研修を行い、景観まちづくりを担う人材を育成するものである。

地元と外部がそれぞれの視点から意見交換することにより、レベルの高い、市町村の枠を越えた交流が生まれ、まちづくりの人的なネットワークが拡大している。



根雨地区でのまちあるき

開催地となった地域においては、専門家の評価や他地域の活動者に刺激され、地域にある資源を再確認するなど、まちづくり活動のきっかけとなっている。

これまでに、鳥取市山手地区、琴浦町光・大山町所子、若桜町若桜、日野町根雨で講習会が開かれており、この講習会を契機に、自らの手でまちなみを保存し、創造する気運が高まり、まちづくり活動が継続して行われている。

[研修を契機としたまちづくり活動の例]

- ・琴浦町光地区
 集落に数多く残された海鼠壁、鏝絵などの調査を実施し、シンポジウム開催等の活動を通じて、地区の活性化を図る。
- ・若桜町若桜地区
 研修会で検討したまちなみ整備の課題をもとに、住民と行政が協力し、補助事業を活用した景観まちづくりを検討。
- ・日野町根雨地区
 出雲街道根雨宿まちなみづくり研究会が結成され、根雨の歴史と文化を活かした地域外との交流、まちなみづくり基本計画の策定を進める。

○写真コンテストの実施や景観パンフレットの作成

21世紀に引き継ぐべき鳥取の景観としてふさわしいものを県民から広く募集し、平成12年度に「伝えたいふるさと鳥取の景観」を100件選定した。これら100の景観をテーマに、写真コンテスト等を平成17年度まで実施し、コンテスト入賞作品を活用した展示会の開催やポストカードブックの配布により、鳥取の美しい景観を県の内外にPRしている。さらに景観に対する県民の関心を高めるため、「伝えたいふるさと鳥取の景観」以外の美しい景観を見ることができる場所(景観スポット)を収集し、パンフレットを作成している。

平成17年度写真コンテスト入賞作品より



「仲間たち」(松本利秋) ...撮影場所：江府町江尾



「正月の朝」(橋谷田妙子) ...撮影場所：智頭町山根

(2) 景観資源の調査

○とっとり茅葺民家維持再生活用事業

農村景観の重要な要素である茅葺民家の維持保全・活用を図ることを目的として、平成17年度に行った調査資料を活用し、平成18年度に茅葺民家写真展『美しき村～茅葺き民家写真展』を開催した

[平成17年度] 県東部地域の茅葺民家の現状を調査 (民間団体に補助)

[平成18年度] 前年度調査結果を元に維持、保存等を行う団体の活動を支援 (民間団体に補助)



写真展 (ごうぎんギャラリー)



茅葺民家の風景

また市町村、NPO等に助成し、城下町や宿場町等の風情ある歴史的景観などのまちなみ調査や今後のまちなみ整備方針の検討等を支援している。

○歴史的まちなみ調査支援事業〔平成18年度より市町村交付金に統合〕



【平成17年度】光地区（琴浦町）

<地区の状況>

約50戸の農村集落。半分以上の家に海鼠壁（なまこかべ）と鰻絵が残されている。

<主な活動内容>

- ・建物と鰻絵・景観の調査
- ・住民アンケート調査
- ・先進地視察（鹿野町）
- ・鰻絵を活用した景観づくりシンポジウム



【平成17年度】田後地区（岩美町）

<地区の状況>

江戸時代の村の区画割が今に残る独特な漁村の風景が見られる。

<主な活動内容>

- ・地区の模型作成
- ・住民アンケート及びヒアリング調査
- ・先進地視察（石川県七尾市）
- ・田後漁村景観まちづくりフォーラム

（3）市町村等への支援

○景観コーディネーター、景観アドバイザーの派遣

景観やまちづくりに関する住民活動に対して専門的視点から意見を述べる景観コーディネーターを配置するとともに、景観アドバイザーを派遣し、景観まちづくりの取組みを支援する。

○まちづくり交付金（国土交通省）

地域の特性を活かした地域主導の個性溢れるまちづくりを進め、まちの再生を効率的に推進し、生活の質向上と地域経済の活性化を図るため、市町村に国が交付金を交付する。

【事業内容】道路、公園、河川、広場、既存建物の活用、土地区画整理等、(国概ね4/10)

【事業地区】鳥取市中心市街地、倉吉市打吹地区、伯耆町溝口地区

○街なみ環境整備事業（国土交通省）

住民同士がまちづくり協定を結び、整備方針、整備計画を定めた地区において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備改善を行う市町村及び建物所有者等に対して国が補助する。

【事業内容】道路美装化等の地区施設（国1/2）、住宅や塀等の修景（国1/3）

【実施地区】鳥取市鹿野町鹿野地区、米子市旧加茂川・寺町周辺地区、倉吉市打吹地区他

○ふるさとまちなみ建物支援事業（単県）※平成18年度より市町村交付金に統合

鳥取県の歴史や伝統・文化を大切にしながら、美しく親しみのあるまちをつくらせている地域景観の形成を促進するため、多くの県民にとって共通の財産と思える建築物の維持補修費用を補助する。

【対象要件】築後50年以上を経過して現に使用され、または改修して使用される建築物

【実績】アートハウス夢扉（倉吉市）、久米郡倉吉駅（倉吉市）、門脇家住宅（大山町）

【3 今後の課題】

○景観形成条例、屋外広告物条例の見直し

平成18年度中の改正、平成19年度施行を目標に、鳥取県景観形成条例、鳥取県屋外広告物条例の改正作業中である（新たに景観法に基づく景観計画も策定中）。新しい制度の下で、本県の景観形成を一層強力に進めていく必要がある。

- 市町村の景観行政団体への移行の促進
地域が主体となった景観形成が進むよう、市町村の景観行政団体への移行促進を図る必要がある。
- 景観意識の啓発
県内の美しい景観を発掘する一方、景観を阻害する物件をクローズアップし、その対策を共に考えることを通じて県民の景観に対する関心を高めていく必要がある。

歴史的、文化的環境の保存と整備

【1 現状と課題】

文化財とは、「日本の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日暮らしている私たちの世代にまで伝えられてきた貴重な財産」である。本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡など素晴らしい文化財がある。これらの歴史的遺産は、地域の歴史や文化を将来に伝える重要な役割を果たしている。

潤いと安らぎのある美しい環境を創出するため、これらの歴史的・文化的な遺産、街並みや景観を保全し、個性豊かな町づくりを進めていく必要がある。

歴史的、文化的環境と関係が深い文化財

有形文化財	○建造物・美術工芸品
無形文化財	○演劇、音楽、工芸技術など
民俗文化財	○有形民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具など） ○無形民俗文化財（衣食住、生業、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能）
記念物	○遺跡（貝塚、古墳、城跡など） ○名勝地（庭園、峡谷、海浜、山岳など） ○動物・植物・地質鉱物
文化的景観	○棚田、里山など
伝統的建造物群 (埋蔵文化財)	○宿場町、城下町、農漁村など (土地に埋蔵されている文化財)

【2 県の取り組み】

文化財は、私たち皆の大切な財産である。今まで守り伝えられてきた文化財を未来に伝えていくため、その保護に努めるとともに、その素晴らしさを皆で共有できるよう、文化財に関する情報発信などの普及啓発活動や公開事業への助成を行っている。

<文化財の保存と活用>

- ・文化財の調査と指定を行い、その保護を図る。
- ・指定されている文化財の保存、修理、復元に助成を行う。
- ・開発事業との調整を図り、文化財の保護に努める。

<普及啓発活動>

- ・文化財を紹介し、多くの人に理解してもらう。
- ・文化財に関する情報発信を行う。
(「とっとり文化財 navi」 <http://www.pref.tottori.jp/bunka/navi/>)
- ・文化財の公開事業を支援する。(市町村交付金)



白壁土蔵群
(国の重要伝統的建造物群保存地区)

【3 今後の課題】

既に文化財指定されて保護が図られているもの以外にも、文化的価値の高い物が数多く存在する。これらの洗い出しや予備調査などを行い、今後の保護と活用を進めていく必要がある。

また、文化財をより身近なものとして認識し、文化財に対する理解を深めてもらうため、次のような対応により県内の国・県指定文化財を広く県内外へPRしていく必要がある。

- ・写真等の入った解説板の設置。
- ・ホームページの内容の充実。
- ・国や県が指定・登録した文化財を紹介した「鳥取県の文化財」(冊子)の改訂版の発行。
- ・学校等へ県の職員が出向き、各地域に残る文化財に



写真等の入った解説板

について説明を行う。

- ・身近な存在として文化財に親しんでいただけるよう、主に文化財建造物について県民への普及啓発を行う。

環境影響評価（環境アセスメント）

緑豊かな自然、きれいな空気や水、静けさといった良好な環境を将来に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な義務であり、そのためには開発事業を行うときに、環境の保全について配慮することが必要である。開発と環境保全、この両者を、ともにもうまく実現させていくために生まれたのが環境影響評価である。

環境影響評価法は、環境影響評価を行うことは環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても重要であるとの考えのもとに作られた法律である。この法律では、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を行う際の環境影響評価の手続きを定めている。事業者は、この環境影響評価の結果を事業内に反映させ、環境の保全に十分配慮して事業を行わなければならない。

県においても、環境影響評価法と同じ考え方で、環境影響評価に関する条例を定めており、事業者は次表の規模以上の事業については、法ないし条例に則り、環境影響評価を行うこととしている。

また、法律・条例の対象にならない事業であっても、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合には、環境影響評価に準じて、環境に及ぼす影響調査を行うべきである。

法令の対象とならないが、環境についての調査を行う事業



中海：中浦水門撤去工事
(中海側および境水道側の水質に及ぼす影響を定期的にモニタリングを行う)



松江：大橋川拡幅事業
(宍道湖・中海について、環境影響評価に準じて、環境に及ぼす影響の調査を行う)

環境影響評価の対象事業及び規模

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道路	高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 幅6.5m、20km以上	— — 7.5km以上10km未満 — 幅6.5m、15km以上20km未満	— — 4車線、10km以上 — 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河川	ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上
鉄道	新幹線 在来線	すべて 10km以上	— 7.5km以上10km未満	— 10km以上 7.5km以上
飛行場 (滑走路)	新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上500m未満	2500m以上 500m以上
発電所	水力 火力 地熱 原子力	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて	2.25万kw以上 3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上 1万kw未満 —	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 —
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域300ha以上	—	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却 し尿処理	—	100t/日以上 100kL/日以上	75t/日以上 75kL/日以上
工場の新築、増築	排水 排ガス	—	1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上
ゴルフ場又はスキー場	—	—	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く)	—	—	75ha以上 (土地改変区域に限る)	50ha以上 (土地改変区域に限る)
岩石等採取事業	—	—	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む)	—	—	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	—	—	明文化	明文化

注) 一般地域：特別地域以外の地域

特別地域：貴重な自然や生物が豊富で、自然景観にも優れ、開発について特に配慮を要する地域として定めたもの（国立公園等）

第一章

鳥取県の環境の現状と取り組み
 第5節 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

人類の活動の範囲・規模・種類の拡大に伴い、気候変動、オゾン層破壊、酸性雨等の地球環境問題が顕在化している。これらの問題は人類の存続に対する脅威になると認識されているが、一国のみでは対処が困難なため、国際的に共同した取り組みが必要とされている。

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

【1 現状と課題】

<地球温暖化とは>

地球は、太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線形で熱が放射され、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄など）がこの熱を吸収し、その一部を再び下向きに放射し地表面や下層大気を加熱するという仕組みにより生物の生存に適した気温に保たれている。この温室効果ガスの大気中濃度が増加すると、地表の気温が上昇することになり、ひいては地球規模で気温が上昇することを地球温暖化と呼んでいる。

地球温暖化が進むと、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業等に深刻な影響が出ると言われている。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第3次評価報告書（2001年）では、1861年以降地球の平均気温は上昇しており、20世紀中に0.6±0.2℃気温が上昇したと報告している。地球温暖化の主な原因は、私たち人間の活動、とりわけ化石燃料の消費などによる二酸化炭素（CO₂）の排出量の増加と、CO₂を固定する森林の破壊などによるCO₂吸収源の減少にあると言われている。

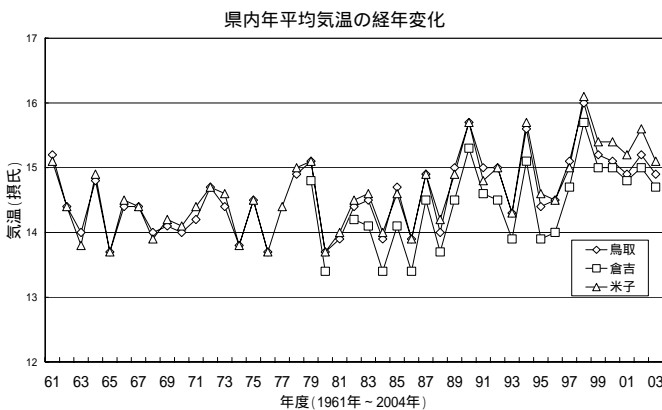
<日本及び鳥取県の現状>

鳥取県内における平成15年(2003年)度のCO₂排出量は4,813千t-CO₂で、1990年に比べて23.8%増加（日本全体では12.3%増加）したと推計されている。

各部門の増減動向は次の通りである。

- 産業部門（工場、農林水産業、建設業など）の排出量は、横ばい傾向
- 運輸部門（自動車など）の排出量は増加傾向
- 家庭部門（自家用車を除く家庭生活）及び業務部門（オフィス、商業、サービス施設、公共団体など）の排出量は引き続き増加傾向

また県内の気象観測所における観測結果によると、年平均気温の上昇傾向が見られる。



鳥取県のCO₂排出量の現状 (千t-CO₂)

	1990年	2000年度		2003年度
	排出量	排出量 (90年比)	(参考値)	排出量 (90年比)
合計	3,887	4,623 (118.9%)	4,658	4,813 (123.8%)
エネルギー 転換部門	2	2	1,218	1,169
産業部門	1,288	1,443		
運輸部門	1,140	1,373	356	360
民生部門 (家庭)	705	915	1,086	1,095
民生部門 (業務)	580	681		
廃棄物部門	161	199	1,999	2,189
その他	11	10		

※従来の計算に使用していた統計の中には廃止された統計もあるため、2003年度における排出量は「都道府県別エネルギー消費統計」から算出したため、3箇年を単純に比較することはできない。

※「都道府県別エネルギー消費統計」は、「総合エネルギー統計」のうち地域分割可能部門（産業、民生業務、家計乗用車）のみ都道府県に分割したものであり、エネルギー転換、運輸部門のうち貨物等の部門は、消費と排出の帰属性に問題があり地域分割が困難として算定から除外しているという特色を持つ。

※「2000年（参考値）」は、2003年と同じ計算方法で2000年の排出量を算出したものであり、この参考値を使用し排出量の増減動向を推計した（1990年と2000年、2000年（参考値）と2003年数値を比較）。

【2 県の取り組み】

鳥取県では、環境立県アクションプログラムにおいて、CO₂等温室効果ガスの削減に関する数値目標を、「2010（平成22）年度の電力・石油の使用量を、2000（平成12年）年度に比べて16%削減する」と定め、また県の率先行動として職員の服装及び効率的な冷暖房を工夫し、夏の冷房温度を28℃、冬の暖房温度を18±1℃に設定し、クールビズ・ウォームビズを推進するなど、従来から実施している省エネ取組みを強化し、CO₂削減に努めている。

さらに京都議定書の発効一年を機に、地球温暖化防止に向けたアクションプログラム（平成18年2月。巻末の資料5）を定め、県の組織内部のみならず、県内で暮らし、働く皆さんに呼びかけを行っている。このプログラムでは、省資源・省エネルギー活動を「我慢」や「押しつけ」と考えるのではなく、これまで慣れ親しんだライフスタイルを見直し、未来を創造する鳥取県らしい新しいライフスタイルを構築する活動とすることを提案している。

【3 今後の課題】

地球温暖化防止に向けて確実な成果を上げるためには、省資源・省エネルギーの活動を社会全体に押し広げ、経済活動の在り方や県民のライフスタイルを転換させる必要がある。そのようなことは、行政だけで成し遂げられるものではなく、「とっとり環境ネットワーク」等を核として、県民の皆さんとの協働取組みを進めていくことが重要である。

コラム	アイドリングストップ豆知識	コラム
<p>鳥取県では、駐停車中エンジンを停止する運動ーアイドリング・ストップ運動ーを進めるため、『鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例』が平成17年4月1日に施行されました。車を利用する方誰にでもできる地球温暖化対策として、県民の皆さんとともにこの運動に取り組み、かけがえのない地球を守っていきたくと考えています。</p>		
<p>アイドリング・ストップの利点</p>		
<p>アイドリング・ストップには、地球温暖化防止に役立つだけでなく、燃料費の削減にもつながります。</p>		
<p>（財）省エネルギーセンターが行った「信号待ちでもアイドリング・ストップ～日本縦断キャラバン～」では、信号待ちでアイドリング・ストップを行いながら北海道から鹿児島まで3,718kmを走行した車両は、これを行わない車両に比べて最大13.4%（都市部）から最小3.4%（都市間）燃費が向上したそうです。つまり、年間800リットル使用する方なら最大107リットル、最小27リットルの節約につながるのです。これは、1リットル130円とすれば13,910円～3,510円の節約となりますが、同時にCO₂の排出量も、247～62kg（ガソリン1リットルに対してCO₂ 2.31kg）削減されます</p>		
<p>短時間のアイドリング・ストップ</p>		
<p>エンジン始動時には少し多目の排気ガスが出ます。こまめにエンジンを停止すると、その分余計にエンジンを始動させなければなりません。ごく短時間のアイドリング・ストップでも効果はあるのでしょうか。</p>		
<p>短時間のアイドリング・ストップの効果について実験をした例はいくつかありますが、その効果が生じる時間についての統一見解は出されていません。しかし、ガソリン車は10秒以内、ディーゼル車は30秒以内であれば、エンジンを停止する効果は無いというのが共通した見解ですので、アイドリング・ストップを行う際の目安にしていきたい。</p>		

自然エネルギーの導入推進

【1 現状と課題】

鳥取県の豊かな自然環境を大切にするとともに、これらを活かして地域の振興を図るため、風力や太陽光などの自然エネルギーの活用にも取り組んでいる。環境負荷の少ない自然エネルギーは、地球温暖化防止に役立つのみならず、地震のような災害時でも利用が可能であり、新たな産業振興、地域振興にもつながるのである。

鳥取県の電力自給率は、昭和38年度には100%を超えており、県内の電力需要を十分にまかっていたが、その後、県内の電力需要が大幅に増加したため、平成17年度末には12.1%まで下落した。持久できない電力は、県外の発電所に依存している。

自然エネルギー導入状況・予定

年度		H15	H16	H17	H18	H19	合計
風力発電	計		1,500kW	25,500kW			27,000kW
	内訳		名和町 1,500kW×1基	県(空山) 1,000kW×3基 北条町 1,500kW×9基 民間(大山町) 1,500kW×6基			
太陽光発電	計	1,128kW	1,384kW	1,149kW	1,000kW	1,000kW	5,661kW
	内訳	住宅 1,061kW 公共施設 63kW 民間施設 4kW	住宅 1,338kW 公共施設 40kW 民間施設 6kW	住宅 1,149kW 民間施設 30kW	住宅 1,000kW	住宅 1,000kW	
バイオマス (発電・熱)	計		8kW	10,540kW	145kW	1,740kW	12,433kW
	内訳		ペレットストーブ (県1台)8kW	王子製紙 10,000kW (自然エネ分) チップボイラー 460kW ペレットストーブ 80kW 県6台、北条町1台、 一般住宅3台	ペレットボイラー (山陰海岸学習館)65W ペレットストーブ (県10台)80kW	ペレットボイラー (西部総合事務所)1740W	
小水力発電				0.2kW	110kW		110kW
				八頭町下峰寺0.2kW	中国電力110kW		
計		1,128kW	2,892kW	37,189kW	1,255kW	2,740kW	45,204kW
鳥取ルネッサンス目標		計 42,468 kW					
		3万kWの自然エネルギー導入(H15～H18)					
アクションプログラム 目標		計 41,184kW					
		5万kWの自然エネルギー導入(H17～H19)					

※ 自然エネルギー：風力、太陽光、バイオマス、中小水力など自然由来で再生可能なエネルギー
 ※ バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたもの

こうした県外依存は災害時などに問題を生じるおそれがあるが、太陽光発電、風力発電、小水力発電などを県内で行い、電力自給率を引き上げることが出来れば、そうした懸念も解消されていく。しかし、これらの自然エネルギーは、石油など競合するエネルギーと比較して発電コストが高く、自然条件に左右されて出力が不安定なことなどが、発電事業化あるいは家庭への普及の課題となっている。

<太陽光発電>

国、県や市町村の助成、設置経費の減少などにより年々設置件数は伸びてきた。しかし、住宅用太陽光発電設備への国の補助制度が平成17年度で終了したことから、今後も設置が進むのか懸念されるところである。引き続き市町村と連携して普及を図っていく必要がある。

また、住宅用以外ではかなり採算性が低く、設置は進んでいない。

<参考> 住宅用太陽光発電の年間設置件数

年度	設置件数
H9	19件
}	}
H14	233件
H15	264件
H16	333件

※(財)新エネルギー財団(NEF)データによる

<参考> 平成15、16年度の普及率の推移

H15		H16	
1 佐賀	1.11%	1 佐賀	1.45%
2 宮崎	0.95%	2 宮崎	1.28%
3 熊本	0.89%	3 熊本	1.21%
27 鳥取	0.38%	25 鳥取	0.55%
全国平均	0.34%	全国平均	0.46%

※普及率=設置件数/世帯数として算出

<風力発電>

県内における大型風力発電施設の設置は、平成14年の湯梨浜町（旧泊村）に始まり、平成17年には県企業局や大山町、北栄町（旧北条町）及び民間事業者によって行われ、県内に20基の風車が稼働している（平成18年10月）。

大型風力発電施設の建設にあたっては、景観や野鳥への影響などにも配慮することが必要であり、関係行政機関や専門家等と協議しながら事業を進めていくことが求められる。

<参考> 大型風力発電の設置状況

設置年度	主体	場所	規模	備考
H14	湯梨浜町	潮風の丘とまり	600kW×1基	H14.11完成
H16	大山町	高田工業団地	1500kW×1基	H17.2完成
H17	鳥取県	鳥取市越路(鳥取放牧場)	1000kW×3基	H17.12完成
H17	北栄町	北条海岸	1500kW×9基	H17.11完成
H17	(株)日本風力開発	大山町阿弥陀川河口	1500kW×6基	H17.12完成

北栄町の大型風力発電施設



県企業局（鳥取市越路）の大型風力発電施設



<バイオマス・廃棄物発電>

県内では、米子市河崎の米子市クリーンセンターにおけ廃棄物発電や民間企業（養豚場）によるメタンガス発電の他、平成17年度からは民間企業（製紙工場）によるRPF（廃プラスチックと古紙などからなる固形燃料）発電が行われている。

木、糞尿、食品残渣などのバイオマスについては、量が多いものの広く薄く存在しているため、利用を推進するためには、原料の収集運搬、燃料化施設の設置、廃棄物の処理などの社会システムづくりが重要である。

木質ペレットを利用したペレットストーブは、設置も容易であり、今後広く普及させていく必要がある。

<中小水力発電>

小水力発電施設については、㈱中国電力、県企業局、農協等により40箇所程度が設置されているが、近年の新設はない。設置経費の軽減や環境配慮の観点から、ダムを用いない、既存の流れを利用した流れ込み式の水力発電施設について、設置可能地点の調査や導入検討を行う必要がある。

<その他の自然エネルギー>

温泉の熱を利用した温度差発電、波力発電など新技術による地域の特性に即したエネルギーについても技術開発、実用化を促進する必要がある。

【2 県の取り組み】

鳥取県では、環境立県アクションプログラムにおいて、『自然エネルギーの導入』に関する中長期的な目標を定め、産業界・個人に対して働きかけを行うとともに、「県庁率先行動」を定めて各種の取り組みを行っている。

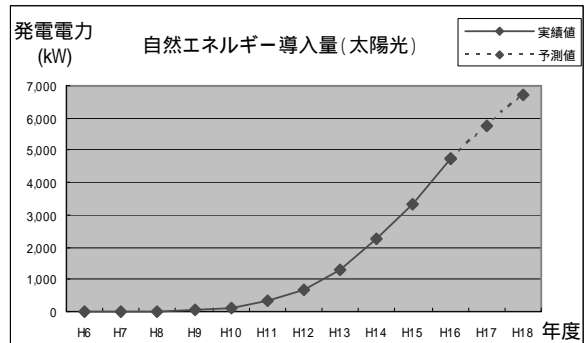
- 平成19年度の数値目標…3年間（平成17～19年度）で自然エネルギーを5万kW導入する。
- 長期的目標（平成22年度まで）
 - ・電力自給率を平成15年度の14%から20%にする。

- ・住宅用太陽光発電の普及率を平成15年度の0.4%から1.2%（平成15年度全国第1位の佐賀県の1.11%を上回ることを）を目指す。
 - ・木質ボイラーやストーブなどの普及により、間伐材や木材廃材の利用率を100%にする。
- また、アクションプログラムに先立ち、平成15年度から活動を進めている「鳥取ルネッサンス」で定めた「4年間（平成15～18年度）で自然エネルギーを3万kW導入する」という目標のために、自然エネルギー推進プロジェクトチームによる検討を行っている。

<太陽光発電>

太陽光発電については、住宅に太陽光発電システムを設置する個人に助成（市町村への間接補助）を行った（平成17年度まで。鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、伯耆町、日南町について実施）。

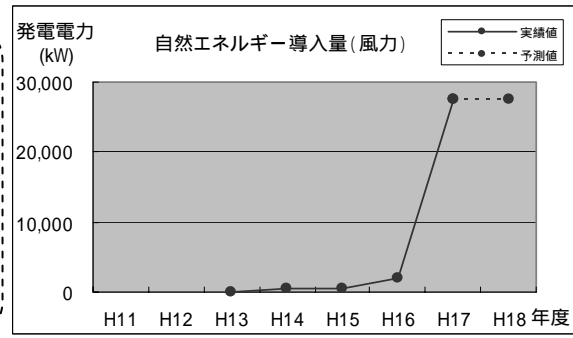
・導入戸数			
鳥取県	H12年度	約 50戸	(約 200kW)
	→ H17年度	約 340戸	(約 1,300kW)
全国	H12年度	約20,000戸	(約 70,000kW)
	→ H17年度	約65,000戸	(約260,000kW)




<風力発電>

風力発電については、県（企業局）が自ら風力発電施設を設置する他、風力発電の設置に対して県内に風況が良好で採算が取れる地点は少ない 規制等がある地点（自然公園や港湾・洋上地域）の設置可能性について検討を行い、既存風況データと共に情報提供を行う。また、市町村が行う風力発電施設設置への助成を行う。

<参考>	
風力発電の設置状況（全国）	
・設置基数	H16年度末... 924基 H17年度末...1,050基
・総設備容量	H16年度末... 92万6千kW H17年度末...107万8千kW



コラム	風力発電施設の設置	コラム
<p>鳥取県での風力発電施設の設置は、平成14年度の湯梨浜町に始まり、平成16年度の大山町、平成17年度の県、北栄町、民間事業者と、ここ2年で急速に設置数が増えてきました。平成17年度だけで18基設置され、合計20基が稼動しています。</p> <p>発電能力は合計で27,600kWであり、年間に約4,900万kW/時の電気を起こすことができます。これは県内世帯の約6%である約12,600世帯が年間に使用する電気の量に相当します。</p>		
		鳥取市越路の大型風力発電

<木質バイオマス>

薪、チップ、ペレットといった木質バイオマスを用いたストーブ・ボイラーのパンフレットを作成し、普及啓発を継続的に行うほか、環境教育・学習の場として、学校へのペレット製造機、ストーブの導入を進める。また、ペレットストーブを設置する個人に助成を行う(市町村への間接補助)とともに、導入する企業などに対して助成している。その他、ペレットストーブの開発など新たなリサイクル技術について、各研究機関が協力しながら研究を行う。

県内の導入事例：

- 1) 王子製紙米子工場のRPF発電...燃料として木、紙などを利用したバイオマス発電ボイラーを設置 自然エネルギー利用分 約1万kW
- 2) 県機関庁舎の採暖装置...県内各庁舎にペレットストーブを導入。智頭農林高等学校にペレット製造機を導入。



ペレットストーブ
(智頭農林高等学校)



ペレット製造機
(智頭農林高等学校)



ペレット

広報課発行メールマガジン「とっとり雑学本舗」第528号(2006.01.10)「きょうの鳥取県」より 再び脚光を浴びるか、木の燃料

ガソリンだけならまだしも、灯油も吃驚するほど高くなって家計を直撃、さりとて、これだけ寒いと背に腹はかえられぬと灯油を購入しているのは、何もわが家だけではないと思います。

もっとも、この化石燃料は無尽蔵ではありません。その替わりとなるエネルギー資源が出てこない、近い将来、高いと嘆くだけですまくなります。

そのため、世界中で風力や太陽光など新たなエネルギー資源を活用する取り組みが行われているわけですが、大きい風車やでかい太陽光発電施設ではなく、もっと日常生活に密接なものがあつたら、この新エネルギー問題もより切実に感じられるのではないかと思います。

そこで、今日ご紹介するのは燃料に木を使った暖房器具と自動車。石油を使ってないことは一目瞭然です。

まずは、ペレットストーブ。ペレットとは英語で弾丸などの丸くて固いものを意味しますが、ここではおが屑や鉋屑などの製材廃材などを圧縮してペレットにしたものを燃料にします。

ペレットストーブは知事室や県民室、各総合事務所の県民局など県庁にも置いてあります。県民室に置いてあるもので説明すると、スイッチで火力も調整可能。サイズは縦横は石油ストーブより少し大きいくらい、ペレットを入れたり、灰をためる機器がついている分、背は私の身長くらいありました。

以前、私が見たタイプはペレットを入れる容器がストーブの上にどんと据えてあり、背は腰あたりまでだったので、色々種類があるようです。

さて木を燃やすということで灰が気になるところですが、1時間で10～50gの灰なので、さほど多いという感覚はありません。また昨今の灯油高からランニングコストも灯油とさほど変わりません。

もっとも、導入には排気用の煙突が必要だったり、石油ストーブと比べると随分と高いストーブ本体の価格、かさばるペレットの保存と一般の家庭が導入するにはまだ敷居は高いようです。

現在はストーブもペレットも県内では製造されていませんが、ペレットは今後、県内の事業者が製造する予定となっています。普及が進めば価格は安くなるのが市場原理ですから、今後注目したいものです。

次にご紹介するのは、まきを使った自動車。これは鳥取発の技術で現在、実用化に向けて開発が進んでいます。「まきガス発生装置」という機器が車の後方に積んであります。

まきを高温燃焼することで発生したガスを使ってエンジンを回すもの。現在はガソリンエンジンと併用するハイブリッド型が開発されています。この型が昨年11月に開催された「大阪モーターショー」にも出展されました。今週金曜日には県庁の駐車場で見学説明会も開催されることになっています。

いま再びエネルギー資源として木に光が当たろうとしています。木は、私たちの身近で直に触れることができるもの、エネルギー問題を考えるにはうってつけの資源だと思えます。後は価格が身近になれば・・・なんでしょうね。

(J)

< 中小水力発電 >

小水力発電普及用パンフレットを作成し、新たな候補地点の開拓、発電電力の利用方法の拡大（小水力発電を活用した農業（温室栽培）等）を検討

< その他の自然エネルギー >

大学及び企業が行う温度差発電、波力発電の研究開発に協力し、新技術開発を活用した県内での起業を支援している。

- ・温度差発電：鳥取大学及び県内企業が連携して、温泉熱を利用した温度差発電設備を研究開発している（温度差発電については、構造改革特区認定（平成 18 年7月）により、電気事業法による工事計画届や法定検査の規制が緩和され、迅速な実証試験が可能となった）。
- ・波力発電：神戸大学が主体となり、鳥取大学及び県内外の企業が共同して、世界初となる新方式による波力発電設備の研究開発している。

< 自然エネルギー推進プロジェクトチームによる検討 >

プロジェクトチームの下に7つのワーキンググループ（WG）を設け、自然エネルギーの導入の可能性について関係機関（市町村、庁内各課）と検討を行う。

・岩美町支援WG	：生ゴミのエネルギー利用
・智頭町支援WG	：廃材など木のエネルギー利用
・日南町支援WG	：廃材など木のエネルギー利用、中小水力発電の導入
・公共施設導入WG	：県有施設、学校等への導入
・風力発電事業化調査WG	：風力発電の適地の調査
・中小水力発電事業化調査WG	：中小水力発電の適地の調査
・木質バイオマス導入WG	：木質バイオマスの利用・導入

【3 今後の課題】

今、自然エネルギーの一つとして注目されているのが、薪、チップ、ペレットといった木質バイオマス（木質由来の再生可能な有機性資源）である。化石燃料と異なり、身近にあり枯渇しないエネルギー源として利用できるほか、植物は生長時に地球温暖化に影響を与える二酸化炭素を吸収することから、適切な森林保全を行っていくことにより地球温暖化防止にも寄与する。

また、ストーブやボイラーの燃料として、薪、チップ、ペレットなどの木質バイオマスを利用していくことは、県内の山林や廃棄物として捨てられていた木材を有効活用することにつながり、ひいては森林保全や地域の活性化にも貢献するものと期待される。

現状では、木質バイオマスは身近にある資源であるが、価格が高いことや保管場所が大きくなることなどから、化石燃料に比べ市場に流通しにくく、あまり利用されていない。

木質バイオマスの利用を進めていくためには、需要側と供給側の両面から、次のような対策を推進していく必要がある。

- 木質バイオマス自体の認知度を高め、特徴や利便性などを広く知ってもらうための普及啓発を推進する。
- 木質バイオマスの需要を増やすため、ストーブやボイラーなど木質バイオマス利用機器の導入を支援・促進する。
- 木質バイオマスの価格低減と流通確保を図るため、県内の未利用山林残材の利用方法を検討するとともに、木質バイオマスの製造者に対する支援を行う。

さらに、今後の普及が期待される新エネルギーの一つとして、バイオディーゼル燃料（BDF：BioDiesel Fuel）がある。現在はゴミとして焼却されている使用済みの天ぷら油を回収し、燃料に精製するもので、軽油の代替燃料として利用可能である。県内でも一部で製造、利用が行われているが、幅広く普及するまでには至っていない。

バイオディーゼル燃料は、循環型社会づくり、水環境の保全及び地球温暖化防止に向けても有効と考えられ、今後、関係機関により課題を整理しながら導入促進に取り組んでいく必要がある。

酸性雨、黄砂防止対策の推進

< 酸性雨 >

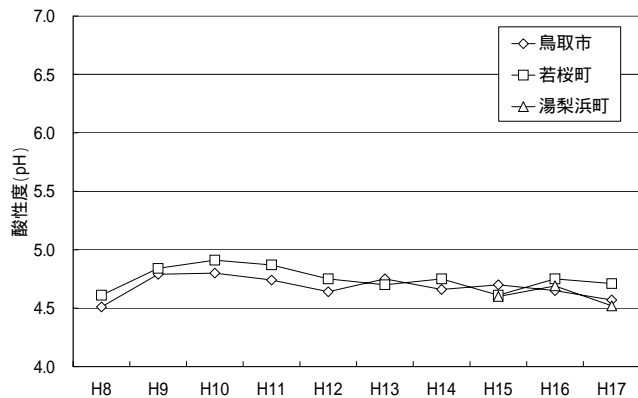
大気汚染に起因する降水の酸性化は酸性雨現象と呼ばれ、地球的規模で懸念される環境被害の一因となっている。これらの影響を的確に把握し、汚染対策を実施する基礎資料とするため、全国的に降水のモニタリング調査が実施されている。

鳥取県では昭和63年度から調査を始め、現在、都市部1地点（鳥取市）、田園部1地点（湯梨浜町。平成15年度から実施）およびバックグラウンドとして山岳部1地点（若桜町）の計3地点で降水の酸性化の経年的傾向について調査を行っている。

各地点における過去10年間の pH の経年変化は、ほぼ横ばい傾向であり、pH の過去10年間の平均値は、鳥取市が4.68、湯梨浜町が4.60、若桜町が4.75である。

今後も調査を継続するとともに、全国環境研協議会・酸性雨調査研究部会にデータを報告するなど、全国規模での調査研究に役立てていきたい。

雨の酸性度調査結果



< 黄砂 >

黄砂とは、乾燥地帯（ゴビ砂漠、タクラマカン砂漠など）や黄土地帯などの細かな砂じんが風によって吹き上げられ、大気の流れによって空中を運ばれて上空を一面に覆い、徐々に降下する現象をいう。わが国では主に3月から5月にかけて、西日本や日本海側で観測されることが多い大気現象で、まれに航空機の運航などに影響を与えることがある。

黄砂の研究については、平成16年7月に江原道知事から共同研究の提案があり、研究分野での交流を行うべく準備を進めている。江原道では黄砂警報が発令されるなど黄砂による住民被害が深刻で、飛来回数が近年増加傾向にある。鳥取県でも同様の被害が起こる可能性があり、防止対策につながる研究に取り組む必要がある。黄砂は広域的な現象であり、飛来途上にある韓国（江原道）と連携して取り組むことにより、より詳細な実態調査が可能になるとと思われる。

また、黄砂が生体に及ぼす影響の調査を、鳥取大学と共同で行っている。これらの調査で得られた成果は、効果的な防止対策（植林）や、人への影響緩和対策へとつながることが期待されている。

第二章

平成17年度に講じた施策
平成18年度に講じようとする施策

第1節 すべての主体の連携・協働による環境立県

我々の豊かな消費生活は、化石燃料等の貴重な資源を大量に消費することによって成り立っており、県民、事業者、行政のそれぞれが、環境に関して担うべき役割と環境保全に関わる行動の意義を十分に理解するとともに、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で活動を展開することが必要である。このため、環境に与える負荷、環境から得る恵みなどについて、経済社会システムの分野ごとにそれぞれの役割を明確化し、環境教育・学習を通して重要性を理解し、各主体が相互に協力・連携した積極的行動を促す。

【環境教育・学習の推進】

環境教育推進事業

ア 環境教育窓口の整備

【平成18年度】

「環境について学習したい」という方のために、県内の各総合事務所生活環境局、日野総合事務所福祉保健局に環境学習コーナーを設置し、環境学習会の開催支援や環境情報の提供、環境観測キットの貸出等を行う。（環境立県推進課）

イ とっとり環境教育・学習アドバイザー制度

【平成17年度】

環境分野で活動している方をアドバイザーとして登録し、こどもエコクラブや学校、公民館等からの要請に応じて派遣し、体験型の環境学習などの支援を行った。

（アドバイザー登録人数：56人、派遣回数：82回）

【平成18年度】継続実施（環境立県推進課）

ウ 学校等で使用する教材の作成

【平成18年度】（環境立県推進課）

とっとり環境ネットワークの環境教育グループが取りまとめた「とっとり版環境学習ハンドブック」を県で製本、配布し、学校などの環境教育の推進を図った。（環境立県推進課）

こどもエコクラブ活動支援事業

【平成17年度】

こどもエコクラブ活動時の万が一の事故に備え、県が掛金を負担して傷害保険に加入する支援を行った。

（こどもエコクラブの登録数	23クラブ
メンバー（こども）数	602人
サポーター（大人）数	158人

【平成18年度】

こどもエコクラブの登録メンバー（こども）

およびサポーター（大人）数の総人数に1,000円を乗じた金額を助成する「こどもエコクラブ活動支援事業補助金」を創設し、クラブの環境活動を一層支援することとした。

（環境立県推進課）

環境教育・学習の推進

【平成17年度】

環境教育学習に関する人材・フィールド等の情報をデータベース化し、それを鳥取県のwebサイト上に『環境教育学習データベース』として公開することによって、より多くの県民の方が環境教育・学習情報を利用できる体制を整備した。

【平成18年度】継続整備（環境立県推進課）

環境観測キットの貸出

【平成17年度】

各保健所、衛生環境研究所で、水質や大気の大簡易観測キットの貸出を行った。

【平成18年度】継続実施

（環境立県推進課・衛生環境研究所）

水生生物による水質調査

【平成17年度】

- ・水生生物の種類を調べる事により、その水域の水質を判定する調査を実施した。
- ・調査マニュアルを各小中学校に配布した。
- ・調査参加者を募り、19団体が参加し県内河川で調査を実施した。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

衛生環境研究所環境学習、活動支援事業

【平成17年度】

環境教育・学習の拠点として、衛生環境研究

所の展示内容や技術的なノウハウを活用して、小中学校の環境学習やエコクラブ等各種団体の活動支援を積極的に支援した。

利用実績（延べ人数）

	小学生	中学生	高校生	大学生	その他	合計
H15年度	817	55	110	251	1,331	2,564
H16年度	1,091	20	217	84	1,255	2,667
H17年度	987	133	69	205	1,059	2,453

【平成18年度】

環境教育のニーズを把握しながら、引き続き実施する。（衛生環境研究所）

とっとり県民カレッジ事業

【平成17年度】

とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」の中で、自然、環境をテーマに県内3地区で講座を開催した。

【平成18年度】継続実施（家庭・地域教育課）

船上山少年自然の家・大山青年の家

【平成17年度】

多様な自然体験活動等を通じた環境教育・学習を推進した。

【平成18年度】継続実施（家庭・地域教育課）

環境教育の学校教育活動の中への位置付け

【平成17年度】

環境保全や、よりよい環境の創造のために、環境教育を学校の教育活動の中に位置付け、主体的に行動できる態度と能力を育成するとともに、系統的な指導を行うための指導計画を作成するよう働きかけた。

また、指導内容や指導方法についても計画的に教職員の研修を行った。

【平成18年度】継続実施

（小中学校課、高等学校課、障害児教育室）

全国生涯学習フェスティバル

【平成17年度】

環境・自然エネルギーを開催テーマの一つとして、第17回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア鳥取2005」を開催した。

この中で「環境と自然エネルギーについて、考えてみませんか？」と題し、県内東中西部の3箇所ですべて自然エネルギーに関する普及啓発活動を行った。

（家庭・地域教育課、環境政策課）

コラム	環境教育の学習体制の整備	コラム
	<p>環境や自然を大切にすることを育み、環境保全や、よりよい環境の創造のために主体的に行動できる態度と能力を育成するため、環境教育を学校の教育活動の中に位置付け、環境教育・学習を推進するための体制の整備をしている。</p> <p>小・中学校における取組</p> <p>ア 各教科における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間では、「環境」をテーマにした様々な問題解決的な学習が取り組まれている。地域に根ざした体験活動を重視した実践が展開されている。 （小学校119校、中学校12校で実施） （例）地域の自然体験・環境調べ 地域の環境保護活動 （水質調査活動や希少植物の保護等） リサイクル活動 地球規模の環境の学習 資源・エネルギーの学習 ピオトープづくり 等 全ての小・中学校において、社会科、理科、生活科、家庭科、技術・家庭科などの教科学習では、学年に応じて系統的に、環境に関わる学習内容を学んでいる。 各学校では「環境教育全体計画」を作成し、学校体制で環境教育・環境学習を推進している。 <p>イ 児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮した活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題研究において、河川水や生活排水の調査、炭・パーライト・パーミキュライトなどを用いた浄化、ピオトープを作り、水生植物・水生昆虫・動植物プランクトンなどを観察し、自然の循環の仕組みについて研究。 鳥取県版環境管理システム（TEASⅢ種）認証を取得し、各学校で計画した「環境に配慮した活動」を実施している。 （平成18年3月27日時点で小学校21校、中学校7校がTEASⅢ種を取得） 児童会や生徒会の呼びかけにより、学校全体で特色のある活動に取り組んだり、学級活動として児童・生徒が自主的に環境に配慮した活動に取り組んだりしている。 （例）身近な動植物の飼育栽培活動、 校舎内外や地域の環境美化 ゴミ収集活動 学校でのゴミの分別や削減、 学校での省エネルギー活動 等 （小中学校課） 	

高等学校における取組

ア 各教科における取組

- ・地理歴史科、公民科、理科、英語科、保健体育科、家庭科、農業科、工業科などで環境教育について指導。
- ・環境についてより詳しく学習できるように、環境に関する特色ある科目を増やした。

イ 生徒会活動、特別活動を利用した生徒の自主的な環境美化活動

- ・鳥取県版環境管理システムの認証を取得し、環境宣言にそって環境に配慮した学校生活を送る。
- ・地球環境問題についての意見交換
- ・ゴミの分別処理
- ・草花プランターを設置し、環境美化を図る。
- ・リサイクル（故紙、牛乳パック、割り箸、ペットボトル等）に関する体験的学習の推進
- ・ボランティア活動で駅や海岸などを清掃
- ・学校祭においてゴミの分別などの呼びかけ
- ・クリーンクリーン活動
- ・校内緑化運動、花壇づくり
- ・生徒意見発表会で環境問題について発表

ウ 環境に関する学科、コース、系列の設置

(平成18年度)

学校名	学科、コース、系列
鳥取工業高等学校	建築環境科、都市環境科
鳥取湖陵高等学校	人間環境科、緑地デザイン科
鳥取緑風高等学校	総合学科
智頭農林高等学校	環境科学科
青谷高等学校	総合学科（自然科学系列）
倉吉農業高等学校	環境科学科、環境土木科
米子高等学校	総合学科（環境科学系列）
米子南高等学校	生活文化科（環境文化コース）
米子工業高等学校	都市環境科
日野高等学校	総合学科（アグリライフ系列）

エ 環境に関する特色ある科目

(平成18年度)

科目名	教科名	設置高等学校名（学科名）
生活環境	家庭	青谷高等学校（総合学科）
		鳥取湖陵高等学校（人間環境科）
		米子南高等学校（生活文化科）
地球環境	理科	青谷高等学校（総合学科）
		鳥取湖陵高等学校（人間科学科）
		岩美高等学校（普通学科）
環境科学	理科	倉吉西高等学校（普通学科）
		米子高等学校（総合学科）
		日野高等学校（総合学科）
地域の自然	理科	岩美高等学校（普通科）
		米子白鳳高等学校（総合学科）
環境化学	工業	米子工業高等学校（材料化学科）
環境と人間	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
環境監査	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
地球環境	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
環境政策	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
環境分析	工業	鳥取工業高等学校（都市環境科）
環境制御	農業	鳥取湖陵高等学校（緑地デザイン科）
		智頭農林高等学校（園芸科学科）
		倉吉農業高等学校（園芸科）
エコライフ	農業	日野高等学校（総合学科）

オ 特色のある取組み

- 高等学校環境配慮先進事業（智頭農林高校 自然エネルギー学習環境整備事業）

【平成17年度】

智頭農林高校森林科学科の木材加工実習及び智頭町内の製材所から排出される「かなな屑」からペレットを製造し、ペレットストーブの燃料として活用することにより資源の有効利用を図る。

ペレット製造開始時期 17年11月～

ペレットストーブ設置場所

図書室、農業実習室

(高等学校課・教育環境課)

- 環境教育推進事業(新規)

【平成18年度】

環境教育に対する学校独自の取組み（体験学習、講演会・研修会、各種企画活動等）を促進することにより、生徒・教職員の環境問題への意識を一層高め、具体的な行動の大切さに気づく絶好の機会とする。今年度の指定校は智頭農林高等学校、倉吉農業高等学校、米子西高等学校、米子高等学校の4校である。各指定校は、TEASⅡ種の認定に向けて取組みの深化を図ると共に、地域の拠点校として、他校への普及・広報にも一役買う。(高等学校課)

- 養護学校環境配慮先進事業

(鳥取養護学校屋上緑化整備事業)

【平成18年度】

県立鳥取養護学校の特別教室棟の屋上を緑化整備し、夏季における室温上昇を抑制し、冬季における保温効果を高め、冷暖房費用の削減を図る。

また、児童生徒たちの環境に対する意識の向上と環境教育の啓発を進めるため、TEASの取得に取り組めます。(教育環境課)

- 「環境学習実践資料集の活用」

県教育委員会が発行した各学校における、環境教育・環境学習の様子をまとめた資料集を活用した取組み実践が展開されている。

(教育環境課)



【 環境配慮活動の推進 】

鳥取県版環境管理システムの普及

より多くの中小企業や県民の方々が環境問題に取り組むきっかけとなるよう、「鳥取県版環境管理システム認定制度(愛称テス=TEAS)」の普及啓発を図る。

【平成17年度】

I種3件、II種10件、III種83件を追加認定

【平成18年度】

I種規格については、有効期間(3年)内にISO14001への移行が困難な登録者に対し登録が更新できるよう改正。

III種規格(家庭・地域)に取り組みやすくするため、規格と提出書類の一部簡素化を実施。
(環境立県推進課)

みんなで取組む「4つのR」推進事業

(55ページ参照)(循環型社会推進課)

「緑の循環」森林認証(SGEC)取得

(72ページ参照)(林政課)

鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

(75ページ参照)(耕地課)

鳥取県版環境管理システムの種類

	TEAS I種	TEAS II種	TEAS III種
対象	高度な環境管理を行う 中小企業等	I種以外の中小企業等、 高等学校	家庭、地域、小中学校、 小規模事業所
認定	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県環境推進企業協議会 (2段階審査)	鳥取県 (1段階審査)	鳥取県 (1段階審査)
経費	無料	無料	無料
有効期間	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)
その他	ISO14001へ移行を目指す 企業等に有効	ほとんどの組織で導入可能な 環境管理システムとして有効	EMSを体験し、環境問題への 理解を深めるために有効

【 環境立県県民運動の推進 】

1 各主体の協力連携体制の整備

「環境立県アクションプログラム」の推進

【平成17年度】

平成17年2月の環境基本計画の改定に伴い、同計画の中で重点的に推進する11項目について、各部局の施策も取り込んで3年後の目標とその目標を達成するための具体的な施策を掲げて取り組むとともに、取組実績の把握など進捗管理を行った。

【平成18年度】

「環境立県アクションプログラム」について、各目標を達成するための各種施策を追加、見直しを行った。引き続き、取組実績を把握するなど進捗管理を行う。
(環境立県推進課)

非営利公益活動促進事業

【平成16年度】

非営利公益活動の促進を図るため、インター

ネットホームページや情報誌により団体に対して情報提供を行った。

【平成17年度】継続実施 (協働推進課)

鳥取県環境立県協働促進事業補助金

【平成17年度】

自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの環境立県に資する活動を実施する地域住民団体等を支援することにより、県民との協働による環境立県の実現を推進した。

36団体に補助金を交付し、活動を支援した。

【平成18年度】

昨年度同様に、環境活動を実施する団体等の支援を行う。なお、事業実施に係る事務手続きについては、県民の利便性を考慮して各地方機関に変更することとした。(環境立県推進課)

2 行政の率先行動及び ISO14001 の推進

環境にやさしい県庁率先行動事業

県内における大規模な事業所・消費者の立場から、県の各機関が省資源・省エネルギー、ゴミの減量化など、環境に配慮した事務を率先して実践する行動計画として、平成15年4月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第2期)」を策定した。行動計画の実効性を確保するため、計画期間の最終年となる平成19年度における数値目標を設定し、取り組んでいる。

(環境立県推進課)

環境にやさしい県庁率先行動計画の数値目標

グリーン購入の推進
鳥取県グリーン購入基本方針により策定する調達方針に定める特定調達品目ごとの調達目標値のとおりとする。
二酸化炭素排出量の削減
平成19年度の事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素を、「平成12年度実績排出量」から5%以上削減する。(平成12年度排出量: 27,446 t)
廃棄物の減量化
平成19年度の事務の実施に伴い排出される可燃ゴミについて、リサイクル等により、「平成13年度実績排出量」から10%以上削減する。(平成13年度可燃ゴミ排出量: 315 t)

グリーン購入への取り組み

平成13年7月に、「鳥取県グリーン購入基本方針」を策定し、県における物品等の調達に当たっては、環境配慮商品を優先購入した。

基本的には、従来、物品購入で考慮してきた価格や品質に加え、環境負荷の低減を考慮する。

対象分野：14分野

対象範囲：県のすべての機関

推進体制：「環境にやさしい県庁率先行動計画」と同様とする。

【平成17年度】

15分野、229品目について判断基準を作成し、分野ごとに調達目標を設定して取り組んだ。

【平成18年度】

13分野、206品目について取り組む。

(環境立県推進課)

グリーン購入平成18年度の目標

分野		調達目標
1	紙類	100%
2	納入印刷物	100%
3	文具類	100%
4	事務用機器類	100%
5	OA機器類	100%
6	家電製品	100%
7	照明	100%
8	自動車等	100%
9	消火器	100%
10	繊維製品等	100%
11	設備	—
12	公共工事 <ul style="list-style-type: none"> ・再生加熱As混合物 ・再生骨材等 ・高炉セメント ・断熱材 ・陶磁器質タイル ・パーティクルボード ・木質系セメント板 ・排水用再生硬質塩ビ管 上記以外については、調達実績の把握に努める。	100%
13	役務	エコ車両整備99台

平成17年度グリーン購入特定調達品目調達実績

分野	品目数	特定調達品目	目標値	単位	総調達量	特定調達品目調達量	調達率	備考	
1	紙類	PPC用紙、トイレトーパー等	100%	kg	644,340	644,340	100%		
2	納入印刷物	納入印刷物	100%	枚	42,450,428	42,450,428	100%		
3	文具類	ボールペン、のり等	100%	個	328,270	328,264	99.9%		
4	事務用機器類	いす、机等	100%	個	2,362	2,362	100%		
5	OA機器類	コピー機、電子計算機等	100%	台	810	810	100%		
6	家電製品	テレビ、冷蔵庫等	100%	台	101	101	100%		
7	照明	蛍光管、蛍光灯照明器具等	100%	本、台	6,603	6,603	100%		
8	自動車	低公害車・低燃費車かつ低排出ガス車	95%	台	44	44	100%		
9	消火器	消火器	100%	本	251	251	100%		
10	制服・作業服	制服、作業服	100%	着	3,185	3,185	100%		
11	インテリア・寝装	カーテン、カーベット等	100%	枚、m ²	588	588	100%		
12	作業用手袋	作業用手袋	100%	双	2,527	2,527	100%		
13	設備	太陽光発電システム等	—	kw	—	—	—		
14	公共工事	8	再生加熱As混合物、再生骨材等、高炉セメント(生コンに限る)、断熱材等	100%	t, m ³ , m ²	84,789	84,789	100%	
		56	土工用水砕スラグ等	—	t, m ³ , m ² 等	—	14,357	—	特定調達品目の数量の把握のみ。
		小計 64		—	—	99,146	—		
15	役務	エコ車両整備等	96台	—		80台	80台	エコ車両整備	
計	229								

県庁 ISO14001認証取得事業

平成12年度に本庁知事部局が認証取得後、年次的に拡大認証取得した。

平成12年度：本庁知事部局

平成13年度：企業局、病院局、
教育委員会事務局

平成14年度：八頭総合事務所、中部総合事務所

平成15年度：東部総合事務所、東部福祉保健局

平成16年度：西部総合事務所、西部福祉保健局、
日野総合事務所

平成17年度：本庁警察本部

(取組状況)

1) オフィス活動

庁舎内における事務・事業に伴うグリーン購入の推進、二酸化炭素発生量の削減、ゴミの減量化を目標に設定し、活動の実施

2) 環境基本計画に沿った環境施策の推進

目標達成 … 80目標

目標未達成… 14目標

3) 公共事業等事業実施における環境配慮の推進

4) 法規制にかかる項目の管理

(環境立県推進課)

県庁 二酸化炭素排出量の削減

目標	サイト名	平成17年度	
		目標	実績
事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素の削減率 【対 H16実績排出量】	本 庁	H16実績排出量(3,150t) から1%以上削減 警察本部に於いては 970t から3%以上削減	2.6%削減 (3,067t) 警察0.4%削減 (965t)
	東部総合事務所	H16実績排出量(629t) から2%以上削減	4.0%増加 (654t)
	東部福祉保健局	H16実績排出量(83t) から1%以上削減	0.0%削減 (83t)
	八頭総合事務所	H16実績排出量(282t) から1%以上削減	2.9%増加 (290t)
	中部総合事務所	H16実績排出量(648t) から1%以上削減	5.4%削減 (613t)
	西部総合事務所	H16実績排出量(612t) から1%以上削減	0.7%増加 (617t)
	西部福祉保健局	H16実績排出量(123t) から1%以上削減	0.4%増加 (123t)
	日野総合事務所	H16実績排出量(430t) から1%以上削減	12.3%増加 (482t)

県庁 ゴミの減量化

目標	サイト名	平成17年度	
		目標	実績
事務の実施に伴い排出される可燃ゴミの削減率 【対 H16実績排出量】	本 庁	H16実績排出量(20.8t) から20%以上削減	23.3%削減 (16.0t)
	東部総合事務所	H16実績排出量(6.4t) から5%以上削減	26.7%削減 (4.7t)
	東部福祉保健局	H16実績排出量(0.5t) から3%以上削減	88.3%削減 (0.06t)
	八頭総合事務所	H16実績排出量(0.9t) から3%以上削減	31.2%削減 (0.6t)
	中部総合事務所	H16実績排出量(5.1t) から3%以上削減	26.7%削減 (3.7t)
	西部総合事務所	H16実績排出量(1.6t) から3%以上削減	21.9%削減 (1.3t)
	西部福祉保健局	H16実績排出量(0.3t) から3%以上削減	74.8%削減 (0.1t)
	日野総合事務所	H16実績排出量(0.9t) から3%以上削減	34.7%削減 (0.6t)

※平成16年度拡大組織については平成15年度を基準

衛生環境研究所ISO14001認証取得事業

衛生環境研究所は平成16年2月20日に環境管理に関する国際規格である ISO14001を認証取得した。

【平成17年度】

環境影響負荷の低減へ向け、以下の取り組みを行い、いずれも環境目標を達成した。

1) 県庁率先行動計画に基づくオフィス活動

・グリーン購入の推進

・二酸化炭素発生量の削減

・ゴミの減量化

2) 研究所の個別目標

・開かれた研究所の構築

・持続可能な社会に貢献する調査研究の推進

・特別管理産業廃棄物の適正な管理

・薬品・ガラス器具類購入量の削減

・試薬瓶のリサイクル、洗剤購入量の削減

- ・排水の水質検査、スクラバーの適正な管理
- 3) 取り組みによる成果
(目標値はH14年度の10%以上減とした)
- ・二酸化炭素 目標 517t → 実績 500t
 - ・可燃ゴミ排出量
目標1,467kg → 実績1,400kg

【平成18年度】
さらなる環境負荷低減のため新たな環境目標を設定し、継続的な取り組みを行う。
(環境立県推進課)

衛生環境研究所における環境目的・目標の達成状況(平成18年3月末現在)

環境目的	指標項目	目標	平成14年度実績	目標達成のための値	本年実績	平成14年度との比較	達成状況	
グリーン購入の推進	15分野229品目についてのグリーン購入調達率(%)	100%	100%	100%	100%	-	【目標達成】	
二酸化炭素排出量の削減	電気、ガス、水道使用量等とCO ₂ 換算係数式をもちいて監視測定(CO ₂ kg)	H14年度比20%以上減	645,944 kg	516,755 kg	500,020 kg	145,924 kg減	排出率約97% 【目標達成】	
廃棄物の減量化	可燃ゴミ排出量(kg)	H14年度比20%以上減	1,834 kg	1,467 kg	1,400 kg	434 kg減	排出率約96% 【目標達成】	
開かれた研究所の構築	環境教育・学習の参加者数及び施設見学者数(人)	2,500人以上	-	2,500人	2,453人	-	約98% 【ほぼ目標達成】	
	環境教育・学習支援活動の土・日・祭日開催日数	10日以上	-	10日	12日	-	120% 【目標達成】	
持続可能な社会に貢献する調査研究の推進	各調査研究課題の年間実施計画達成率(17課題)	100%	-	100%	-	-	全ての課題に対して四半期毎の進捗管理を実施した	
	各種学会での調査研究発表のテーマ数	20題以上	-	20題	20題	-	100% 【目標達成】	
試験研究活動に関わる環境負荷の低減	薬品及びガラス器具類の購入量の削減	薬品の購入量(kg)	H14年度比20%以上減	2,614 kg	2,091 kg	1,547 kg	1,067 kg減 購入率74% 【目標達成】	
		ガラス器具類の購入量(kg)	H14年度比20%以上減	407 kg	326 kg	191 kg	216 kg減 購入率59% 【目標達成】	
	試薬瓶のリサイクル	リサイクル試薬瓶保管庫発送本数(500ml以上のガラス・ポリ瓶の本数)	購入量に対して70%以上	-	70%以上	リサイクル本数1,375本 購入本数1,207本	- 約114% 【目標達成】	
	洗剤購入量の削減	洗剤購入量の確認(kg)	H14年度比20%以上減	242 kg	193 kg	44 kg	198 kg減 購入率23% 【目標達成】	
	排水の水質検査の定期実施	排水水質検査の実施率(%)	COD検査月1回及びCOD以外の項目は年2回水質検査を100%実施	-	100%	100%	-	【目標達成】
	排水処理施設の定期保守管理	排水処理保守管理率(%)	月1回の保守管理を100%実施	-	100%	100%	-	【目標達成】
スクラバーの定期保守管理	スクラバーの保守管理率(%)	95%以上	-	100%	100%	-	【目標達成】	
特別管理産業廃棄物の点検管理徹底	特管廃の点検率確認	100%	-	100%	100%	-	【目標達成】	

産業技術センターISO14001認証取得事業

産業技術センターは、県内中小企業の環境改善やISO14001の認証取得を促進する技術支援を行うため、自ら「環境マネジメントシステム」を運用している。

また、本年度は機械素材研究所(米子市)、平成19年度には食品開発研究所(境港市)の拡大認証取得を目指している。

【平成17年度】

機械素材研究所の拡大認証取得に向け、環境影響調査、職員研修などの準備を行った。

環境目標の達成のため、エネルギーや資源の節減、薬品の適性管理に取り組んだ。

環境負荷低減に有益な研究開発の実施、講演会(3回)開催、巡回技術指導(41件)を行い、県内企業の環境関連への技術支援を行った。

【平成18年度】

機械素材研究所ではシステムの運用を開始し、食品開発研究所では拡大認証取得に向け環境影響調査、職員研修などの準備を行う。

環境に有益な研究開発、講演会・技術指導を行い、電気、ガス、コピー紙削減、グリーン購入の推進、薬品、機器、排水処理装置の適正管理に取り組む。

(産業技術センター)

3 普及啓発・広報

環境の日及び環境月間

「環境の日」6月5日(環境基本法)、及び「環境月間」6月に、事業者及び国民の間に広

く環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、本県においても国、市町村及び各

種関係団体の協力のもとにさまざまな行事を実施する。

【平成17年度】(県事業分)

環境立県フォーラム、
とっとり環境ネットワーク設立会議、
産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会、
環境管理システム構築説明会、
中海周辺地域クリーン大作戦、
ライトダウンイベント、
不法投棄現場等合同パトロール、
東アジア環境施策意見交換、
全国の子ども達取組発表

【平成18年度】(県事業分)

産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会、
環境管理システム構築説明会、
中海周辺地域クリーン大作戦、
ライトダウンイベント、
不法投棄現場等合同パトロール、
東アジア環境施策意見交換、
全国の子ども達取組発表
(西部総合事務所・循環型社会推進課・環境立県推進課)

環境美化促進月間

【平成17年度】

県民の環境美化促進に対する関心と理解を深め、環境美化活動を県民運動として展開するため、9月及び10月を「環境美化促進月間」として、各種媒体の活用等による県民への普及啓発を行うとともに、市町村、各種団体と連携をとりながら全県的な美化運動を展開した。

【平成18年度】継続実施 (循環型社会推進課)

「ゴミ・リサイクル」ふれあいフェアの開催

【平成17年度】

企業等の出展によるリサイクル技術の紹介、日常雑貨等の再生見本市、住民参加のリサイクルフリーマーケット、修理コーナーなどリサイクルをテーマとしたイベントに加え、リサイクルやゴミ減量をテーマに、講演会、劇、絵画、川柳の作品などを展示した。

日時：平成17年10月9～10日

場所：倉吉未来中心ふれあい広場

入場者数：約9,100人

【平成18年度】事業終了 (循環型社会推進課)

こどもエコクラブ活動発表会

【平成17年度】

『エコアジア1周年記念事業』

湖沼の再生をテーマに、霞ヶ浦・琵琶湖など全国のこども達を迎えて発表を行った。

時期：平成17年6月19日

場所：県民ふれあい会館

【平成18年度】継続実施

(環境立県推進課)



エコアジア1周年記念事業で
発表するこども達

【大学との連携】

環境学術研究の振興

【平成17年度】

鳥取県環境学術研究基金の運用益により、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境に関する学術研究に対する助成等を行った。

【平成18年度】継続実施 (教育・学術振興課)

黄砂に関する江原道との共同研究

【平成17年度】

黄砂による小動物への生体影響を調査し、人への健康影響を評価する。(鳥取大学農学部との共同研究)(85ページ参照)

【平成18年度】継続実施 (衛生環境研究所)

鳥取大学菌類・きのこ機能開発研究部門設置事業

【平成17年度】

菌類・きのこの研究に鳥取大学の高度な研究機能の活用を図るため、H17～H19年度の3年間寄附研究部門の設置を行い、きのこ類菌糸体を用いた環境浄化技術(ダイオキシン類による低濃度で広範囲の汚染土壌をきのこの力を借りて自然に優しく分解する方法)等を開発する。

【平成18年度】継続実施

(教育・学術振興課)

第二章

平成17年度に講じた施策
平成18年度に講じようとする施策

第2節 循環を基調とする経済社会システムの実現

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムや生活様式（ライフスタイル）の定着に伴い、自然界の復元能力を超えて環境に大きな影響が及んでいる。本県でも、日常生活に起因する都市河川の汚濁や復元能力の脆弱な湖沼の富栄養化、産業活動に起因する産業廃棄物の増大による処理施設のひっ迫といった問題が生じている。このため、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできるだけ低減することを目指し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処理やエネルギー・資源の適正利用を進める必要がある。

【 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理 】

1 廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化の推進備

みんなで取組む「4つのR」推進事業

循環型社会を構築していくためには、「4つのR」（Refuse…発生抑制、Reduce…減量、Reuse…再利用、Recycle…再生利用）の推進が必要であり、そのためには、現在の過剰消費、使い捨てといった生活様式を環境に配慮したものに転換していく必要がある。

県民が日常生活の中で、「4つのR」に取り組める環境作りを行い、県民意識の転換を図り循環型社会の構築を目指す。

ア 推進体制の整備

・リサイクル関連情報の提供

【平成17年度】

ホームページを活用し、イベント情報再生品情報、フリーマーケット情報、エコショップ情報等リサイクル関連情報の提供を行った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

・容器包装リサイクル法等の推進

【平成17年度】

容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法が円滑に施行されるよう情報提供、普及啓発を行った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

イ ゴミの減量化・リサイクルの実践の推進

・エコショップの普及促進

【平成17年度】

新規認定：7店舗（累計274店舗）

リサイクルフェアによるエコショップ普及啓発の実施

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

・環境にやさしい買い物キャンペーンの実施
【平成17年度】

消費者に対し、買い物袋の持参を呼びかけると共に、ポスター、新聞広告等により、本キャンペーンの実施について周知を図った。

キャンペーン協力店数：260（エコショップ）店舗

実施期間：平成17年10月1日～12月31日

【平成18年度】継続実施

消費者に対し、買い物袋の持参を呼びかけると共に、ポスター、テレビスポット、広告塔等により、本キャンペーンの実施について周知を図る。（循環型社会推進課）

・使い捨て容器使用抑制モデル事業

【平成18年度】

イベント等で消費される使い捨て容器の使用を抑制し、リユース食器の使用普及を図るため、18年度にモデル事業を行う。

ウ 県民の意識啓発（循環型社会推進課）

・「ゴミ・リサイクル」ふれあいフェアの開催
（54ページ参照）（循環型社会推進課）

グリーン購入の推進

グリーン購入に関する地域へ情報提供を推進するため、関係者によるネットワークを設立し、ホームページを運営している。

【平成17年度】

ネットワークの活性化及び提供情報の充実を図った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

一般廃棄物リサイクル等推進支援事業

一般廃棄物の減量化、リサイクルの意欲のある市町村の取組みに財政的支援を行い、後押しを行った。

【平成17年度】三朝町、日吉津村

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

容器包装リサイクル法施行への対応

【平成17年度】

平成9年度（平成12年度から完全施行）からの施行を受けて、市町村とともに、県民への法律の普及啓発を行った。また、平成18年度から実施される第4期の県分別収集促進計画を策定した。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

容器包装リサイクル法に基づく品目（出典：第4期鳥取県分別収集促進計画（平成18年1月））

分別収集対象品目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製容器包装	ペットボトル	チックその他プラスチック	白色トレイ	鋼製容器包装	アルミ製容器包装	飲料紙パック	段ボール製
計画策定市町村・一部事務組合等											
境港市	○	○	○		○		○	○	○		○
鳥取県東部広域行政管理組合	○	○	○		○	○	○	○	○		○
鳥取中部ふるさと広域連合	○	○	○		○	22	○	○	○	○	○
鳥取県西部広域行政管理組合	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○

（注）「○」は分別収集の実施を示す。数字は当該年度から分別収集予定であることを示す。

自動車リサイクル法施行への対応

【平成17年度】

解体業者、破砕業者等に対し、使用済自動車の適正処理について指導を行うとともに、自動車リサイクル法第131条に基づく立入検査を行った。また、関連事業者の許可等について指導を行った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

家電リサイクル法施行への対応

【平成17年度】

市町村とともに、県民への法律の趣旨及び廃家電4品目の適正処理の方法等の普及啓発を行った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

鳥取県グリーン商品認定制度の推進

商品の認定及び認定商品の購入の推進を図る。

【平成17年度】

鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会で「鳥取県認定グリーン商品普及促進事業補助金」を利用し、商品の展示会（1会場）、商談会（2会場）を実施した。

【平成18年度】

継続実施。展示会（3会場）、商談会（3会場）を実施予定。（循環型社会推進課）

廃棄物情報交換システムの運用

県内の廃棄物を有効利用するため、廃棄物の排出・受入に関する情報をインターネット上で登録・検索できるシステムを平成15年度に開設した。

【平成17年度】

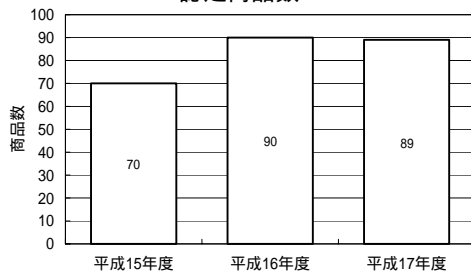
県内事業者に対して制度の普及を図るとともに、廃棄物情報の登録・提供を行った。

また、岡山県と連携を図り、広域的な廃棄物の有効利用の促進を目指した。

【平成18年度】継続実施

（循環型社会推進課）

認定商品数



（注）平成17年度は2業者の廃業に伴い10商品認定取り消し。新規認定9商品

農業用廃棄物適正処理推進事業

【平成17年度】

資源の有効利用の観点から、農業用廃プラスチックの再利用を行うため、普及啓発用パンフレットを作成した。また、4農協が主体となって回収・適正処理に取り組んだ。

【平成18年度】継続実施

（農政課）

環境にやさしい農業総合推進事業

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、地域資源である家畜排せつ物の堆肥化による土づくりの推進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携を基本に、処理施設整備や流通・利用対策などを総合的に実施した。

ア 推進指導対策（畜産課）

堆肥の生産・利用の総合的な推進を図るため、農業改良普及所を中心に堆肥の品質に合った技術指導や啓発を行う。

イ 堆肥等利用促進対策（畜産課）

地域毎に堆肥利用設備システムを整備

ウ 鳥取県堆肥等処理施設緊急整備事業（畜産課）

エ 土づくりフォーラム（畜産課）

良質堆肥作りの推進を図るため、堆肥共励会を実施。また、耕種畜種の連携を目的とした地区単位での「土づくりフォーラム」を行う。

オ 農業廃棄物適正処理推進事業（農政課）

パンフレットを作成し、啓発を行う。

【平成17年度】

家畜排せつ物の処理施設整備…10件

堆肥等利用促進対策実施地区…2地区

【平成18年度】継続実施（農政課・畜産課）

湖山池周辺施肥削減対策

【平成17年度】

湖山池付近の集落で、水田の施肥削減技術を推進した。

【平成18年度】継続実施

市、JAと連携し、地元農家を対象に啓発活動を行う。（農政課）

家畜排せつ物の適正管理及び畜産環境保全

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に即した家畜排せつ物の適正管理について、畜産農家の巡回指導等を行うとともに、水質・臭気検査を実施し、検査結果に基づく指導を行った。堆肥生産技術の向上、耕種農家との連携を目的とした堆肥共励会を開催した。

2 廃棄物適正処理の推進

公共関与による産業廃棄物処理の推進

【平成17年度】

公共関与事業の円滑な推進を図るため、(財)鳥取県環境管理事業センターへの職員派遣並びに、人件費及びセンター運営費等の財政支援を引き続き行った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

【平成17年度】

畜産農家の巡回、環境調査26地点

【平成18年度】継続実施（畜産課）

廃棄物焼却灰溶融スラグの活用

【平成17年度】

今後、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化等を図るため、焼却灰溶融固化施設の整備が進むものと思われる。このため、溶融固化によってできたスラグの有効活用により最終処分場の延命化、資源の再利用を推進するため、溶融スラグの県内での具体的な活用方策について検討を行った。

【平成18年度】継続実施

スラグの活用方策に加え、安全性の確認方法について検討を行うとともに、モデル事業の追跡調査を実施する。（循環型社会推進課）

廃棄物処理計画について

【平成17年度】

平成12年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を受け、平成13年7月、従来の産業廃棄物処理計画から、一般廃棄物も含めた鳥取県廃棄物処理計画を策定した。本計画に基づき、適正処理の確保を前提に、廃棄物の減量化、資源化に重点を置いた各種施策の推進に努めた。

【平成18年度】継続実施

現状と課題を評価・検討し、平成18年度～平成22年を計画期間とする廃棄物処理計画を策定する。（循環型社会推進課）

産業廃棄物処分場税の導入

【平成17年度】

最終処分場が逼迫する中、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進が求められており、排出者責任の観点から事業者に負担を求める産業廃棄物処分場税を平成15年4月から導入しており、適用期間を平成18年4月1日から平成20年3月31日まで延長した。

【平成18年度】継続実施

（税務課・循環型社会推進課）

廃棄物処理施設コミュニケーション推進事業（新規）

【平成18年度】

廃棄物処理施設に対する県民の理解を深めてもらうため、処理業者を対象に住民に対するコミュニケーション能力向上のための研修会を開催する。（循環型社会推進課）

産業廃棄物処理指導事業

【平成17年度】

排出事業者、処理業者に対し、減量化・適正処理について指導を行うとともに、規制対象施設（最終処分場、焼却施設等）に対する排水や排ガス等の行政検査、規制対象外の既設ミニ処分場の指導、浸出水の調査を実施した。また、廃棄物処理施設の設置、廃棄物処理業の許可等について指導を行った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

産業廃棄物関係監視・指導状況（平成17年度）

立入場所	立入検査件数	理化学検査件数
排出事業所	245	0
産業廃棄物処理業者	267	0
中間処理施設	360	25
最終処分場	245	225
その他	94	0
合計	1,211	250

3 散乱ゴミ・投棄ゴミ対策の推進

環境美化対策推進事業

【平成17年度】

環境美化促進月間を設置し、普及啓発を行った。（環境美化促進指定地区）

【平成18年度】

月間中に開催される各種イベント会場等にて、呼びかけや啓発グッズの配布を行う（環境美化キャンペーン）（循環型社会推進課）

投棄・漂着廃棄物処理事業

【平成17年度】

不法投棄された廃棄物を市町村が処分する際の経費の一部を助成し、投棄廃棄物の適正処理促進に努めた（10市町村8,679千円）。

海岸に漂着した廃棄物を市町村が処分する際の経費の一部を助成し、漂着廃棄物を適正処理促進に努めた（5市町 5,322千円）。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

環境美化促進指定地区一覧

(59地区)

市町村	指定地区名
鳥取市	鳥取市榑谿公園地区
	鳥取市鳥取砂丘地区
	鳥取市久松公園地区
	鳥取市白兔海岸地区
	鳥取市湖山池青島周辺地区
	鳥取市国府町万葉の里地区
	鳥取市福部砂丘地区
	鳥取市岩戸地区
	鳥取市鳥取砂丘オアシス広場地区
	鳥取市河原町桜づつみ河川公園地区
	鳥取市河原中央公園地区
	鳥取市用瀬町市道屋住佐治線地区
	鳥取市用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区
	佐治村辰巳峠地区
	鳥取市佐治町さじアストロパーク地区
	鳥取市市道佐治用瀬線地区
	鳥取市浜村ふれあいの道地区
	鳥取市鹿野町健康と福祉の里地区
	鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区
	倉吉市
倉吉市関金町せきがね遊YOU村地区	
米子市	米子市米子水鳥公園地区
	米子市皆生海岸地区
	米子市淀江町今津・淀江海岸地区
境港市	境港市水木しげるロード地区
岩美町	岩美町鴨が磯・城原地区
	岩美町浦富地区
	岩美町岩井温泉地区
	岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区
	岩美町大谷海岸地区

(平成18年9月現在)

市町村	指定地区名
八頭町	八頭町郡家駅前周辺地区
	八頭町竹林公園地区
	八頭町ふるりの森地区
若桜町	若桜町若桜駅前周辺地区
	若桜町中之島公園周辺地区
智頭町	智頭町芦津地区
湯梨浜町	湯梨浜町はわい温泉地区
	湯梨浜町グランドゴルフの里公園潮風の丘とまり地区
	湯梨浜町不動滝地区
三朝町	湯梨浜町羽衣石城山公園地区
	三朝町三徳山周辺地区
	三朝町小鹿沢周辺地区
北栄町	三朝町三朝温泉地区
	北栄町北条海浜広場地区
琴浦町	北栄町お台場公園地区
	琴浦町逢東港地区
南部町	琴浦町ふるさと海岸地区
	琴浦町船上山地区
伯耆町	南部町緑水湖地区
	南部町鶴田(フラワーパーク周辺)地区
日吉津村	伯耆町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区
大山町	伯耆町榑水高原地区
	日吉津村日野川・日吉津海岸地区
	大山町仁王堂公園地区
日南町	大山町名和地域休養施設「夕陽の丘 神田」地区
	大山町萩原地区
日野町	日南町石霞溪地区
江府町	日野町滝山公園地区
	江府町大山環状道路地区

廃自動車等の適正な保管の推進

【平成17年度】

用途を廃止した自動車及び使用済みタイヤ（以下「廃自動車等」）が屋外において乱雑に集積されていることにより、生活環境の保全上支障が生じていた。

本県では、このような事情を踏まえ、「鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例」（平成13年10月施行）を制定し、廃自動車等の保管について規制している。

特定保管届出件数（平成17年度末現在）

廃自動車：9事業者

廃タイヤ：10事業者

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

廃棄物不法投棄対策強化事業

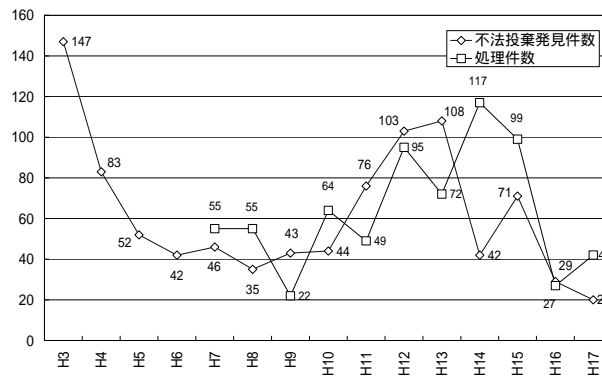
【平成17年度】

廃棄物の不法投棄の監視活動のため、平成12年度から、鳥取、倉吉、米子保健所に警察官OBを「廃棄物適正処理推進指導員」として配置し、警察、市町村等と連携強化を図りながら、不法投棄パトロールを行うとともに、民有地に投棄された投棄者不明の廃棄物を市町村が処理する費用の一部及び海岸に漂着した廃棄物を市町村が計画的に処理する費用の一部を助成した。

また、平成14年度から県下の不法投棄地域に監視カメラを、平成17年度から無人警報装置を設置して、不法投棄の監視・取締りの強化を図った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

産業廃棄物不法投棄発見件数及び処理件数の推移



【環境産業の振興、環境産業クラスターの形成】

1 環境関連技術の開発

産学官連携強化・新産業育成事業

【平成17年度】

大学等と共同研究する県内企業20社に対して共同研究開発費を助成した。助成した企業のうち2社が環境関連の技術開発に取り組んだ。

【平成18年度】11社を継続実施（産業開発課）

環境関連技術開発推進事業

【平成17年度】

産業技術センターにおいて、県内の中小企業が取り組むことのできる環境関連技術の開発・普及に努め、次のテーマの研究を行う。

- 1) 高分子系廃棄物のケミカルリサイクル技術の開発と高機能化に関する研究
- 2) セルロース系廃棄物の再資源化に関する研究
- 3) 高温高圧水を用いた県産バイオマスの利用技術に関する研究
- 4) 縫製裁断くずの再利用技術に関する研究
- 5) マイクロ水力発電システムの開発

【平成18年度】

- 1) ナノ薄膜技術を応用した発光装置の開発（H16-18）
- 2) キトサン金属複合体を基材とした環境適合型防汚剤の開発（H17-18）
- 3) 紫外線、オゾン、光触媒を併用した高効率水殺菌浄化システムの開発（H18）
- 4) 高温高圧水を用いた県産バイオマスの利用技術に関する研究（H17-19）
- 5) 連続鋳造によるアルミニウム材の品質向上に関する研究（H17-18）
- 6) レーザーエネルギー応用による金属材料の高機能化（H16-18）
- 7) 縫製裁断くずの再利用技術に関する研究（H17-18）

（産業技術センター）

2 環境関連産業の育成・振興

環境産業育成支援資金融資事業

【平成17年度】

県内において、廃棄物処理業者等が行う県の循環型社会の構築に向けた施策の推進に資する施設・設備の整備に対して融資を行った。

融資実施企業：15企業(融資総額2,072百万円)

継続：9企業 新規：6企業

【平成18年度】

(環境産業支援資金融資事業に事業名変更して継続実施) (循環型社会推進課)

リサイクル技術共同研究助成事業

【平成17年度】

本県におけるリサイクル技術の高度化を図るため、県内に所在する企業等が、県内外の大学等と共同して行う研究開発に対して助成を行った。

助成実施企業：5企業

【平成18年度】継続実施

リサイクル技術・製品実用化事業として実施
(循環型社会推進課)

中小企業経営革新支援事業

【平成17年度】

中小企業の技術革新や経営革新を促進するため、経営革新計画の承認を受けた企業などに対し、高度な研究開発などに要する経費に対して補助した。

【平成18年度】事業終了 (産業開発課)

「とっとり発」食品・環境産業クラスター推進事業

【平成17年度】

本県の環境・食品産業分野における「とっとり発」の新たな産業創出をねらいとした本事業の中で、循環型産業クラスターを設定し、産学官が戦略的に連携して企業化につなげる取り組みを推進する。

【平成18年度】継続実施 (教育・学術振興課)

やる気のある企業支援事業

【平成17年度】

中小企業の新技术・新製品開発に関する基礎研究経費から販路開拓経費まで一貫した支援を行った。補助した企業のうち2社が環境関連の技術開発に取り組んだ。

【平成18年度】継続実施 (産業開発課)

中小企業経営革新支援事業

区分	内容
対象者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	補助対象経費の3分の2以内の額
上限額等	中小企業経営革新支援等補助金(創造技術型)：2,000万円(法認定要)
	〃 (経営革新型)：650万円(法承認要)

やる気のある企業支援事業

やる気のある企業支援補助金(独自技術型)

区分	内容
対象者	県内に事務所又は工場を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	補助金対象経費の3分の2以内の額
上限額等	○100万円 ○事業期間は1年間 ○個人も補助対象

やる気のある企業支援補助金(企業化支援型)

対象者	県内に事務所又は事務所を有する中小企業者
対象経費	謝金、旅費、原材料費、構築物費、機械装置、外注加工費等
補助率等	補助対象経費の2分の1以内の額
上限額等	○500万円 ○事業期間は2年間 ○新事業活動促進法の承認等が必要

【 大気、水、土壤環境の保全 】

1 大気の保全

(1) 大気汚染の防止

大気汚染状況の監視測定

大気汚染防止法の規定に基づく環境基準物質の常時監視測定等を実施した。

ア 一般環境大気常時監視

【平成17年度】

- ・測定局：鳥取市（鳥取保健所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）
- ・測定物質：二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

イ 自動車排出ガス濃度測定

【平成17年度】

- ・測定局：鳥取市（栄町交差点）、米子市（米子市役所前）
- ・測定物質：一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

工場・事業場におけるばい煙対策等

【平成17年度】

平成17年度末における大気汚染防止法に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,080施設、一般粉じん発生施設209施設で、鳥取県公害防止条例に基づく届出施設は、粉じん関係特定施設45施設であった。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ193施設に立入りするとともに、排出ガスの調査を行い排出基準に適合していることを確認した。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

降下ばいじん等調査

【平成17年度】

- ・市部を中心に降下ばいじん量の測定を実施した。
- ・調査地点：鳥取市、倉吉市、米子市、日吉津村
- ・調査頻度：毎月調査

【平成18年度】事業終了（水・大気環境課）

有害大気汚染物質モニタリング調査

【平成17年度】

大気汚染防止法の規定に基づき、優先取組物質（有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高く対策の優先度の高いもの）について、平成10年3月から、順次モニタリングを行っており、平成17年度には、優先取組物質19物質について調査した。環境基準及び指針値が設定されている物質については、環境基準及び指針値をこえる値は観測されなかった。

- ・一般環境測定地点：鳥取市（鳥取保健所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）
- ・沿道測定地点：鳥取市（栄町交差点）、米子市（米子市役所前）
- ・測定物質：優先取組物質のうち、ダイオキシン類以外の19物質（ダイオキシンは別途測定）
- ・調査頻度：毎月1回

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

有害大気汚染物質モニタリング調査項目

1	アクリロニトリル	11	ニッケル化合物
2	アセトアルデヒド	12	ヒ素及びその化合物
3	塩化ビニルモノマー	13	1,3-ブタジエン
4	クロロホルム	14	ベリリウム及びその化合物
5	酸化エチレン	15	ベンゼン
6	1,2-ジクロロエタン	16	ベンゾ[a]ピレン
7	ジクロロメタン	17	ホルムアルデヒド
8	水銀及びその化合物	18	マンガン及びその化合物
9	テトラクロロエチレン	19	クロム及びその化合物
10	トリクロロエチレン		

ダイオキシン類を除く

スパイクタイヤ粉じん対策の推進

【平成17年度】

4市10町1村が「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づくスパイクタイヤ使用禁止地域として指定されており、法が遵守されるようホームページによる周知等を実施した。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

煙道中排出ガス測定（行政検査）状況（平成17年度）

	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計	
	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数
ボイラー	1	0	1	0	1	0	1	0	1(1)	0
焼成炉	1	0	1	0	0	0	1	0	1(1)	0
廃棄物焼却炉	0	0	14	0	14	0	0	0	14(12)	0
計	2	0	16	0	14	0	2	0	16(14)	0

():工場・事業場数

(2) 騒音の規制

騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

【平成17年度】

法及び条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを行った。騒音規制法による県内の規制地域は、平成17年度末現在で3市1町1村について指定している。また鳥取県において規制地域内に特定施設（金属加工機械等の政令で定める施設）を設置している工場・事業場は平成16年度末現在で329事業場であった。

また、平成16年度の特定建設作業（くい打ち作業等の政令で定める作業）届出件数は44件であった。これらに対して、市町村により指導が行われた。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

自動車騒音常時監視調査

【平成17年度】

騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視調査を実施した。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

航空機騒音調査

【平成17年度】

ア 鳥取空港周辺航空機騒音調査

調査地点：3地点

調査回数：2回/年

イ 美保飛行場周辺航空機騒音調査

調査地点：4地点

調査回数：1地点：通年

3地点：4回/年

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る指導等

【平成17年度】

事業者が同法に基づく各種届出（小売店舗の新設、時間延長等）を行う際に、当該店舗から発生する騒音に係る事項について指導・審査を行った。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

(3) 振動の規制

【平成17年度】

振動規制法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを行った。振動規制法による規制地域は、平成17年度末現在で3市1村について指定している。

鳥取県に於いて規制地域内に特定施設（金属

加工機械等の政令で定める施設）を設置している工場・事業場は平成16年度末現在で175事業場である。

また、平成16年度特定建設作業（くい打ち作業等の政令で定める作業）の届出件数は25件であった。これらに対して市町村により指導が行われた。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

(4) 悪臭対策の推進

悪臭の防止

【平成17年度】

悪臭防止法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直し及び悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえながら、規制22物質の排出実態調査を行った。悪臭防止法による規制地域は、平成16年度末現在で3市10町1村を指定している。

また、屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、鳥取県公害防止条例によりゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることが禁止されており、市町村と連携の上、指導を行った。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

(5) 自動車交通公害対策の推進

ノーマイカーデー運動の推進

【平成17年度】

全県的な取組みとして、より多くの方に参加していただけるよう、引き続き県民へのPR活動に力を入れるとともに、公共交通機関の利便性を高めることによりノーマイカーデーの実施率の向上に努めた。

【平成18年度】継続実施（交通政策課）

環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度

【平成17年度】

自家用自動車からの二酸化炭素排出量を削減するために、公共交通機関の利用を促進する取組を行う企業を知事が認定する制度を設立した。

【平成18年度】

自家用自動車からの二酸化炭素排出量を削減するために、公共交通機関の利用を促進する取組を行う企業を認定するとともに、本制度のPRを行うことにより、公共交通機関の利用促進への気運の醸成を図る。（交通政策課）

2 水・水辺の保全

(1) 生活排水対策の推進

公共下水道事業、流域下水道事業

下水道は、生活環境の改善及び河川等の公共用水域の保全のため重要な施設である。

平成16年度末の鳥取県の下水道の普及率は54.5%（前年比2.1ポイント増）である。

【平成17年度】

鳥取県では、天神川、東郷池の水質保全を図るため、天神川流域下水道事業計画に基づき、天神浄化センターを整備し、供用している。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

生活排水対策推進事業

【平成17年度】

生活排水対策を推進するため、次の普及啓発を行った。

- ・生活排水対策普及啓発資材等の貸し出し
- ・生活排水対策連絡会議の開催

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

合併処理浄化槽設置推進事業

合併処理浄化槽は、下水道等の集合処理による生活排水処理が困難な地域における有効な水質浄化施設である。

鳥取県では、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施している市町村に対して、その経費の一部を助成している。

【平成17年度】13市町、334基

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

農業集落排水処理施設整備事業

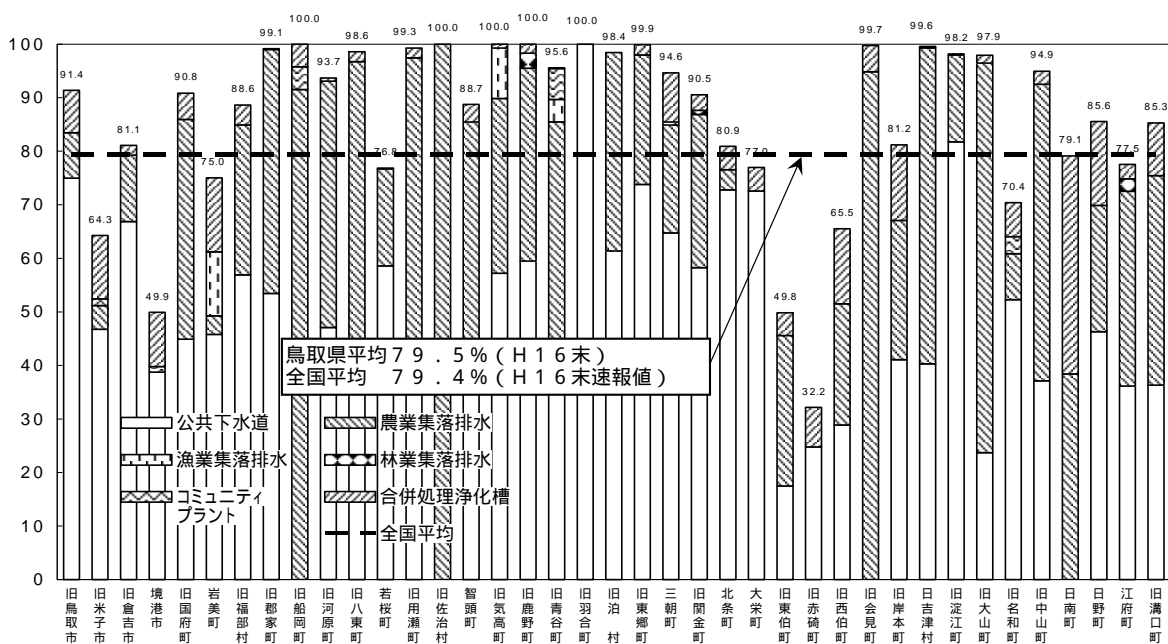
農業集落排水施設は農業集落排水事業、農村総合整備事業により、昭和57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成16年度までに18市町村で実施されている。

【平成17年度】19地区実施

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

生活排水処理施設普及状況

（平成17年3月31日現在）



(2) 工場・事業場対策の推進

特定事業場排水調査

【平成17年度】

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき、特定事業場の排水の調査、施設の改善指導を行った。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

立入検査改善指導状況（平成17年度）

水質汚濁防止法適用事業場

立入検査 事業場 延件数	排水調査 事業場 延件数	違反 事業場 延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
531	393	2	21	0

鳥取県公害防止条例適用事業場

立入検査 事業場 延件数	排水調査 事業場 延件数	違反事業 場延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
4	3	0	0	0

（注）改善指導延件数は文書で指導を行った件数

(3) 水道水源等の監視強化 水道水源等監視指導事業

【平成17年度】

将来にわたる水道水の安全性の確保のため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水道水質検査機関を対象に精度管理を実施するとともに水質基準を補完する「水質管理目標設定項目」について県下(11地点)の測定結果をとりまとめた。また、水道施設の適正管理指導を実施した。

【平成18年度】継続実施 (水・大気環境課)

(4) 河川環境保全 河川維持修繕事業

河床に堆積した土砂を取り除くとともに、河床や河岸に繁茂した雑木・水草等の除去を行い、河川の維持管理に努める。

【平成17年度】湖山川等

【平成18年度】継続実施 (河川課)

地域が育む河川環境保全事業

県管理河川のうち、葦等が繁茂し流水を阻害するおそれがある区域において、河川機能の維持及び河川環境の保全を図るため、集落自らが主体的に行う伐開作業を支援するとともに地域の活性化に資する。

【平成17年度】日野川等で実施

【平成18年度】継続実施 (河川課)

水環境整備事業

農業水利施設の保全・管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用した快適な生活環境の整備を団体営事業として実施するものに対し助成した。

【平成17年度】4地区(倉吉市他)実施

【平成18年度】3地区(鳥取市他)実施
(耕地課)

ため池等整備事業

農用地及び農業用施設等の災害を未然に防止するため、ため池、頭首工、水路等の整備補強を行った。

【平成17年度】

県営 1地区(鳥取市)実施

団体営 1地区(鳥取市)実施

【平成18年度】

県営 1地区(鳥取市)実施

団体営 2地区(鳥取市)実施 (耕地課)

(5) 沿岸域の保全 アラメ藻場造成事業

鳥取県沿岸の藻場の回復を図る「鳥取県藻場造成アクションプログラム」に基づき、アラメ(大型多年性海藻)の移植等を進める。

【平成17年度】岩美町、鳥取市、湯梨浜町、琴浦町の沿岸等

【平成18年度】鳥取市、岩美町、湯梨浜町の沿岸等 (空港港湾課)



移植されるアラメ

アラメとは鳥取県が藻場造成を進めている海藻でコンブ目の大型多年生海藻。周年生育し、6年の寿命で最大150cmまで成長する。水深5mより浅い沿岸で海中林を形成し、落ちた葉はアワビ、サザエの餌になる。鳥取県栽培漁業センターで苗が生産されている。苗は岩盤、ブロック等に巻き付け移植する。

海岸環境整備事業

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備する。また、国土保全(沿岸住民の生命・財産を守る)と調和のとれた親水性のある施設の整備を実施する。

【平成17年度】鳥取港海岸

【平成18年度】継続実施 (空港港湾課)



鳥取港(賀露)海岸

海岸保全事業

深刻化する鳥取県沿岸の海岸侵食について山地から海岸までの流砂系一貫の立場から、各管理者が連携しながら恒久的な対策を検討する。

【平成17年度】

沿岸保全推進のための施策の一つ「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」策定し、これに基づき河川・海岸・港湾・漁港などの各管理者が連携して土砂管理を実施していくための仕組みを構築した。

また人口リーフ、養浜による沿岸保全整備を実施した。

【平成18年度】

各管理者が連携して土砂管理を実施していくため、モニタリング調査を実施する。

(河川課)

漁港水域環境保全対策事業

漁港内の水質改善を行うことにより衛生的な漁港環境の確保、及び許可の向上に寄与する。

【平成17年度】淀江漁港

【平成18年度】継続実施 (空港港湾課)



淀江漁港

(6) 海岸侵食防止

海岸侵食対策事業

住民の生命・財産を守るため海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜の創出や沿岸域の環境に配慮して整備を行う。

【平成17年度】湯山海岸等・赤碕港海岸

【平成18年度】継続実施

(河川課・空港港湾課)



湯山海岸

3 土壌の保全

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山鉱害防止事業

【平成17年度】

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の鉱害を防止するため、流出する坑廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理等を実施。

【平成18年度】継続実施 (水・大気環境課)

土壌保全対策技術確立事業

【平成17年度】

砂丘畑での硝酸性窒素流亡実態を把握し、窒素負荷低減技術を検討した。

畜産堆肥、汚泥コンポストなどの有機物の施用時期・堆肥量、生育等を調査し、土壌環境への影響を解析することにより、環境に配慮した栽培基準を設定し、生産現場への導入・普及を図った。

【平成18年度】継続実施 (水・大気環境課)

【環境ホルモンなど化学物質の適正管理】

環境汚染化学物質対策の推進

ア ダイオキシン類取組方針

【平成17年度】

人や生態系への影響防止の観点から、環境中のダイオキシン類の実態把握と発生源施設の適正化対策及び排出抑制対策を推進するとともに、県民へ情報提供した。

【平成18年度】継続実施 (水・大気環境課)

イ 環境ホルモンに対する当面の取組み

【平成17年度】

環境ホルモンの汚染状況の実態把握とともに国等との連携を図りつつ情報収集に努め、県民に対し必要な情報を提供した。

【平成18年度】継続実施 (水・大気環境課)

ウ 化学物質の適正管理について

【平成17年度】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及

び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進に努め、事業者からの届出について国への経由事務を行った。

国が公表するデータを加工・集計し鳥取県の届出情報等を公表した。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

環境ホルモン汚染実態調査

【平成17年度】

県内全域における環境ホルモン（7物質）の環境汚染状況を把握するため、水質の調査を実施した。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の指導・監視

【平成17年度】

ダイオキシン類対策特別措置法第34条に基づき、特定施設設置事業場へ立入し、排出ガス・排出水中に含まれるダイオキシン類濃度測定を実施した。結果、3件の排出基準超過を確認し、改善指導を行った。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

ダイオキシン類濃度測定件数

区分	立入検査件数	測定件数	基準違反件数	改善命令件数	一時停止命令件数
大気基準適用施設	159	33	3	2	2
水質基準適用施設	69	3	0	0	0
合計	228	36	3	2	2

ダイオキシン類常時監視

【平成17年度】

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、県内における大気・水質・底質・土壌の調査を実施した。

大気調査：4地点 年4回

3地点 年1回

水質調査：38地点 年1回

底質調査：20地点 年1回

土壌調査：21地点 年1回

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

環境にやさしい住まい推進事業

住生活及び住宅に関わる環境に対する県民の関心を高めるため、講演会、展示会等を開催する。

【平成17年度】

- ・シックハウス対策に関する理解を深めていただくため、講演会を開催した。
- ・未利用な木質資源の有効活用を普及するため、木質ペレットストーブの展示会を開催した。
- ・環境にやさしい住まいづくりコンテストを実施した。（応募総数 1,444点）

【平成18年度】事業終了（住宅政策課）

環境に関する監視体制の整備と調査研究の推進

【平成17年度】

新たな環境問題に対応した常時監視を実施するとともに、環境関係の調査研究を進める。

【平成18年度】継続実施（衛生環境研究所）

平成17年度 環境に関する主な調査研究のテーマ

鳥取県内生息蚊の日本脳炎及び西ナイル熱ウイルス保有状況に関する調査研究
カキのノロウイルス浄化方法と下水中のノロウイルス不活化に関する研究
食品中のアレルギー物質の検出及び県内農産物中の抗アレルギー成分の検索
ラッキョウ及びネギのメタン発酵阻害物質の除去と機能性成分の検索
内分泌攪乱化学物質による生態系への影響に関する調査研究
遺伝子組み換え農産物の食品原材料とその加工食品実態調査
二枚貝の麻痺性貝毒に関する調査
河川の水質予測手法の開発に関する
湖山池水質浄化対策確認調査(EDTA追跡調査)
藻類・貝類等による中海浄化手法検討事業
中海流入負荷量調査
廃棄物及びガラス再生材の化学特性及び環境安全性に関する研究
生ゴミ等の食品廃棄物の化学組成及び再資源化に関する研究
鳥取県特有の有機性廃棄物の再資源化方法の研究
休廃止鉱山坑廃水等に含まれる未利用資源の利活用に関する研究
黄砂に関する江原道との共同研究
酸性雨等生態系影響実態調査研究事業

第二章

平成17年度に講じた施策
平成18年度に講じようとする施策

第3節 自然と人間との共生の確保

本県は、豊かな自然と多様な生態系に恵まれており、美しい景観を有しているが、都市部を中心に身近な自然や生物の生息空間が減少する一方、農山村では森林の適正な管理が次第に困難となっており、森林、農地が持つ水源かん養機能や大気浄化機能などの環境保全能力の確保と回復が課題である。

このため、人と自然の健全なふれあいが確保できるよう、貴重な自然と身近な自然の保全、これらを通じた生物多様性の保全を図るとともに、自然環境を基盤とした食糧・木材等の持続的な生産活動を通じて、すばらしい自然をいつまでも守るという意識を育む。

【 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生 】

1 中海・湖山池等の湖沼水質保全対策の推進

中海水質浄化対策推進事業

【平成17年度】

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第4期「中海に係る湖沼水質保全計画」を推進した。

- ・衛生環境研究所を中心とした中海汚濁機構解明調査の実施
- ・中海水質汚濁防止対策協議会（鳥取・島根両県及び中海周辺4市3町（松江市・安来市・米子市・境港市・東出雲町・八束町・美保関町で構成）の運営

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

藻類・貝類等による中海浄化手法検討事業

【平成17年度】

中海沿岸域の藻類・貝類の減少要因を科学的に調査し、復元手法等、健全な湖沼生態系の回復に向けた検討を行った。

【平成18年度】継続実施（衛生環境研究所）

湖山池水質浄化対策推進事業

【平成17年度】

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第2期「湖山池水質管理計画」を推進した。

また、衛生環境研究所を中心とした湖山池汚濁機構解明調査をおこなった。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

河川環境整備事業

【平成17年度】

湖山池…底泥からの窒素、リンの溶出負荷軽減を目的とした浚渫を行った。

東郷池…今後の水質浄化対策を検討するため、池に流入する河川の河口部に、流入する有機物質や窒素、リンの汚濁物質を除去する「接触酸化法」の試験施行を実施した。

【平成18年度】

湖山池…継続実施

東郷池…水質浄化にかかる各種工法について、水質予測シミュレーションモデルを用いて効果の検討を行う。

（水・大気環境課、河川課）

湖山池水質浄化100人委員会（湖山池水辺環境整備事業）

【平成17年度】

湖山池の水質浄化対策について、湖山池の塩分導入実証試験を始め、地域住民のビオトープ等の現場視察と意見交換を行い、取り組みの認識を深めた。

【平成18年度】

湖山池の水質浄化対策について、引き続き湖山池の塩分導入実証試験にかかる行政の取り組み状況や、地域住民の水生植物いかだの取り組みなどを現場視察して意見交換を行い、今後の取り組みに資する。（河川課）

2 公共用水域および地下水の監視等

水質測定計画の作成

【平成17年度】

次年度の水質測定を総合的かつ効果的に行うため、水質測定計画を作成した。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

水質の測定、調査および公表

【平成17年度】

水質測定計画に基づき実施した平成16年度の水質常時監視結果について公表した。

【平成18年度】継続実施（水・大気環境課）

水生生物による水質調査

(47ページ参照) (水・大気環境課)

水質測定計画に係る調査地点・回数
(鳥取県実施分)

	水域名	調査地点	調査回数
一級河川	千代川水系	10地点	年12回
	天神川水系	6地点	年12回
	日野川水系	6地点	年12回
二級河川	蒲生川	9地点	年2～4回
	塩見川	3地点	年4回
	河内川	3地点	年4回
	勝部川	3地点	年4回
	由良川	3地点	年4回
	加勢蛇川	3地点	年4回
	阿弥陀川	3地点	年4回
都市河川	旧袋川	5地点	年12回
	玉川	5地点	年12回
	旧加茂川	5地点	年12回
	大正川	1地点	年2回
湖沼	多鯨ヶ池	3地点	年4回
	湖山池	4地点	年12回
	東郷池	4地点	年12回
	中海	8地点	年12回
海域	美保湾	8地点	年4回
	日本海沿岸	8地点	年3回
	15海水浴場		シーズン前及び中計2回
地下水	—	75地点	年1～4回

【野生動植物の保護と生息環境の保全・再生】

1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全

自然公園（次ページ表）

ア 自然公園の保護管理

【平成17年度】

自然公園については、「自然公園法」及び「鳥取県立自然公園条例」に基づき、行為の許認可等に係る指導や現地の巡回指導によって、その適切な保護管理を図った。

【平成18年度】継続実施（公園自然課）

イ 鳥取砂丘の景観保全

【平成17年度】

鳥取砂丘においては、「鳥取砂丘景観再生事業の当面の考え方」に基づき、県・鳥取市・環境省・県民で構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となり、景観保全に必要な除草作業などを実施するとともに、風向・風速調査、砂の堆積調査などを継続して実施した。

特に除草については県民参加によるボランティアでの作業に取り組んだ。

実施期間：8月16日～8月31日（16日間）

参加人数：延べ904人

また、鳥取砂丘の景観を改善するために調査・検討し、砂丘を訪れる方々が砂丘周辺道路沿いからも雄大な砂丘景観が眺望できるように道路沿いの高木を中心として伐採すること

を決め、地元の協力を得て一部の区域の伐採に取りかかった。

【平成18年度】継続実施

(文化政策課→東部総合事務所 県民局)



鳥取砂丘のボランティア除草

ウ 大山の頂上保全

【平成17年度】

大山においては、「大山の頂上を保護する会」をはじめ多くの人々と関係機関が一体となって大山頂上の植生復元と崩壊防止に係る対応を実施してきた。その結果、徐々に植生が回復しつつある。成果を継続的に保つため、「大山の頂上を保護する会」の活動に協力した。

【平成18年度】継続実施（公園自然課）

エ 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者による空き缶等廃棄物が各所で問題となっているため、自然公園の環境美化について普及啓発を行うとともに、国立公園協会各市町村支部及び自然公園財団の美化清掃活動に対して助成を行う。

【平成17年度】

国立公園清掃活動補助金により助成した。

【平成18年度】継続実施

また、自然保護関係団体・地域住民・関係行政機関等が一体となった美化活動として、大山地域においては春と秋の各1回、山陰海岸地域においては春と秋の各1回と6月の月上旬に実施する。(公園自然課)

県自然環境保全地域の指定及び保全

【平成17年度】

本県の良好な自然環境を保全するため、鳥取県自然環境保全条例に基づき指定した15ヶ所の県自然環境保全地域において、自然保護監視員(14名)による保全のための巡視活動を実施した。

【平成18年度】

15ヶ所の県自然環境保全地域の巡視活動を行い、その保全に努めている。(公園自然課)

みんなの大切な自然公園(国定・県立)監視指導事業 自然公園(国定・県立)監視指導事業

国定公園及び県立自然公園内において、自然公園監視員を設置し、野生動植物の違法採取の監視、歩道等公園利用施設の管理状況の巡視等を行う。

【平成17年度】

継続実施、盗採防止連絡協議会による盗採パトロールや、普及啓発活動等を行った。

【平成18年度】継続実施(公園自然課)

自然保護監視員(県版レンジャー制度)事業(新規)

県内の自然公園、鳥獣保護区、銃猟禁止区域等の保護と適切な管理及び野生鳥獣の保護繁殖を図ると共に、適切な狩猟を推進。

【平成18年度】

自然保護監視員を9月1日付けで5名採用し、各総合事務所へ配置し、監視活動を開始する。(公園自然課)

鳥取県の自然公園(海域を含まない)

区分	公園名	指 定 年 月 日	全 面 積 (ha)	県内面積 (ha)	特別地域					普通地域 (ha)	関 係 市 町 村
					特別保 護 地 区 (ha)	第 1 種 (ha)	第 2 種 (ha)	第 3 種 (ha)	特 別 地 域 計 (ha)		
国立	大山隠岐国立公園	S11.2.1 H14.3.26 拡大	35,053	15,483	1,242	3,507	2,701	3,922	11,372	4,111	大山、伯耆、 江府、倉吉、 琴浦、日野
	山陰海岸 国立公園	S38.7.15	8,784	1,517	151	20	1,254	55	1,480	37	鳥取、岩美
	小計		43,837	17,000	1,393	3,527	3,955	3,977	12,852	4,148	
国定	比婆道後帝釈 国定公園	S38.7.24	7,808	1,437	-	22	834	581	1,437	-	日南
	氷ノ山後山那岐山 国定公園	S44.4.10 S58.2.9 拡大	48,803	8,579	201	806	1,216	6,356	8,579	-	岩美、鳥取、 八頭、若桜、 智頭、三朝
	小計		56,611	10,016	201	828	2,050	6,937	10,016	-	
県立	奥日野 県立自然公園	S39.6.1 H6.12.1 拡大	4,823	4,823	-	-	82	789	871	3,952	日野、日南
	三朝東郷湖 県立自然公園	S29.4.1 S39.6.1 拡大 H6.12.1 一部削除	15,067	15,067	-	138	329	194	661	14,406	倉吉、三朝、 湯梨浜
	西因幡 県立自然公園	S59.5.8 S62.4.28 拡大	2,155	2,155	-	-	68	40	108	2,047	鳥取
	小計		22,045	22,045	-	138	479	1,023	1,640	20,405	
計			122,493	49,061	1,594	4,493	6,484	11,937	24,508	24,553	公園面積 =県土面積14.0%

2 生物多様性の確保と野生生物の保護管理

イノシシ管理計画推進事業

【平成17年度】

イノシシの頭数増、生息範囲拡大による農作物被害増加に対応するイノシシ保護管理計画の推進と検証。ニホンジカの生息実態調査の実施

【平成18年度】継続実施(公園自然課)

ツキノワグマ保護対策事業

【平成17年度】

絶滅危惧種であるツキノワグマの正しい生態・行動の知識を地元住民等に普及するための学習会や錯誤捕獲されたツキノワグマの放獣の実施。また、ツキノワグマによる被害の防止を図るため、電気柵の整備に要する経費に対し助成するとともに

に、人との共存を図るため新たに「ツキノワグマ保護管理検討会」を設置。

【平成18年度】
継続実施 (公園自然課)

野生動物ふれあい推進事業

【平成17年度】
傷病鳥獣の救護、愛鳥週間ポスターコンクール(春)・野鳥巣箱コンクール(秋)の開催、愛鳥モデル校の育成を行い、野鳥保護の普及啓発を図った。また、新たに食飼木植栽事業を2箇所を実施。

【平成18年度】
食飼木植栽事業を廃止して継続実施 (公園自然課)



愛鳥週間ポスターの展示

鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

【平成17年度】
鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等の管理、鳥獣保護員の配置により、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を促進した。加えて「イノシシわな狩猟免許取得促進特区」に係る狩猟免許試験の実施。

【平成18年度】継続実施 (公園自然課)

鳥獣保護区の設定、保護・管理の推進

【平成17年度】
鳥獣保護員の配置、鳥獣保護区の鳥獣の生息調査、狩猟免許試験、愛鳥週間ポスターコンクール、野鳥巣箱コンクール、愛鳥モデル校の育成等を実施した。

【平成18年度】継続実施 (公園自然課)

希少野生動植物の保護

【平成17年度】
希少野生動植物保護シンポジウムの開催
月日：平成17年5月8日
場所：米子市ふれあいの里 大ホール
参加者：100名

【平成18年度】継続実施 (公園自然課)

希少野生動植物保護管理事業

「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特定希少野生動植物の個体数の維持・回復を図る保護管理事業に取り組む地域住民団体などの活動を支援する。

【平成17年度】
8団体に支援を実施
【平成18年度】継続実施 (公園自然課)

地域住民自然再生協議促進事業

【平成17年度】
人と自然のかかわりがつくりだした変化に富む自然環境を持っていた里地里山や水田等の耕作地の機能を発揮させるため、地域住民やNPO・ボランティア団体等による再利用によって保全・再生を図った。

【平成18年度】継続終了 (公園自然課)

外来種防除事業

【平成17年度】
外来種の生息・生育実態を調査し、外来種の防除方法等について検討を行う。

【平成18年度】継続実施 (公園自然課)

湖山池等の外来魚駆除方法調査事業

【平成17年度】
内水面漁業調整規則で移植が禁止されているブルーギル及びブラックバスが、湖山池の漁業や多鯰ヶ池の生態系に被害を与えている。これら外来魚の効率的な駆除方法を開発し、漁業被害の軽減、及び在来種の保護を図ることを目的に、湖山池、多鯰ヶ池で駆除方法開発調査を実施(多鯰ヶ池：人工産卵床43基設置。約7万個の卵の駆除)。

【平成18年度】事業終了(水産課・公園自然課)

オオタカの森保全事業

【平成17年度】
鳥取県立大山オオタカの森を、希少な野生動植物が生育することができる豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承し、環境立県を目指す象徴として大山オオタカの森保護員と共に保全・啓発活動を実施した。

【平成18年度】継続実施
(西部総合事務所・公園自然課)

特別天然記念物オオサンショウウオ保護対策事業

【平成17年度】

特別天然記念物であるオオサンショウウオ保護対策の基礎資料とするため、中部と東部の

一部の河川を対象に生息調査を実施した。

【平成18年度】

継続実施し、最終的な調査結果を報告書にまとめる。
(文化課)

【農地、森林等の持つ環境保全機能の確保】

1 森林の環境保全機能の確保

(1) 水源かん養保安林等の森林整備

森林整備のための地域活動支援事業

森林施業計画をたてた森林において、森林所有者等が森林の現況調査や歩道の整備等の地域活動を行った場合に、原則35年生以下の人工林1ヘクタール当たり1万円を交付する。

【平成17年度】

協定数 414件、交付対象面積 32,333ha

【平成18年度】継続実施 (林政課)



鳥取市国府町神護地区における歩道の草刈活動

保安林整備管理事業

【平成17年度】

保安林の適正な配置を図りつつ、その機能保持と質的向上を図るため適正な管理を行った。

指定9箇所 121ha

解除38箇所 21ha

【平成18年度】継続実施 (森林保全課)

(2) 多様な森林の保全

森林計画樹立事業

【平成17年度】

森林施業を計画的に実施するため、県内民有林の森林資源及び伐採・造林等の実行状況を調査し、千代川・天神川・日野川各流域単位で地域森林計画の変更を行った。

【平成18年度】継続実施 (林政課)

森林吸収源対策推進プラン策定事業

平成15年度に作成した二酸化炭素の吸収源対策として森林整備の取り組みプランを推進

する(H15~H19)。

【平成17年度】

取り組みプランに基づいて対策の進捗状況を確認した。

【平成18年度】継続実施 (林政課)

森林吸収源データ緊急整備事業

森林による二酸化炭素の吸収量報告・検証体制を整備することを目的として、森林簿の精度検証等をするための現地調査をする。

また、林野庁所管以外の国有林及び森林計画対象外森林について調査して、この森林調査簿を整備する。

【平成17年度】調査実績 15箇所

【平成18年度】事業終了 (林政課)

森林GISネットワーク構築事業(新規)

GISを用いて森林情報を一元管理し、森林情報の迅速かつ的確な把握、多角的な検討を可能にし、効果的な森林整備、森林行政の効率化を図る。

【平成18年度】

森林基本図430枚のラスターデータ化、森林計画図データ42万件のベクターデータ化及び森林簿とのリンクを行う。
(林政課)

森林保全管理事業

【平成17年度】

森林の保全の推進に資するため、森林保全巡視指導員を配し、保安林の管理、林野火災の防止及び違法伐採や森林への不法投棄の監視・指導等を行った。

巡視日数(指導員17名延べ340日間)

【平成18年度】継続実施 (森林保全課)

森林病虫害の防除

【平成17年度】

マツノザイセンチュウ病から森林を保全するため、平成16年度に見直した守るべき森林の区域、県と市町村の役割分担、防除補法に従い、高度公益機能森林(県が守るべき森林)に対して伐倒駆除などを実施するとともに、市町村が実施する松くい虫防除事業を支援した。

【平成18年度】継続実施(気中濃度調査は終了)
(水・大気環境課、森林保全課)

枯松伐採促進事業

【平成17年度】

鳥取県枯松伐採促進条例のもと、枯松の自己伐採を促進し、美観の維持及び県民の安全の確保を図った。

【平成18年度】事業終了 (森林保全課)

森林災害復旧事業

【平成17年度】

平成16年の台風23号により日南町に発生した森林被害(風倒木被害)が激甚災害に指定された。国の査定を受けた森林災害復旧事業補助計画に基づき行う復旧(被害木の伐採・搬出・造林)に要する経費に助成し、森林の持つ公益的機能の早期復旧を推進した。

被害木整理21.03ha、跡地造林6.74ha、
作業道771m

【平成18年度】

被害木整理15.04ha、跡地造林8.61ha
(森林保全課)

被害木整理事業

【平成17年度】

平成16年の台風23号により発生した森林被害(風倒木被害)について、被害木の伐採・搬出要する経費に助成し、二次災害の防止を図った。

【平成18年度】継続実施 11ha (森林保全課)

造林事業

【平成17年度】

人工林の適正な整備に加え、複層林の造成、天然林施業等の多様な森林造成を計画的、効果的に推進するため、造林事業を実施し、森林資源の整備を図った。

実施面積 4,488ha

【平成18年度】継続実施 (森林保全課)

鳥取県生きがい林業促進事業

【平成17年度】

やる気のある人々が自家労力で行う小規模な森林整備に助成することにより、林家の自立を促すとともに山離れを防ぎ、自発的な森林整備に支援した。

【平成18年度】継続実施(市町村交付金事業で実施)
(森林保全課)

とっとり環境の森づくり事業

【平成17年度】

森林環境保全税を導入し、森林の機能維持・回復を重視した森林整備事業と県民参加の森づくりの意識を高める森林体験企画の支援に取り組んだ。

・とっとり環境の森緊急整備事業

手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行い森林の機能回復を図る。

・とっとり県民参加の森づくり推進事業

NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援する。

【平成18年度】継続実施 (林政課)

とっとり共生の森育成支援事業(新規)

【平成18年度】

民間企業の環境保全活動への高まりを本県の森林フィールドに呼び込むための支援活動を行う。(林政課)

間伐材搬出促進事業

【平成17年度】

健全な森林の育成、資源の有効利用を進めるため、間伐材の搬出経費について助成した。

搬出経費助成 (30.5千m³)

【平成18年度】継続実施 (林政課)

「緑の循環」森林認証(SGEC)取得

森林の多面的な役割に対して多くの期待が集まっている中、環境に配慮した持続可能な森林経営を目指す「緑の循環」森林認証(SGEC)を県有林において取得した。

県率先取得及び認証木材の生産により、持続可能な森林管理基準、民有林の模範となる森林経営の確立、環境立県のアピールの効果が期待できる。

【平成17年度】

認証審査機関の継続審査

認証森林の拡大に向けて普及・啓発活動実施

【平成18年度】継続実施 (林政課)

治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図った。

【平成17年度】67箇所

【平成18年度】継続実施 (治山砂防課)

林道事業

森林整備の推進、及び森林整備の担い手である山村地域の生活環境改善のため、自然環境の保全に配慮しながら、林道などの基盤整備を行った。

【平成17年度】7箇所
【平成18年度】継続実施 (森林保全課)

フォレスト・コミュニティ総合整備事業 【平成17年度】

林業の生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の生活環境基盤の整備を図るため、林道整備事業及び用水施設整備事業等を実施した。

実施地区：7地区23箇所
【平成18年度】継続実施 (森林保全課)

ふるさと林道緊急整備事業 【平成17年度】

山村地域の振興と定住環境の改善等、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある林道について、自然環境の保全に配慮し整備を行った。

【平成18年度】継続実施 (森林保全課)

松くい虫被害木伐採促進事業(新規) 【平成18年度】

保全松林の周辺で、松林所有者等が行う松くい虫駆除を支援する(市町村交付金事業で実施)
(森林保全課)

2 農地の環境保全機能の確保

(1) 農地の保全及び農業用水路、ため池の整備

農村振興総合整備統合補助事業

地域のニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施することにより、地域が自ら設定した農村振興に係る目標の達成に資するため、団体営事業として実施。

【平成17年度】1地区(鳥取市)実施
【平成18年度】継続実施 (耕地課)

農地を守る直接支払い事業

中山間地域の農地が持つ多面的機能の維持確保を図るため、耕作放棄地の増加が懸念される地域等において、農業者等が行う農業生産活動や他面的機能を増進する活動等に対して直接支払交付金を交付する。

【平成17年度】17市町村(対象地域のない米子市及び日吉津村を除く県内全市町)
【平成18年度】継続実施 (経営支援課)

木造住宅普及推進事業

→木造住宅生産者団体活動支援事業(新規)

木造住宅生産の活性化及び生産技術の向上を図るとともに、木造住宅の魅力を広く県民に普及することにより、県産材の需要拡大を通じて、森林環境の保全に資する。

【平成17年度】
・木造住宅生産者が開催する技術向上セミナーへの助成
・木の住まいふれあい体験ツアーを開催
【平成18年度】事業名を変更し、継続実施 (住宅政策課)

新・木の住まい助成事業(新規)

県産材と伝統技術を活用した木造住宅の建設資金への助成を行うことで、環境にやさしい住宅づくりを推進するとともに、県産材の需要拡大を通して、森林環境の保全に資する。

【平成17年度】施主からの申込207件
【平成18年度】継続実施 (住宅政策課)

環境にやさしい住まい推進事業

(66ページ参照) (住宅政策課)

中山間地域総合整備事業

地理的、経済的、社会的条件が不利な中山間地域において、それぞれの地域の実情に沿った農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に整備し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全を図る。

【平成17年度】
県営 5地区(南部町他)実施
団体営 1地区(三朝町)実施
【平成18年度】
県営 3地区(南部町他)実施
団体営 継続実施 (耕地課)

農地・水・農村環境保全向上活動支援 実験事業(新規)

平成19年からの本格導入に向け、地域全体で農地や農業用水等の地域資源の保全向上活動

を行う体制の構築、実施及び支援を実践的に試行することにより、同対策の実効性を検証する。

【平成17年度】(実態調査実施)

【平成18年度】13地区(鳥取市他)実施
(耕地課)

里地棚田保全整備事業

里地の環境創造区域や棚田において、多様な地域条件に即した簡易な農業生産基盤の整備、土地改良施設等の有する多面的機能を維持保全するための施設の整備、土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の住民の活動に必要な施設の整備等を団体営事業として行う。

【平成17年度】1地区(伯耆町)

【平成18年度】継続実施 (耕地課)

農山村資源保全支援事業(井手・ため池再生支援事業)

井手、ため池、農道等の維持管理、補修に係る地域住民参加型の直接施工工事における原材料費及び機械リース料を支援する。

【平成17年度】8地区実施

【平成18年度】継続実施 (耕地課)

県営地すべり対策事業

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然防止するため、地すべり防止区域の指定を受けた地域を対象に対策工事を実施した。

【平成17年度】1地区(鳥取市佐治町)

【平成18年度】継続実施 (耕地課)

農山村資源保全支援事業(井手・ため池イベント開催支援事業)

井手、ため池等の役割や保全の重要性に関する啓発、イベント等の開催費用を支援する。

【平成17年度】5地区(H17年度事業名:農山村環境創造事業<井手・ため池イベント開催支援事業>)

【平成18年度】継続実施 (耕地課)

農山村資源保全支援事業(農山村ボランティア事務局運営委託事業)

農山村地域の農地、山林、溪流、用排水路、作業道等の保全活動に関するボランティア活動を支える「農山村ボランティア」事務局の運営をNPO等の民間団体へ委託する。

【平成17年度】ボランティア活動として6地区(11回)

【平成18年度】継続実施 (耕地課)

(2) 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業総合推進事業

土づくりを基本に農薬や化学肥料に依存しない環境と調和した農業を総合的に推進し、有機農産物、特別栽培農産物といった環境と調和した安全、高品質な農産物の生産を促進した。また、家畜排泄物等の適正な処理により、家畜排泄物に起因する環境問題の防止を図る。

【平成17年度】

「有機農業の明日を語り・食べる会」開催
実証ほの設置(5農業改良普及所)

【平成18年度】継続実施 (農政課)

農薬安全使用推進対策事業

【平成17年度】

農薬の販売業者等への立入検査により、農薬の適正な販売及び使用についての監視と指導を実施した。

立入件数:244件

【平成18年度】継続実施

(食の安全・くらしの安心推進課)

植物防疫総合対策事業

病害虫の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図った。

【平成17年度】12回予報を発表

【平成18年度】継続実施 (生産振興課)

有機農産物等認定業務推進事業

土づくりを基本に農薬や化学肥料に依存しない環境と調和した農業を推進するために、平成16年1月からJAS法に基づく有機農産物等登録認定機関として認定業務を行う。

【平成17年度】

・有機農産物 1件(認定)

・有機農産物加工酒類 2件(認定)

【平成18年度】継続実施 (農政課)

生態系保全型水田整備推進事業

生態系保全に配慮した水田整備の推進モデルとして、専門家等で構成する第三者委員会(10名)からの指導・助言の下に、県営ほ場整備の実施と併せて、生態系保全工法及び生態系保全モニタリング調査を実施する。

【平成17年度】1地区(岩美町)実施

【平成18年度】継続実施 (耕地課)

鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

農業農村整備事業の実施にあたって環境への配慮を適切に行うため、専門家等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を平成14年度から開催している。

対象地区は新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結

果をホームページ上で公開している。

【平成17年度】

県営 10地区(米子市他) 実施
 団体営 16地区(鳥取市他) 実施

【平成18年度】継続実施

県営 9地区(米子市他) 実施
 団体営 17地区(鳥取市他) 実施

(耕地課)

【人と自然とのふれあいの確保】

1 人と自然とのふれあいの推進

(1) 自然公園、自然観察園、野営場、オートキャンプ場等の整備

自然公園等の整備

県下の自然公園の公衆トイレ、休憩所、登山道などの整備を行い、イメージアップと利便性の向上を図る。

【平成17年度】

大山立体駐車場再整備、
 山陰海岸自然科学館(現山陰海岸自然学習館)改修、
 大山登山道、
 中国自然歩道再整備

【平成18年度】

大山登山道、中国自然歩道再整備
 (公園自然課)

とっとり花回廊管理運営事業

(77ページ参照)(観光課・生産振興課)

とっとり出合いの森管理運営事業

【平成17年度】

人々が気軽に森林とふれあい、幅広く利用できる森林公園「とっとり出合いの森」の管理運営を行った。

【平成18年度】継続実施(平成18年度から指定管理者制度を導入)(とっとり出合いの森)

とっとり出合いの森 平成18年度行事予定

行事名	開催日	内容
自然観察会	5/20	とっとり出合いの森で植物アドバイザーの説明を聞きながら散策を楽しむ。
自然観察会	5/20	園内の樹木観察 カブトムシの幼虫を探す
自然観察会	7/29	散策路を歩きながら植物の説明を聞く
自然観察会	7/29	植物の葉を採取し、押し葉づくりの指導
出合いの森で夏休みを遊ぼう	8/5 ~27	とっとり出合いの森管理棟ホールに選定などで出た声だ、伐採した竹材、ひもなどを準備し、大人と子どもが力を合わせて、クワガタムシ、カブトムシ、竹でポッキリなどを作る。
きのこをさがそう	10/29	森を散策しながら、きのこを探す。

(2) 親水空間の整備

水辺ふれあい空間整備事業

地元市町村と連携して親水護岸整備等の支援により、交流の拠点にふさわしい水辺空間を整備する。

【平成16年度】由良川等

【平成17年度】継続実施 (河川課)

水環境整備事業

(64ページ参照)(耕地課)

生態系保全型水田整備推進事業

(74ページ参照)(耕地課)

ため池等整備事業

(64ページ参照)(耕地課)

海岸侵食対策事業

(65ページ参照)(河川課、空港港湾課)

(3) ふれあいの機会の充実

自然体験ファーム事業

【平成17年度】

子ども達の自立心と生きる力を育成するため、自然体験学習を中心としたプログラムの開発・実施を行う「自然体験ファーム実行委員会」の活動を側面的に支援した。

【平成18年度】事業終了 (観光課)

県産材需要拡大啓発事業

【平成17年度】

「木材の良さ」や「木造住宅」の良さを広くPRするため、森林組合や木材関係団体等が行う講演会や展示会等の開催及び木工芸作家等が「木の文化」を広めるための展示会、イベント等の普及啓発活動を支援するとともに、木造住宅のコンクール及びシンポジウムを開催し県産材の需要拡大を図った。

【平成18年度】継続実施 (林政課)

自然観察会等の開催

【平成17年度】

大山、山陰海岸及び氷ノ山において、それぞれ大山自然歴史館、山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館“響の森”を拠点として、動物、植物、地形・地質等を観察しながら自然にふれあう自然観察会や登山観察会を開催した。さらに、氷ノ山自然ふれあい館では、草花・木の葉・木の実・木材など自然の素材を使った創作体験教室及び広葉樹の植栽、雪上ハイキングなどの屋外活動を開催した。

また日野郡の歴史と優れた自然を広く紹介し関心をもってもらうため、小学生と保護者(38人)を対象にした歴史と自然を学ぶ会を、下黒坂自治会の協力のもと日野町鶴ノ池公園周辺で行った。

【平成18年度】同様の内容により継続実施
(公園自然課・西部総合事務所・日野総合事務所・中部総合事務所)

自然観察会・体験創作教室・自然解説指導員養成研修等の実績(平成17年度)

区分	場所	時期	日数
一般観察会	大山	7~8月	20日
	山陰海岸	7~3月	9日
	氷ノ山	4~3月	18日
	打吹山	3月25日	1日
登山観察会	大山	7月	2日
	氷ノ山	6~11月	5日
創作体験	氷ノ山	4~3月	100日
野外体験	氷ノ山	4~3月	105日



自然観察会の様子(氷ノ山)

緑・木とのふれあい体験事業

【平成17年度】

県民総参加による森林(もり)づくりの気運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、県民参加の「鳥取県植樹祭」の開催や「森林(もり)のめぐみ感謝祭」への支援等森林や緑の大切さを普及啓発した。

【平成18年度】継続実施 (林政課)

とっとり森林月間の取り組み

【平成17年度】

森林環境保全税が施行され森林への関心が高まる中、県民参加の森林づくり活動等を推進するため、「木の日」である10月8日を中心として、「とっとり森林月間」を設置し、森林体験企画等を集中実施した。

【平成18年度】継続実施(次表の企画を実施)
(林政課)



小学生枝打作業体験(伯耆町丸山)

森林月間に開催する各種イベント

開催予定日	イベント名	主催団体	開催場所	参加予定人数
10月1日(日)	<オープニングイベント> とっとり森林環境フォーラム	鳥取県	鳥取市	来場 110名
10月29日(日)	<フィナーレイベント> 森林のめぐみ感謝祭 森林のめぐみ感謝祭	森林のめぐみ感謝祭実行委員会	八頭町	来場・公募 5,000名
林業事業者等からの情報発信				
10月7日(土) ~10月19日(木)	伝統建築フェア	伝統建築フェア実行委員会	倉吉市	来場 4,000名
10月7日(土)	第7回とっとりきのこ祭り	(財)日本きのこセンター	鳥取市	来場 2,500名
10月15日(日)	第2回新たな木づかいを語る会	鳥取県	倉吉市	来場 30名
10月25日(水)	第29回日南町林業まつり	日南町林業まつり実行委員会	日南町	来場 300名
10月25日(水)	森林づくり講演会	日南町林業協会	日南町	来場 200名
10月29日(日)	第5回山の祭り	山の祭り実行委員会	倉吉市	来場 3,000名
10月	共販所開設45周年記念市県産材活用講演会	鳥取県森林組合連合会	鳥取市	来場 80名
市民団体、ボランティア団体、小学校等による森林体験				
10月2日(月)	間伐材利用学習	鳥取県木造住宅推進協議会 西部支部	米子市	米子高専 生徒等50名
10月9日(月・祝)	炭焼き体験	南部町地域振興会	南部町	来場 20名
10月13日(金)	森林体験	伯耆町豊かな森づくり実行委員会	伯耆町	小学生等 100名
10月14日(土)	森の分解者たちに出会う旅	日野川の源流と流域を守る会	江府町	会員 公募50名
10月14日(土)	海岸クロマツの森林教室と枝打ち体験学習	鳥取市女性の森グループ	鳥取市 気高町	会員 公募80名 (親子)
10月上旬	森林学習(下刈り、間伐体験)	智頭町立富沢小学校	智頭町	小学生等 20名
10月下旬	木材利用の見学	智頭町立山形小学校	智頭町	小学生等 20名
10月上旬	自然体験学習と森林学習 (杉の枝打ち体験)	智頭町立山形小学校	智頭町	小学生等 20名
10月中旬	森林学習 山の学校(枝打ち・樹木博士検定 「山の学校」の体験発表会)	智頭町立土師小学校	智頭町	小学生等 20名

(4) 都市地域の自然環境の確保

都市公園事業

布勢総合運動公園のスポーツ施設の改修を実施した。

【平成17年度】球技場の改修

【平成18年度】弓道遠的場の整備

(公園自然課)

港湾環境整備事業

境港昭和地区において、市民に海に面した開放空間を提供するため、緑地(4.7ha)の整備を実施した。

【平成17年度】事業終了 A=1.2ha (空港港湾課)

花と緑のまちづくり推進事業

【平成17年度】

花と緑のフェア実行委員会へ補助をした。

「とっとり花と緑のまちづくりコンクール」及び「公園ルネッサンス事業」を実施した。

【平成18年度】

花と緑のフェア実行委員会へ補助。

(公園自然課)

緑の快適空間支援事業(新規)

【平成18年度】

植栽の維持・創出方法などの普及啓発を図るため、専門家などによる「緑の講習会」の実施。

(公園自然課)

とっとり花回廊管理運営事業

全国最大級のフラワーパークとして、県民に花と緑あふれる憩いの場を提供した。

【平成17年度】入園者40万1千人

【平成18年度】継続実施

(観光課・生産振興課)

2 都市と農山漁村の交流の推進

都市と農山漁村の相互交流推進事業

都市と農山漁村の住民の相互理解と中山間地域の活性化を進めるため、地域資源を活用した都市住民との交流に取り組む市町村に対し支援を行う。

【平成17年度】 5市町実施

(東京都武蔵野市家族自然体験受入事業)

【平成18年度】 4市町実施

(東京都武蔵野市家族自然体験受入事業)

(地域自立戦略課)

中山間地域総合整備事業

(73ページ参照) (耕地課)

第二章

平成17年度に講じた施策
平成18年度に講じようとする施策

第4節 快適な環境・美しい景観の保全と創造

鳥取県は、鳥取砂丘、浦富海岸など特徴的な美しい海岸線や中国地方随一の標高を持つ秀峰大山をはじめ、四季の彩り美しい自然景観や歴史、まちなみなど特色のある歴史的景観、棚田や里山などの農村景観等、美しい景観を有している。これらの美しい景観は、人々の生活に潤いや安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着をはぐむ県民共通の財産であるとともに、鳥取県を訪れる人々を惹きつける魅力にもなっている。

また本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡などのすばらしい文化財がある。これらの優れた地域の景観や歴史的遺産は、自然環境の素晴らしさ、地域の歴史や文化を将来に伝える貴重な役割を果たしている。

潤いと安らぎのある美しい環境を創出するため、こららの自然景観や歴史的・文化的遺産、歴史的な街並みを保全し、個性豊かな県土の醸成が求められている。

【美しい景観の保全と創造】

1 景観形成の総合的推進

景観形成施策の総合的な推進及び自発的な景観形成活動の促進

「鳥取県景観形成条例」を基に、景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

ア 大規模行為の届出指導

大規模な建築物や工作物の新築、増改築等、物品の集積、土石の採取等の行為（景観形成地域内の行為を除く。）の届出について、優れた景観の形成を推進するために、景観上の審査、指導を行う。（景観まちづくり課）

イ 景観形成地域の指定と特定行為の届出指導

景観形成地域における景観阻害物件の撤去・修景などの景観保全対策を推進するとともに、当該地域における建築物や工作物の新築、増改築等、木竹の伐採等の特定行為について、景観上の審査、指導を行う。（景観まちづくり課）

ウ 景観アドバイザーの設置

条例の規定に基づく届出に対して知事が行う指導、その他景観形成の推進について専門的視点から意見を聴くため、景観アドバイザーを設置する。

【平成17年度】15人を配置

【平成18年度】継続実施（景観まちづくり課）

エ 景観形成地域の景観保全

【平成17年度】

大山景観形成地域及び沿道海浜景観形成地域を重点的に景観阻害物件の撤去・修景等景観保全対策を推進した。

【平成18年度】継続実施（景観まちづくり課）

オ 景観形成巡視員の配置

【平成17年度】

特定行為及び大規模行為の確認や無届行為が発見のため、各市町村に景観形成巡視員を21人配置した。

【平成18年度】継続実施（景観まちづくり課）

カ 屋外広告物対策事業

違反広告物の除却等を実施した。

【平成17年度】6件処理

【平成18年度】継続実施（景観まちづくり課）

キ 「伝えたいふるさと鳥取の景観」保全・継承事業

21世紀に引き継ぐべき景観として県内100景観を「伝えたいふるさと鳥取の景観」に選定し、広く県民に紹介するとともに、住民等による景観の保全・伝承への取組みを支援する。

1) 「伝えたいふるさと鳥取の景観」写真コンテスト
【平成17年度】

・募集期間：平成17年5月12日～11月30日

・応募数：全374点

・審査：平成17年12月

・表彰：平成18年2月

・展示会の開催：平成18年2月～3月

【平成18年度】継続実施（景観まちづくり課）

2) 住民の景観保全・継承の取組みに対する支援

【平成17年度】

景観アドバイザーの派遣による指導、情報提供等

【平成18年度】継続実施（景観まちづくり課）

大規模行為の届出指導状況

区分		建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更	工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更	物品の集積又は貯蔵	鉱物の掘採又は土石の採取	土地の区画形質の変更	合計
平成9年度	届出件数	72	27	2	20	3	124
	うち指導件数	12	9	0	1	1	23
平成10年度	届出件数	70	26	2	14	5	117
	うち指導件数	3	5	0	0	1	9
平成11年度	届出件数	48	41	1	13	4	107
	うち指導件数	2	6	0	0	0	8
平成12年度	届出件数	51	52	3	12	2	120
	うち指導件数	7	5	1	0	0	13
平成13年度	届出件数	35	42	0	9	2	88
	うち指導件数	3	2	0	0	0	5
平成14年度	届出件数	25	15	0	7	0	47
	うち指導件数	1	0	0	0	0	1
平成15年度	届出件数	28	56	0	9	2	95
	うち指導件数	1	0	0	0	0	1
平成16年度	届出件数	33	58	0	10	1	102
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0
平成17年度	届出件数	13	41	0	8	1	63
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0

特定行為の届出指導状況

区分		建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更	工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更	木竹の伐採	物品の集積又は貯蔵	鉱物の掘採又は土石の採取	土地の区画形質の変更	合計
平成9年度	届出件数	62	0	17	0	3	4	86
	うち指導件数	2	0	0	0	0	0	2
平成10年度	届出件数	30	1	8	1	3	1	44
	うち指導件数	0	0	0	1	0	0	1
平成11年度	届出件数	33	0	1	6	0	0	40
	うち指導件数	0	0	0	1	0	0	1
平成12年度	届出件数	19	0	1	1	3	2	26
	うち指導件数	0	0	0	1	0	0	1
平成13年度	届出件数	22	2	0	0	3	3	30
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平成14年度	届出件数	24	0	1	0	4	0	29
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平成15年度	届出件数	27	2	0	0	0	2	31
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平成16年度	届出件数	21	1	0	0	3	1	26
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平成17年度	届出件数	24	3	0	0	3	1	30
	うち指導件数	1	2	0	1	2	0	3

2 良好な都市・自然・農山村景観の保全と創造

景観まちづくり研修会の開催

景観、まちづくりを主導できる人材の育成を目的に、研修会を実施する。

【平成16年度】

鳥取市山手地区、琴浦町光・大山町所子

【平成17年度】継続実施（景観まちづくり課）

景観まちづくりフォーラムの開催（新規）

【平成17年度】

平成16年12月の景観法の施行を契機に、景観まちづくりに対する県民の関心を高めることを目的に景観まちづくりフォーラムを開催した。（参加者約150名）

開催日：平成17年5月15日

場所：倉吉市交流プラザ（景観まちづくり課）

都市公園事業

（77ページ参照）（公園自然課）

港湾環境整備事業

（77ページ参照）（空港港湾課）

屋外広告物対策事業

違反物件の除却等を実施した。

【平成16年度】20件処理

【平成17年度】継続実施（景観まちづくり課）

3 環境美化運動の推進

鳥取県環境美化の促進に関する条例の推進

【平成17年度】

「鳥取県環境美化の促進に関する条例」の趣旨に沿って、美しく快適な生活環境づくりを推進した。空き缶等が散乱し、又は散乱する恐れがあり、特に環境美化を計画的に進める必要がある地区を「環境美化促進地区」として指定しており、全市町村に最低1か所の促進地区を指定している。（全59地区）

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

不法投棄防止対策の推進

【平成17年度】

廃棄物適正処理推進指導員による監視、市町村との合同パトロール、監視カメラの設置、各種民間監視員に対する監視活動の協力依頼、廃棄物不当投棄防止月間の設定等の各種策定により、不法投棄防止対策を推進した。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

海岸漂着物対策の推進

【平成17年度】

市町村が原則として住民の参加・協力を得て、計画的に海岸の漂着廃棄物及び海浜地の廃棄物収集、運搬及び処分を行う場合、県が財政的支援を行った。

【平成18年度】継続実施（循環型社会推進課）

鳥取砂丘の一斉清掃

【平成17年度】

鳥取市が中心となり、4月17日と10月2日に砂丘の一斉清掃を行った。

【平成18年度】継続実施

（^{H17}文化政策課 ^{H18}東部総合事務所 県民局）

大山の一斉清掃

【平成16年度】

（財）自然公園財団が中心となり、春と秋の年2回、大山の一斉清掃を行った。

【平成17年度】継続実施

（西部総合事務所）

中海沿岸の一斉清掃

【平成18年度】

米子市・境港市が中心となり、中海のラムサール条約登録を記念した中海沿岸の一斉清掃を行った。（公園自然課）

【 歴史的、文化的環境の保存と整備 】

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存整備事業

【平成17年度】

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことに伴い、倉吉市の保存計画に基づいて行われる保存修理事業等に対し助成を行った。

【平成18年度】継続実施 (文化課)

国史跡妻木晩田遺跡整備活用事業

【平成17年度】

「整備活用基本計画」に基づき復元整備、発掘調査を行うとともに遺跡の情報発信を行った。

【平成18年度】継続実施 (文化課)

青谷上寺地遺跡保存活用事業

【平成17年度】

遺跡の範囲・内容を確認するための発掘調査、出土品の保存処理・復元を行うとともに遺跡の情報発信を行った。

【平成18年度】

遺跡中心部の集落構造を明らかにするための発掘調査、出土品の保存処理・復元を行うとともに遺跡の情報発信を行う。

また、国史跡指定に向けて地元の理解を得るための取り組みを行う。

(文化課)

地域民俗芸能再生事業

【平成17年度】

民俗芸能の後継者育成に意欲的な子どもの団体に対し、助成及び支援を行い、地域の民俗芸能の保存伝承を図った。

【平成18年度】継続実施 (文化課)

鳥取県近代和風建築総合調査事業

【平成17年度】

県内の近代和風建築の今後の保護対策の基礎資料とするため実態把握のための調査を実施した。

【平成18年度】報告書の発行 (文化課)

鳥取県中世城館跡保存活用事業

【平成17年度】

鳥取県の中世を語るうえで重要な位置を占める城跡について詳細調査を実施して史跡指定を進めるとともに、県民への普及啓発を図った。

【平成18年度】継続実施 (文化課)

三徳山歴史遺産調査事業

【平成17年度】

鳥取県を代表する貴重な文化財である史跡及び名勝三徳山に関して、三朝町が実施する調査・研究事業に対して支援、助成を行うことにより、世界遺産登録に向けた活動に協力した。

【平成18年度】継続実施 (文化課)

鳥取県近世社寺建築保存活用事業

【平成17年度】

県内に所在する江戸時代の貴重な神社・寺院建築について、詳細な調査を行い、その保護を推進するとともに、積極的な普及啓発を図った。

2社寺3物件を県指定とした。

【平成18年度】

事業終了。引き続き保護と普及啓発を進める。

(文化課)

鳥取の名勝庭園調査活用事業

【平成17年度】

県内に所在する名勝庭園について所在等の調査を行い、重要な庭園について保護を図り3庭園の県指定を諮問した。

【平成18年度】

事業終了。引き続き保護と普及啓発を進める。

(文化課)

文化財公開・活用支援事業

【平成17年度】

石谷家住宅他3件の助成支援を実施した。

【平成18年度】

(市町村交付金化) (文化課)

文化財建造物支援事業

【平成17年度】

石谷家住宅の応急修理に対して助成を行った。

【平成18年度】

(市町村交付金化) (文化課)

登録有形文化財活用推進事業(新規)

【平成18年度】

登録有形文化財精度を活用し、文化財建造物の普及啓発を図るとともに、その保護と活用に関する市町村の取り組みを推進する。併せて未調査物件の掘り起こしも行い、今後の保護と活用を進める。

(文化課)

【 環境影響評価の推進 】

環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより環境への配慮がされた事業を実施するための制度であり、「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、この制度の適正な運用を図った。

【平成17年度】

- 1) 美保飛行場拡張整備事業 準備書に係る知事意見作成
- 2) 大橋川改修事業環境調査計画書（案）に係る知事意見作成

【平成18年度】

大橋川改修事業環境調査計画について継続実施
(環境立県推進課)

【 その他の景観にかかる施策 】

街路事業

都市機能を維持・向上させ、美しい景観を創るため、街路の区画整備を行う。

【平成17年度】

- 宮下十六本松線（鳥取市内）
- 上町松並線大工町工区（鳥取市内）
- 滝山桜谷線（鳥取市内）
- 美萩野覚寺線（鳥取市内）
- 大工町土居叶線（鳥取市内）
- 古海晩稲線（鳥取市内）
- 米子駅陰田線（米子市）
- 車尾大谷町線（米子市）
- 米子中央線（米子市）
- 西福原皆生線（米子市）
- 西福原河崎線（米子市）
- 上井羽合線（倉吉市・湯梨浜町内）

【平成18年度】継続実施

(道路建設課)

電線共同溝・街路整備の例
(都市計画道路宮下十六本松線 鳥取駅南周辺)
整備前



整備後



第二章

平成17年度に講じた施策 平成18年度に講じようとする施策

第5節 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球環境が危機にさらされており、地球環境の保全は人類共通の課題である。本県は日本海に面し、環日本海諸国の陸域、河川や船舶からの負荷を受けやすい位置にあるため、県内の対策のみならず、国際的な共同取組みを積極的に行う必要がある。このため、地球環境問題に関する県土への影響について研究を推進するとともに、経験と技術を活用しつつ、国や他の地方公共団体、大学等との連携のもと、持続的発展を目指して地球環境問題に取り組む。

【 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減 】

地球温暖化防止推進事業

平成17年2月に発効した京都議定書の目標を達成するためには、県民及び行政がそれぞれの立場から主体的に取り組む必要があるとするとともに、効果的な取組みの推進のためには業界団体等を始めとした各種団体と連携を図ることが必要である。

【平成17年度】

- 1) アイドリングストップ運動を県民運動として定着させるため、アイドリングストップ運動を推進しようとする県民の皆さん（グループ）と連携し、キャンペーンを実施した。
- 2) 民生部門（家庭・業務）における二酸化炭素排出量の削減を図るため、身近で具体的な取り組みを実施した。
- 3) 省エネルギー家電・省エネルギー運動の普及啓発に要する経費を補助した。
- 4) 電気・ガス・水道の対前年削減量に応じてエコポイントを配布し、獲得したエコポイントをバスの利用券に引き換えることができるという取り組みを鳥取市においてモデル事業として実施した

【平成18年度】

- 1) 「原油に依存しない社会フォーラム」の開催：原油に依存しない社会に向けた行動の気運を盛り上げるため、とっとり環境ネットワークやNPOと連携を図りながら、フォーラムを開催する。
- 2) ラジオによる呼びかけ：原油に依存しない社会に向けた具体的な行動についてラジオで呼びかける。
- 3) 地域における草の根活動推進講座：地域に

おいて省エネ活動・ペレットストーブ導入などを呼びかける草の根活動を推進していくために、講座やワークショップ等のプログラムを通じて活動意欲のある人材を発掘し、各々が活動内容を充実し活動を広げていくための場を提供する。

- 4) 県庁の率先行動：県庁自ら省エネ、ペレットストーブの導入などの率先行動を行う。
- 5) 市町村等との連携の強化：市町村等との連携を強化し、原油に依存しない社会に向けた行動を推進する。

（環境立県推進課）

フロン回収対策の推進

【平成17年度】

登録事業者をホームページに掲載するとともに、法の周知徹底を図るため事業者、県民に対しパンフレットの配布など広報を行った。

【平成18年度】継続実施

（循環型社会推進課）

紫外線調査

【平成17年度】

鳥取保健所において地上での紫外線量の調査を行った。

【平成18年度】継続実施

（水・大気環境課）

ノーマイカーデー運動の推進

（62ページ参照）（交通政策課）

コラム 駐車時等エンジン停止の推進事業所及び宣言者について コラム

鳥取県では、ストップ地球温暖化！に向けた行動の一つとして、アイドリングストップ条例を施行しました（正式名称「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」平成17年4月1日施行）。

この条例には、アイドリングストップに積極的に取り組んでいただける企業、法人等をアイドリングストップ推進事業所（正式名称「駐車時等エンジン停止推進事業所」）として、個人、住民団体等をアイドリングストップ宣言者（正式名称「駐車時等エンジン停止宣言者」）として認証する制度があります。

駐車時等エンジン停止推進事業所及び宣言者の認証状況は次のとおりです。

駐車時等エンジン停止の推進事業所及び宣言者について

○駐車時等エンジン停止推進事業所

○駐車時等エンジン停止宣言者

H18.09.07 現在認証状況 54社・法人

H18.09.07 現在認証状況 3,910人



米子南高 環境活動イメージキャラクター アス子さん

承認を受けた「駐車時等エンジン停止推進事業所」 平成18年8月31日時点

認証番号	認証日	申請者	住所	認証番号	認証日	申請者	住所
1	H17.5.9	株式会社 井木組	琴浦町赤碓	28	H17.10.21	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会	米子市上福原
2	H17.5.9	有限会社 赤碓清掃	琴浦町赤碓	29	H17.10.21	協同組合鳥取卸センター	鳥取市商栄町
3	H17.5.9	やまこう建設株式会社	鳥取市南隈	30	H17.10.21	日立金属株式会社鳥取工場	鳥取市商栄町
4	H17.5.9	用瀬電機株式会社	鳥取市用瀬町	31	H17.10.21	株式会社とりでん	鳥取市千代水
5	H17.5.9	株式会社 山陰合同銀行 鳥取県庁支店	鳥取市東町	32	H17.10.21	米子機工株式会社	米子市夜見町
6	H17.5.9	株式会社 モリックスジャパン	鳥取市商栄町	33	H17.11.18	晃進建設有限会社	北栄町国坂
7	H17.5.9	株式会社 山陰合同銀行 鳥取営業本部	鳥取市栄町	34	H17.12.10	有限会社トクオカプラント	米子市夜見町
8	H17.7.4	鳥取県生活協同組合	鳥取市若吉	35	H17.12.10	総合印刷出版株式会社	鳥取市西町
9	H17.7.4	大成産業株式会社	倉吉市清谷町	36	H18.2.3	中国日産ディーゼル株式会社 米子支店	米子市尾高
10	H17.7.4	有限会社 山崎商会	倉吉市旭田町	37	H18.2.3	西村建設株式会社	三朝町大瀬
11	H17.7.4	財団法人 鳥取県交通安全協会 事務局	鳥取市東町	38	H18.2.3	株式会社タナカ	南部町阿賀
12	H17.7.4	株式会社 尾崎設計事務所	倉吉市東昭和町	39	H18.2.3	西日本環境設備株式会社	鳥取市千代水
13	H17.7.5	千代三洋工業株式会社	鳥取市晩稲	40	H18.2.20	鳥取県自動車整備振興会東部支部	鳥取市丸山町
14	H17.7.11	有限会社田守組	米子市八幡	41	H18.2.20	鳥取県自動車整備振興会中部支部	倉吉市清谷
15	H17.7.11	有限会社高野組	琴浦町赤碓	42	H18.2.20	鳥取県自動車整備振興会西部支部	米子市東福原
16	H17.7.11	有限会社アシスト警備保障	米子市八幡	43	H18.3.23	株式会社日照プレス	鳥取市湖山町
17	H17.7.11	有限会社中田組	八頭町久能寺	44	H18.3.23	米子市水道局	米子市車尾
18	H17.8.16	株式会社アオキ建設	倉吉市関金町	45	H18.3.23	智頭急行株式会社	鳥取市扇町
19	H17.8.16	株式会社中海テレビ放送	米子市河崎	46	H18.4.1	東洋建設株式会社	
20	H17.9.22	有限会社戸信商店	鳥取市緑ヶ丘	47	H18.5.15	有限会社 三森工務店	
21	H17.9.22	株式会社富士ウエルディング	日吉津村日吉津	48	H18.5.15	株式会社 アベックス	
22	H17.9.22	株式会社上田包装企業	米子市東福原	49	H18.6.26	和光産業株式会社 鳥取工場	
23	H17.9.22	サンイン技術コンサルタント株式会社	米子市昭和町	50	H18.7.12	勢村工業有限会社	
24	H17.9.22	株式会社吉備総合電設	鳥取市田園町	51	H18.7.12	有限会社 前田建材	
25	H17.9.22	有限会社エコーシステムクリエイター	鳥取市千代水	52	H18.7.12	有限会社 樽組	
26	H17.10.21	湯梨浜町	湯梨浜町久留	53	H18.8.11	日南振興株式会社	
27	H17.10.21	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会	鳥取市青葉町	54	H18.8.11	リコモイクロエレクトロニクス株式会社	

【 自然エネルギーの導入 】

自然エネルギー推進プロジェクトの取組

【平成17年度】

今後4年間（平成15～18年度）で、太陽光・風力などの自然エネルギー3万kWの導入を目指し、その目標達成に向けて推進会議を2回開

催した他、各ワーキンググループで次の取組みを行った。

- 1) 地域自立型自然エネルギー導入モデル事業支援WG
 - ・岩美町支援WG：生ゴミなどのエネルギー利用
 - ・智頭町支援WG：製材所からの廃材等のエネルギー利用
 - ・日南町支援WG：製材所から出る廃材等のエネルギー利用、中小水力発電の導入
 - 2) 公共施設導入WG：県有施設、学校、県営住宅等への自然エネルギーの導入
 - 3) 風力発電事業化調査WG：県内の可能性を調査
 - 4) 中小水力発電事業化調査WG：県内の可能性を調査
 - 5) 木質バイオマス導入WG
 - ペレットを中心とした県内普及に向けた取り組み
- 【平成18年度】継続開催（環境立県推進課）

自然エネルギー地域導入促進事業(新規)

【平成18年度】
自然エネルギー（太陽光発電、小型風力発電、小水力発電、ペレットストーブなど）を導入する個人に助成を行う市町村に対して「市町村交付金」により補助を行う。
（環境立県推進課）

自然エネルギー導入促進事業

【平成17年度】
県営住宅三柳団地建設工事に伴い、太陽光発電外灯の設置工事に着手した。
【平成18年度】継続工事中（住宅政策課）

【酸性雨、黄砂防止対策の推進】

地球環境汚染物質等調査(酸性雨調査)

【平成16年度】
県下4地点で湿性沈着（降水）、及び乾性沈着（ガス状物質等）について、調査を実施した。また、国の委託を受けて酸性雨モニタリング（土壌・植生）調査を大山において実施した。
【平成17年度】継続実施（水・大気環境課）

【国際連携の推進】

鳥取県・江原道環境衛生学会の開催

両地域の学術交流の推進と施策への反映のため、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究院の研究者並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会し、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議を行うこととしている。
（衛生環境研究所）

太陽光発電システムの普及

【平成17年度】
住宅に太陽光発電システムを設置する個人に助成を行う市町村に対する補助を行った。
【平成18年度】市町村交付金として継続（環境立県推進課）

風力発電システムの普及

【平成17年度】
1) 風況調査を実施する市町村に対する補助を行った。
2) 風力発電事業を行う市町村に対し借り入れる起債の償還利子補給補助を行った。
3) 鳥取放牧場に於いて風力発電所の設置（1000kW×3基）を行った。
【平成18年度】2)を継続（環境立県推進課）

木質バイオマス利用の普及

【平成17年度】
1) ペレットストーブを設置する個人に助成を行う市町村に対して補助を行う。
（環境立県推進課）
2) 県庁県民室や中部・西部・日野総合事務所の県民局にペレットストーブを設置する。
（管財課）
3) 智頭農林高校の実習で排出される木くずからペレットを製造し、ペレットストーブの燃料にする。
（教育環境課）
【平成18年度】
1) は市町村交付金として継続
2) はその他の箇所への設置を継続
（環境立県推進課）

黄砂に関する江原道との共同研究

【平成17年度】
黄砂について発生源調査・成分調査・生態影響調査を行う。
（54ページ参照）
【平成18年度】継続実施（衛生環境研究所）

鳥取県・江原道子ども環境交流事業

鳥取県と江原道の子どもたち（小学生）が、活動発表・意見交換会をはじめとした環境保全及び環境学習活動の交流を交互に訪問して行う。

【平成16年度】

日韓子ども環境サミット

日 時：7月28日（水）

場 所：江原道春川市サンチョン初等学校

参加者：鳥取県子ども10名

江原道子ども20名

その他江原道環境関連施設の見学等

7月26日～29日（4日間）訪韓

【平成18年度】

日韓子ども環境サミット

日 時：8月10日（木）

場 所：鳥取県米子市 米子市文化ホール

参加者：鳥取県子ども19名

江原道子ども15名

その他、中海クルージング・米子市クリーンセンター見学等（環境立県推進課）



鳥取県・江原道子ども環境交流事業（平成18年度）

第二章

平成17年度に講じた施策
平成18年度に講じようとする施策

第6節 共通的・基盤的施策の推進

【社会経済・交通の状況等】

公営住宅ストック総合改善事業

老朽化した県営住宅ストックについて、改善事業による更新で建物を長寿命化し、建設に伴う環境負荷とライフサイクルコストの低減を図る。

【平成17年度】

県営住宅米田団地、永江団地の全面住戸改善工事に係る実施設計を実施した。

【平成18年度】

- ・県営住宅米田団地、永江団地の工事着手。
- ・県営住宅和田団地、末恒第一団地、ひばりヶ丘団地の全面住戸改善工事に係る実施設計に着手。（住宅政策課）

ノーマイカーデー運動の推進

(62ページ参照) (交通政策課)

【公害紛争処理】

苦情相談窓口の設置

身近な公害問題で困ったときのために、県内の各市町村、各総合事務所生活環境局および日野総合事務所福祉保健局に公害苦情相談窓口を設置している。当該窓口では、公害苦情相談に対して、現地調査を行ったり、関係機関と連絡をとったり、発生源に対する指導・助言を行ったりして苦情処理を行っている。

公害苦情の現況把握は、国の行政委員会である公害等調整委員会の事務局により毎年全国規模で行われている。本県においても、各市町村、各総合事務所生活環境局等において対応した公害苦情について、種類・場所・発生時期等についてとりまとめている。

【平成17年度】

鳥取県内分相談件数 292件
(前年度比 -23.8% (91件減))

内訳 [典型7公害 212件、
典型7公害以外 80件]

典型7公害のうち、件数が最も多かった公害苦情は大気汚染の77件であり、増減が最も大きかった公害は水質汚濁の39件減少であった。

【平成18年度】継続実施 (環境立県推進課)

苦情相談窓口設置箇所

事務所名	担当部署名	電話
東部 総合事務所	生活環境局 環境・循環推進課	0857-20-3671
西部 総合事務所	生活環境局 環境・循環推進課	0859-31-9307
中部 総合事務所	生活環境局 環境・循環推進課	0858-23-3150
日野 総合事務所	福祉保健局 保健衛生課衛生係	0859-72-2038

公害紛争処理制度

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等の行うための制度であり、本県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を委嘱している。公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれないとき等の対応にあたる。

【平成17年度】

公害審査委員候補者 13名

【平成18年度】

公害審査委員候補者 13名 (環境立県推進課)

資料1 鳥取県環境行政史表

西暦	年号	鳥取県の動向	西暦	年号	国の動向
			1897	明30	足尾銅山鉍毒事件
1953	昭28	鳥取市公共下水道事業着手			
1955	昭30	小鴨鉍山で日本最初のウラン鉍床発見 人形峠でウラン鉍発見	1956	昭31	水俣病第1号患者の発生報告
1956	昭31	美保基地拡張反対同盟結成	1960	昭35	四日市ぜんそく問題表面化
1964	昭39	中海干拓の島根・鳥取両県協定成立	1962	昭37	「沈黙の春」(レイチェル・カーソン著)
1965	昭40	鳥取市本町で水準点測定実施(～45年)	1965	昭40	新潟水俣病の問題表面化
1966	昭41	中海地区新産業都市に指定 三洋電機鳥取進出決定			
1967	昭42	鳥取空港開港、鳥取・東京間航空路開設	1967	昭42	公害対策基本法制定
1968	昭43	日野川工業用水道完成	1968	昭43	騒音規制法制定 イタイイタイ病原因報告
1969	昭44	「鳥取県公害防止条例」制定 鳥取県公害対策審議会設置			
1970	昭45	米子市公共下水道事業(内浜処理場)着手 県庁厚生部に公害係を設置、9月に環境 保全係として新設	1970	昭45	「第64回国会」にて公害関連14法案制 定(改正)
1971	昭46	厚生部に自然保護を新設 岩美鉍山、百谷鉍山閉山	1971	昭46	環境庁設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律」、「悪臭防止法」制定
1972	昭47	「鳥取県の自然と生活環境」発刊	1972	昭47	「自然環境保全法」制定
1973	昭48	「鳥取県自然環境保全条例」制定 天神川流域下水道事業着手	1973	昭48	「化学物質の審査及び製造等の規制に 関する法律」制定、第1次オイルショック
1975	昭50	「第1次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定	1975	昭50	「複合汚染」有吉佐和子著 豊島産廃問題発生
1976	昭51	美保基地滑走路使用に地元同意	1976	昭51	「振動規制法」制定
1977	昭52	米子旗ヶ崎工業用地造成完成 「鳥取県し尿浄化槽指導要綱」策定	1978	昭53	第2次オイルショック
1978	昭53	本年から「鳥取県の環境白書」となる。			
1982	昭57	「第2次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定			
1983	昭58	「中海水質管理計画」策定			
1985	昭60	「全国名水百選」に天の真名井(淀江町) が選ばれる	1984	昭59	「湖沼水質保全特別措置法」制定
1987	昭62	公害防除特別土地改良事業着手 (小田川流域)	1987	昭62	総合保養地域整備法(リゾート法)制定
1988	昭63	ウラン残土問題表面化	1988	昭63	「オゾン層保護法」制定
1990	平2	「中海に係る湖沼水質保全計画」策定	1990	平2	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に 関する法律」制定
1991	平3	「湖山地水質管理計画」策定 「鳥取県産業廃棄物不法投棄事案処理指針」策定			
			1991	平3	「地球温暖化防止行動計画」策定
1992	平4	「第3次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定 中海の県境決定、全県公園化推進本部発足	1992	平4	「資源の有効な利用に関する法律」制定 「絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律」制定
1993	平5	「鳥取県景観形成条例」策定	1993	平5	「環境基本法」制定
1994	平6	「中海に係る第2期湖沼水質保全計画」策定 「財団法人鳥取県環境管理事業センター」 発足、全県公園化週間実施	1994	平6	「環境にやさしい企業行動指針」策定
			1995	平7	「環境基本計画」策定 「容器包装リサイクル法」制定
1996	平8	「鳥取県環境の保全及び創造に関する条例」制定 米子・境港市長、中海干拓に反対を表明 「鳥取県環境の美化の促進に関する条例」 制定、美保空港滑走路2,000m延長			
1997	平9	「第4次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定 「とっとりアジェンダ21」策定 「環日本海圏地方政府環境分野学術研究 者会議」開催	1997	平9	「環境影響評価法」制定 地球温暖化防止京都会議開催

1998	平10	「鳥取県環境影響評価条例」制定	1998	平10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定 「家電リサイクル法」制定
1999	平11	「環境にやさしい県庁率先行動計画」策定 「鳥取県環境基本計画」策定 「鳥取県地球温暖化防止推進計画」策定 鳥取環境大学設立認可 片山知事「ISO14001 認証取得」宣言	1999	平11	「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」公表 「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
2000	平12	「鳥取県循環型社会推進本部」設立 「環日本海こども環境サミット」開催 「鳥取県庁知事部局 ISO14001 認証取得」	2000	平12	「容器包装リサイクル法」全面施行 「グリーン購入法」公布 「環境省」発足 「グリーン購入基本方針」閣議決定 「第1回21世紀環の国づくり会議」開催
2001	平13	「鳥取環境大学」開学 「鳥取県廃自動車等の適正な保管に関する条例」施行 「鳥取県廃棄物処理計画」策定 「鳥取県グリーン購入基本方針」策定 「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」制定 「TEAS」創設 「湖山池水質管理計画(第2期)」策定 「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」策定	2001	平13	環境省発足「家電リサイクル法」施行 「グリーン購入法」全面施行 「食品リサイクル法」施行 「建設リサイクル法」一部施行 「フロン回収破壊法」公布、一部施行 「PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法」公布、一部施行 「土壌汚染対策法案」閣議決定 「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定
2002	平14	「鳥取県衛生環境研究所」開所 「鳥取県産業廃棄物処分場税」制定 「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」施行	2002	平14	「PRTR 法」施行 「土壌汚染対策法」公布 「建設リサイクル法」全面施行 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布、一部施行 「自動車リサイクル法」公布 「フロン回収破壊法」全面施行 「土壌汚染対策法」施行
2003	平15	「鳥取県産業廃棄物処分場税」導入 「森林環境保全税」公表・「県税条例」可決	2003	平15	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行
2004	平16	米子市でエコアジア(アジア太平洋環境会議)2004 開催 「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」制定 「鳥取県環境基本計画」の改定	2004	平16	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布・一部施行 「自動車リサイクル法」が全面施行
2005	平17	とっとり環境ネットワークが発足 「鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整などに関する条例」施行 「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」施行 中海がラムサール条約登録を受ける	2005	平17	H17.2.16 京都議定書発効予定 「アスベスト新法」成立
2006	平18	とっとり環境ネットワークによる「とっとり環境デー」開催。県下23箇所で開催行事を行う。	2006	平18	容器リサイクル法改正

資料2 県・市町村環境基本条例等策定状況

平成18年5月1日現在

団体名	環境基本条例制定状況		環境基本計画策定状況		ローカルアジェンダ策定状況		率先行動計画(実行計画)		ISO環境マネジメントシステム認証	グリーン購入制度		その他
	名称	制定 最終改正	名称	策定	名称	策定	有無	策定 最終改正	認証	有無	策定 最終改正	
鳥取県	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例	H8.10.8 H13.7.6	鳥取県環境基本計画	H17.2	とっとりアジェンダ21 鳥取県地球温暖化防止推進計画 地球温暖化防止に向けたアジェンダ	H9.2 H11.3 H14.3		H17.2	H12.12.22～		H13.7	
鳥取市			(鳥取市環境基本計画) (H19.3策定予定)		アジェンダ21鳥取市	H10.3	(合併後第2期 分全域に拡大)	当初 H13.3 第2期H18.4	H14.12.16～ (平成17年度更新分より 合併全域に拡大適用)		H14.4	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 家庭用生ゴミ処理器購入補助金制度 「くる梨」の燃料の一部にBDFを使用
米子市	米子市環境基本条例	H14.10.1 H17.3.31			アジェンダ21よなご	H11.11		H13.7.23 H18.6.1	H16.12.8		H14.4.1 H18.6.1	ISO環境マネジメントシステムは、旧米子市本庁舎及び旧米子市研修センター 現第1庁舎に適用
倉吉市	倉吉市環境基本条例	H12.3.31	倉吉市環境基本計画 (全域に拡大、総合計画策定後見直し予定)	H17.1				H14.8	H16.3.10～	(ISO環境マネジメントシステム でグリーン購入実施をうたう)		
境港市	境港市環境基本条例	H10.6.19	境港市環境基本計画	H14.3				H12.3			H14.4	ゴミ収集車の一部をBDF利用(廃食用油を回収し、精製装置を導入済) ゴミ焼却の余熱を利用した市民温水プール
岩美町								H13.3 H18.3			H15.4	
八頭町									H13.12.27～		H13.12 H13.12(全域に拡大)	
若桜町												
智頭町			智頭町環境基本計画	H14.3				H14.4				家庭用生ゴミ処理機器購入費補助
湯梨浜町								制定日不明				
三朝町								(ISOと調整を図っている)	H16.2.25～		H16.2	生ゴミ処理機器購入補助金制度 生ごみの飼料化モデル事業の支援 新エネルギービジョン策定 600kwの風力発電、泊小学校への 太陽光発電の導入
北栄町	(H18.12 制定予定)		(H19.3策定予定)								H18.9策定予定	
琴浦町								不明				
南部町	南部町環境基本条例	H16.12.15					策定予定 (時期未定)					地域新エネルギービジョン策定 下水汚泥の堆肥化 軟質プラのRPF化(H18.10～) 家庭用生ゴミ処理機器購入補助金制度
伯耆町								旧岸本町H15.3 旧溝口町H13.9		(旧岸本町部分のみ適用)		家庭用生ゴミ処理機器購入補助金制度 資源集団回収補助金制度
日吉津村												
大山町								H14.3	H15.3.20～ (旧名和町部分のみ)	(ISO環境マネジメントシステム でうたう)		ペレットストーブ導入促進事業 (森林資源の有効活用)
日南町	(18年12月予定)		(18年9月から検討会開催予定)					H13.3			H14.12	
日野町												
江府町								H13.9				

「アジェンダなど」；環境基本条例、環境基本計画、ローカルアジェンダ（地球温暖化対策推進大綱的なもの含む）、率先行動計画（地球温暖化対策推進法に定める実行計画）、ISO14001 環境マネジメントシステム認証
なお、広域連合・一部事務組合はこの表から除いた。

資料3 県内企業 ISO14001 取得状況

平成18年10月31日現在

	企業名(県内事業所)	所在地	認証取得日	備考
1	オムロン倉吉(株)	倉吉市	平成9年9月29日	
2	松下電器産業(株)モーター社 ナショナルマイクロモーター(株)	米子市	平成9年12月19日	
3	リコーマイクロエレクトロニクス(株)	鳥取市	平成10年2月6日	
4	テガ三洋工業(株)	鳥取市	平成10年2月16日	
5	三洋エナジー鳥取(株)	岩美町	平成10年2月24日	
6	日立金属(株)鳥取工場	鳥取市	平成10年9月24日	
7	日庄スーパーテクノロジーズ(株)西倉吉工場	倉吉市	平成10年12月9日	
8	因幡環境整備株式会社	鳥取市	平成10年12月25日	
9	鳥取電機製造(株)	鳥取市	平成11年3月10日	
10	王子製紙(株)米子工場	米子市	平成11年10月22日	
11	鳥取旭工業(株)	鳥取市	平成12年2月23日	
12	(株)アサヒメック鳥取工場	鳥取市	平成12年2月23日	
13	鳥取県金属熱処理協業組合	米子市	平成12年3月24日	
14	日本電産(株)鳥取技術開発センター	伯耆町	平成12年5月12日	
15	(株)タカラ化成	鳥取市	平成12年9月27日	
16	鳥取オンキョー(株)	倉吉市	平成12年12月25日	
17	鳥取三洋電機(株)フォトニクスビジネスユニット(千代三洋工業(株)含む)	鳥取市	平成13年1月24日	
18	ダイヤモンド電機(株)	鳥取市	平成13年1月26日	
19	美保テクノス(株)	米子市	平成13年2月23日	
20	シャープ米子(株) (旧富士通ディスプレイテクノロジーズ(株)米子テクノロジーセンター)	米子市	平成13年2月28日	富士通の液晶デバイス事業がシャープに譲渡された。
21	シャープ米子(株)	米子市	平成13年2月28日	
22	(株)さんれいフーズ	米子市	平成13年3月2日	
23	セキスイハイム中国(株)	米子市	平成13年10月1日	
24	日段(株)	鳥取市	平成13年11月30日	
25	大村塗料(株)	鳥取市	平成13年12月7日	
26	(株)ケーオウエイ、(株)ケーオウエイ情報通信	米子市	平成13年12月12日	
27	(株)明治製作所	倉吉市	平成13年12月21日	
28	日本セラミック(株)	鳥取市	平成14年1月18日	
29	やまこう建設(株)	鳥取市	平成14年2月1日	
30	(株)クラエー	倉吉市	平成14年3月22日	
31	石田紙器(株)	倉吉市	平成14年5月31日	
32	日立フェライト電子(株)	鳥取市	平成14年8月21日	
33	鳥取ガス(株)LNGサテライト基地	鳥取市	平成14年8月23日	
34	(株)ケイズ	米子市	平成14年8月30日	
35	小河自動車グループ	八頭町	平成14年9月13日	
36	ユタカ自動車(株)	鳥取市	平成14年9月13日	
37	カネックス(株)	米子市	平成14年12月18日	
38	(株)モリックスジャパン	鳥取市	平成14年12月24日	
39	倉吉資源リサイクル事業協同組合	倉吉市	平成15年2月21日	
40	学校法人鳥取環境大学	鳥取市	平成15年2月26日	
41	サンイン技術コンサルタント(株)	米子市	平成15年3月14日	
42	(株)フィディア	米子市	平成15年3月14日	
43	(株)長谷川紙工社	鳥取市	平成15年3月25日	
44	鳥取県生活協同組合	鳥取市	平成15年3月26日	
45	(株)一宮電機 鳥取地区	若桜町	平成15年4月18日	
46	(有)キョウエイ	鳥取市	平成15年6月24日	
47	(株)田中製作所	鳥取市	平成15年7月11日	
48	(有)福井事務機	米子市	平成15年7月11日	
49	(有)東和	琴浦町	平成15年7月23日	
50	(株)日新	境港市	平成15年9月19日	
51	(有)吉木組	米子市	平成15年10月22日	
52	(株)テクニカル・クリーン	米子市	平成15年11月14日	
53	旭産業(株)溝口工場	伯耆町	平成15年12月19日	
54	廣栄工業(株)	岩美町	平成15年12月23日	
55	(株)牧浦商店	鳥取市	平成16年2月25日	
56	日立金属(株)FM工場	鳥取市	平成16年3月12日	
57	山陰酸素工業(株)	米子市	平成16年3月19日	
58	中山精工株式会社	倉吉市	平成16年3月19日	
59	鳥取部品(株)	琴浦町	平成16年3月26日	
60	友田セーリング(株)	境港市	平成16年4月19日	
61	三和段ボール(株)	倉吉市	平成16年4月21日	
62	(株)名和米子工場	大山町	平成16年4月21日	
63	(有)海老田金属	米子市	平成16年7月9日	
64	(株)尾崎プレス工業所	鳥取市	平成16年7月12日	
65	(株)三立	鳥取市	平成16年7月12日	
66	山本金属工業(株)	米子市	平成16年8月23日	
67	大洋住研ホーロー(株)	鳥取市	平成16年8月27日	
68	(有)山根土木	米子市	平成16年8月27日	
69	(株)エイチアールディ	鳥取市	平成16年8月27日	
70	鳥取県西部再生資源事業協同組合	伯耆町	平成16年9月17日	

	企業名	所在地	認証取得日	備考
71	(有)大成商事	米子市	平成16年10月1日	
72	(有)西川商会	鳥取市	平成16年10月22日	
73	(有)赤碕清掃	琴浦町	平成16年10月22日	
74	イナバゴム(株)	鳥取市	平成16年10月26日	
75	トミタ電機(株)	鳥取市	平成16年11月5日	
76	(有)東部資源リサイクル	鳥取市	平成16年11月12日	
77	みつわ環境開発(株)	米子市	平成16年12月10日	
78	(有)松井商店	倉吉市	平成16年12月13日	
79	(株)杉本建設	琴浦町	平成16年12月20日	
80	ユーシー産業(株)鳥取工場	鳥取市	平成17年2月22日	
81	坂口設備工業(株)	鳥取市	平成17年2月25日	
82	倉吉環境事業有限会社	倉吉市	平成17年3月14日	
83	(株)シンセイ	米子市	平成17年3月16日	
84	アイエム電子(株)	鳥取市	平成17年4月15日	
85	気高電機(株)	鳥取市	平成17年5月27日	
86	イワタ建設(株)	米子市	平成17年6月14日	
87	鳥取電業(株)	鳥取市	平成17年5月13日	
88	(株)寺方工作所	北栄町	平成17年5月23日	
89	千代電子工業(株)	智頭町	平成17年8月8日	
90	日本電産マシナリー	鳥取市	平成17年9月11日	
91	(株)勝原製作所	鳥取市	平成17年10月28日	
92	日本ライツ(株)	鳥取市	平成17年11月25日	
93	三光(株)	境港市	平成17年12月2日	
94	あおやサイエンス(株)	鳥取市	平成17年12月6日	
95	(株)アオキ建設	倉吉市	平成17年12月9日	
96	大同端子製造(株)	鳥取市	平成17年12月12日	
97	(株)アベックス	北栄町	平成17年12月16日	
98	中国電力(株)倉吉電力所他	倉吉市	平成17年12月19日	
99	キンキ製造(株)	鳥取市	平成17年12月22日	
100	(有)青空カンパニー	米子市	平成18年3月10日	
101	(株)日照プレス	鳥取市	平成18年3月15日	
102	(株)三徳興産	米子市	平成18年3月17日	
103	因幡環境整備(株)	鳥取市	平成18年3月23日	
104	(株)上田包装企業本社	米子市	平成18年3月15日	
105	大山電機(株)	大山町	平成18年5月12日	
106	ステップ電気(株)	琴浦町	平成18年5月26日	浦安工場、八橋本社、中山工場
107	(株)ウメカワ	大山町	平成18年6月9日	
108	(株)とりでん	鳥取市	平成18年6月23日	
109	鳥取トヨペット(株)	鳥取市	平成18年7月31日	
110	米子機工(株)	米子市	平成18年9月1日	
111	(株)エコビジネス	鳥取市	平成18年10月27日	
112	鳥取県庁	鳥取市	平成12年12月22日	
113	八頭町役場	八頭町	平成13年12月27日	
114	鳥取市役所(国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷の各支所含む)	鳥取市	平成14年12月16日	
115	大山町役場	大山町	平成15年3月20日	
116	鳥取県産業技術センター	鳥取市	平成15年12月19日	
117	鳥取県衛生環境研究所	湯梨浜町	平成16年2月20日	
118	三朝町役場	三朝町	平成16年2月25日	
119	米子市役所	米子市	平成17年12月8日	

※マルチサイト方式の取得又は移行した事業所

	企業名(県内事業所)	所在地	認証取得日	備考
1	三洋電機グループ ・鳥取三洋電機(株)経営企画ユニット ・マルチメディアBU ・カーマルチメディアBU ・鳥三Bサービス・ホームアプライアンスBU (グループ企業傘下で活動)	鳥取市	平成9年12月24日	H16年 三洋電機グループ マルチサイト化
2	ワシントンホテル(株)ワシントンホテルプラザ事業部(鳥取・米子)	鳥取市他	平成11年6月18日	
3	イオン(株)(ジャスコ鳥取店、津ノ井店、鳥取北店、日吉津店)	鳥取市他	平成12年6月28日	
4	大宝関西(株)(鳥取工場)	鳥取市	平成12年10月13日	
5	(株)鳥取グリコ(江崎グリコ(株))	南部町	平成12年12月1日	
6	エヌエス環境(株)中・四国支社(山陰営業所)	鳥取市	平成13年10月5日	
7	安泰ニット(株)	日野町	平成14年9月4日	
8	コクヨ(株)(コクヨ事務用品工業(株)鳥取工場、青谷工場)	鳥取市	平成11年2月26日	
9	三洋エプソンイメージングデバイス(株)(鳥取事業所)	鳥取市	平成9年12月22日	

※主たる事業所(本社)が他都道府県に所在し、支店を含めて一括取得している方式で把握分

資料4 鳥取県版環境管理システム(TEAS)登録状況 (H18.9.30時点)

種規格

	名称	所在地	初回登録日
1	老人保健施設ふたば	鳥取市	H15.12.22
2	鳥取県商工会連合会	鳥取市	H16.3.12
3	(有)笠井環境衛生社	米子市	H16.3.24

	名称	所在地	初回登録日
4	(財)鳥取県産業振興機構	鳥取市	H17.3.17
5	(株)ヨネザワ	鳥取市	H17.3.31
6	中一建設(株)	若桜町	H17.12.9

	名称	所在地	初回登録日
7	(有)中井電機製作所	倉吉市	H18.3.27
8	(株)プラスサービス	鳥取市	H18.3.27

種規格

	名称	所在地	初回登録日
1	中海工業(株)	倉吉市	H15.2.13
2	(株)栄進工業	湯梨浜町	H15.2.13
3	石田工業(株)	倉吉市	H15.2.13
4	鳥取県立米子南高等学校	米子市	H15.7.18
5	(株)栄和工機	北栄町	H16.1.6
6	(有)八幡建設	湯梨浜町	H16.3.24

	名称	所在地	初回登録日
7	独立行政法人雇用・能力開発機構 鳥取職業能力開発促進センター	倉吉市	H16.3.24
8	いいたけ会館 対翠閣	湯梨浜町	H17.9.27
9	鳥取県立鳥取工業高等学校	倉吉市	H17.9.30
10	早田設備(株)	倉吉市	H17.9.30
11	(有)スイコー商会	倉吉市	H17.9.30
12	鳥取県立米子高等技術専門学校	米子市	H18.1.11

	名称	所在地	初回登録日
13	(有)山本精機	岩美町	H18.3.27
14	(財)鳥取県体育協会	鳥取市	H18.3.27
15	(財)鳥取県体育協会鳥取県立倉吉体育文化会館	倉吉市	H18.3.27
16	(財)鳥取県体育協会鳥取県立米子屋内プール	米子市	H18.3.27
17	(財)鳥取県体育協会		

種規格(家庭・地域)

	名称	所在地	初回登録日
1	Y家	境港市	H15.2.13
2	N家	八頭郡	H15.6.6
3	陰田住宅自治会	米子市	H15.9.2

	名称	所在地	初回登録日
4	K家	鳥取市	H17.7.20
5	あおぞら児童クラブ	鳥取市	H17.7.20
6	H家	米子市	H18.8.9

	名称	所在地	初回登録日
7	O家	鳥取市	H18.9.8

種規格(学校)

	名称	所在地	初回登録日
1	郡家東小学校	八頭町	H15.2.13
2	河崎小学校	米子市	H15.2.13
3	東小学校	三朝町	H15.2.13
4	西小学校	三朝町	H15.2.13
5	尚徳中学校	米子市	H15.2.13
6	庄内小学校	大山町	H15.12.22
7	日野上小学校	日南町	H15.12.22
8	多里小学校	日南町	H15.12.22
9	福栄小学校	日南町	H15.12.22

	名称	所在地	初回登録日
10	石見東小学校	日南町	H15.12.22
11	石見西小学校	日南町	H15.12.22
12	日南中学校	日南町	H15.12.22
13	光徳小学校	大山町	H16.3.3
14	名和中学校	大山町	H16.3.5
15	岩美西小学校	岩美町	H16.3.5
16	岩美北小学校	岩美町	H16.3.5
17	湊山中学校	米子市	H16.3.5
18	岩美南小学校	岩美町	H16.3.12

	名称	所在地	初回登録日
19	岩美中学校	岩美町	H16.3.12
20	名和小学校	大山町	H16.3.12
21	南小学校	三朝町	H16.3.24
22	三朝中学校	三朝町	H16.3.24
23	西伯小学校	南部町	H17.2.14
24	北条小学校	北栄町	H17.3.29
25	北条中学校	北栄町	H17.3.29

種規格(小規模事業所)

	名称	所在地	初回登録日
1	障害者自立支援作業所げんき工房	北栄町	H16.3.3
2	生山クリーニング	日南町	H16.3.24
3	ウェーブ美容室	米子市	H16.3.24
4	ヤングドライ	鳥取市	H16.3.24
5	ルミ美容室	鳥取市	H16.3.24
6	ヘア&エステ ボヌール	鳥取市	H16.3.24
7	花美容室	鳥取市	H16.3.24
8	(財)鳥取県生活衛生営業指導センター	鳥取市	H16.3.24
9	ビューティーサロン山田	鳥取市	H16.3.24
10	やすこ美容室	鳥取市	H16.3.24
11	しもむら美容室	鳥取市	H16.3.24
12	TOTAL BEAUTY SPACE げんきはうす	倉吉市	H16.3.24
13	ハマモト美容室	湯梨浜町	H16.3.24
14	割烹 喜太亭 万よし	倉吉市	H16.3.24
15	味佳	倉吉市	H16.3.24
16	ホテルモナーク鳥取	鳥取市	H16.3.24
17	有限会社鴨河クリーニング店	鳥取市	H16.3.24
18	江尾ドライクリーニング	伯耆町	H16.3.24
19	BIRD'S EYE VIEW (バーズ・アイ・ビュー)	米子市	H16.10.18
20	理容みのり	境港市	H17.1.4

	名称	所在地	初回登録日
21	理容わたなべ	境港市	H17.1.4
22	ゆき理容所	境港市	H17.1.4
23	理容おかむら	境港市	H17.1.4
24	アダチ理容室	境港市	H17.1.4
25	山本理容所	境港市	H17.1.4
26	ヘアスタジオ T.M	境港市	H17.1.4
27	BARBER CLIPPERS	境港市	H17.1.4
28	ヘアポートもりわき	岩美町	H17.1.4
29	理容今西	岩美町	H17.1.4
30	堀理容所	岩美町	H17.1.4
31	理容シミズ	岩美町	H17.1.4
32	理容たむら	岩美町	H17.1.4
33	カットハウス出口	鳥取市	H17.1.4
34	カットクラブボーイズ	岩美町	H17.1.4
35	理容つるぎ	岩美町	H17.1.4
36	松本美容室	境港市	H17.1.4
37	美容室トレンドヘアワタナベ	米子市	H17.1.4
38	ひろ美容室	境港市	H17.1.4
39	広瀬美容室	境港市	H17.1.4
40	フミ美容室	境港市	H17.1.4

	名称	所在地	初回登録日
41	えんどう美容室	境港市	H17.1.4
42	美容室ティアラ	境港市	H17.1.4
43	カットハウスまき	境港市	H17.1.4
44	カットハウスアミ	境港市	H17.1.4
45	まえはら美容室	境港市	H17.1.4
46	エムラ美容室	境港市	H17.1.4
47	ビューティサロンおもだに	境港市	H17.1.4
48	富士美容室	境港市	H17.1.4
49	美容室アンティ	境港市	H17.1.4
50	かわばた美容室	境港市	H17.1.4
51	ヘア&フェイスあづま美容室	境港市	H17.1.4
52	美容室クレフ	境港市	H17.1.4
53	サロン・ド・まあみ	境港市	H17.1.4
54	マロニエ美容室	境港市	H17.1.4
55	足口美容室	大山町	H17.1.4
56	アヤ美容室	米子市	H17.1.4
57	ヒグチ美容室	米子市	H17.1.4
58	タニダ美容室	米子市	H17.1.4
59	松本美容室	米子市	H17.1.4
60	野田美容室	伯耆町	H17.1.4

この環境白書は、次の各課が執筆し、生活環境部環境立県推進課が取りまとめました。
各課に電話にてお問い合わせの際は、県庁の大代表番号 0857-26-7111 におかけください。

- 総務部** 税務課、教育・学術振興課、管財課、中部総合事務所、西部総合事務所、日野総合事務所
- 企画部** 地域自立戦略課、協働推進室、交通政策課
- 文化観光局** 文化政策課、観光課
- 生活環境部** 環境立県推進課、水・大気環境課、衛生環境研究所、循環型社会推進課、食の安全・くらしの安心推進課、景観まちづくり課、公園自然課、住宅政策課
- 商工労働部** 産業開発課
- 農林水産部** 農政課、経営支援課、生産振興課、畜産課、耕地課、林政課、森林保全課
- 県土整備部** 道路企画課、道路建設課、河川課、治山砂防課、空港港湾課
- 教育委員会** 小中学校課、高等学校課、家庭・地域教育課、教育環境課、文化課

環境関連ホームページのご紹介

鳥取県では、インターネット上に次のような web サイトを設けて、環境問題、環境行政に関する様々な情報を提供しています。どうぞご覧下さい。

<とっとりエコなび>

<http://www.pref.tottori.jp/seikatu/kankyo/>

また、とっとりエコなびの中から、次の内容について知ることができます。ご利用ください。

- ・環境についての統計資料 (大気や化学物質の状況 等)
- ・許可・申請 (水質汚濁防止法に基づく届出 等)
- ・条例・規制・基準 (鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例 等)
- ・鳥取県環境白書 (平成 15 年版以降の白書があります)
- ・鳥取県環境基本計画
- ・鳥取県環境立県アクションプログラム、及び同概要版
- ・各種計画 (中海水質保全計画 等)
- ・環境教育資料 (環境教育アドバイザーの紹介 等)
- ・イベントカレンダー

平成 18 年版 鳥取県環境白書

平成 18 年 1 1 月発行

編集・発行 鳥取県生活環境部環境立県推進課
〒680-8570 鳥取市東町 1 丁目 2 2 0 番地
電話 (0857) 26-7111 (代表)
内線 (7205)
E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp